

障害者自立支援法の見直しに係る主な論点

(Ⅰ) 相談支援

- ① ケアマネジメントの在り方
- ② 相談支援体制

(Ⅱ) 地域における自立した生活のための支援

- ① 地域での生活の支援
- ② 就労支援
- ③ 所得保障

(Ⅲ) 障害児支援

- ① ライフステージに応じた支援の充実
- ② 相談支援や家庭支援の充実
- ③ 施設の見直し等による支援の充実

(Ⅳ) 障害者の範囲

- ① 障害者の定義
- ② 手帳制度

(Ⅴ) 利用者負担

(Ⅵ) 報酬

(Ⅶ) 個別論点

- ① サービス体系
- ② 障害程度区分
- ③ 地域生活支援事業
- ④ サービス基盤の整備
- ⑤ 虐待防止・権利擁護
- ⑥ その他

障害者自立支援法の見直しに係る主な論点：相談支援

項目	主な論点
① ケアマネジメントの在り方 ア. サービス利用手続の在り方	○ 自立支援法におけるケアマネジメントの在り方 ・ サービス利用手続の在り方
イ. サービス利用計画作成費の在り方	・ サービス利用計画作成費の対象 等
② 相談支援体制 ア. 相談支援事業の在り方	○ 相談支援事業の量的整備 ○ 相談支援事業の質の向上
イ. 自立支援協議会等	○ 自立支援協議会の設置促進及びその機能の向上

相談支援について

相談支援について(全体像)

- 障害者の自立した生活を支えていくためには、
 - ・ 障害者の抱えるニーズや課題にきめ細かく対応するため、必要な情報の提供や助言等を行うとともに、様々な地域の資源や、契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと
 - ・ また、個々の障害者への支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくことが必要であり、こうした相談支援の充実を図るため、以下の3つの観点から施策の充実を検討してはどうか。

1. 地域における相談支援体制
2. ケアマネジメントの在り方
3. 自立支援協議会

- ※ 相談支援は障害者施策全般に幅広く関わるものであり、上記のほか、
 - ・ 地域移行の促進のための相談支援は部会論点の「Ⅱ－①地域での生活の支援」
 - ・ 障害児に係る相談支援は部会論点の「Ⅲ 障害児支援－②相談支援等の充実」
 - ・ 成年後見制度の利用支援については部会論点の「Ⅶ－⑤の権利擁護（成年後見等）の普及方策」において検討を行う。

(参考)相談支援事業の現状

障害者相談支援事業

- ・一般的な相談支援(情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等)

【財源】 一般財源(交付税)

機能強化

- ・市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)
- ・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
- ・成年後見制度利用支援事業

【財源】 地域生活支援事業費補助金

国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・相談支援充実・強化事業

(家庭訪問等)

【財源】基金事業

(市町村／相談支援事業者に委託可)

(広域的・専門的な支援)

都道府県

一般的な相談支援

サービス利用計画作成費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】自立支援給付

国1/2、県1/4、市町村1/4

障害者自立支援法
第32条による
「サービス利用計
画作成費」の支給

障害者自立支援法
第77、78条による
「地域生活支援事
業」として実施

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者に限定

サービス利用計画

1. 地域における相談支援体制

現状①

【市町村】

- 市町村では、次のとおり、一般財源(交付税)により一般的な相談支援を行うとともに、地域生活支援事業費補助金(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)により相談支援事業の機能強化を行っている。

一般的な相談支援 (一般財源)	<事業の具体的内容> ① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ② 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) ③ 社会生活力を高めるための支援 ④ ピアカウンセリング ⑤ 権利の擁護のために必要な援助 ⑥ 専門機関の紹介 等
機能強化 (補助金)	① 市町村相談支援機能強化事業 …… 専門職員を市町村等に配置 ② 住居入居等支援(居住サポート)事業 …… 入居支援や入居後の24時間支援を実施 ③ 成年後見制度利用支援事業 …… 成年後見制度の申立に要する経費、後見人等の報酬の全部又は一部を助成。

- 相談支援体制については、地域の実情に応じて適切な形で整備を進めることとされており、次のような例が想定されている。

- (1) 3障害に対応できる総合的拠点を設置 (平成20年4月現在で、63%の市町村が設置)
- (2) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携
- (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置(5%の市町村が設置)

現状②

【都道府県】

- 都道府県では、一般財源(交付税)、地域生活支援事業費補助金(国1/2、都道府県1/2)により、以下のような事業を実施している。

①専門性の高い相談支援	・ 発達障害者支援センター運営事業(補助金) ・ 障害児等療育支援事業(一般財源) 等
②広域的な支援	・ 都道府県相談支援体制整備事業(補助金) ……地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等を行うアドバイザーを配置
③相談支援者の育成	・ 相談支援従事者研修事業(補助金)
④身体障害者相談員 ・ 知的障害者相談員	・ 身体障害者、知的障害者の相談に応じ、その更生に必要な援助を行うことを、社会的信望や熱意・見識のある者に委託。地域において様々な経験を活かした相談や助言等を行う役割が期待されている。 (一般財源。ただし相談員に対する研修については補助金)

現状③

【指定相談支援事業者】

- 指定相談支援事業者は、都道府県知事の指定を受けて、サービス利用計画の作成、事業者との連絡調整等の支援を行うこととされている。(P8～「2. ケアマネジメントの在り方」参照)
- また、市町村は上記の相談支援事業の実施を指定相談支援事業者に委託可能とされている。
- 指定相談支援事業者には、一定の研修を受けた相談支援専門員を配置することとされている。
(平成20年4月1日現在で全国2,735事業所)

課題①

(市町村ごとの取組状況)

- 障害者の自立を支援していく上で、障害福祉サービスとともに、相談支援の充実が必要であるが、一般的な相談支援は市町村の一般財源(交付税)による取組であり、取組状況に差があるとの指摘がある。

(参考) 市町村による主な意見 (実施状況とあわせ調査したもの(障害福祉課調べ))

- ・ 相談支援事業の財源が交付税での措置であり、財源確保が課題
- ・ 3障害まとめて相談することができる人材の確保や、体制の整備が課題
- ・ 相談支援専門員の資質向上が課題

- 地域生活支援事業費補助金による相談支援についても、取組状況に差がある。

(参考) 市町村における実施状況(20年4月1日現在)

・ 市町村相談支援機能強化事業 (専門職員の配置等)	実施	40%	実施予定	8%	未実施	52%
・ 居住サポート事業	実施	11%	実施予定	3%	未実施	86%
・ 成年後見制度利用支援事業	実施	31%	実施予定	6%	未実施	63%

(相談支援の質の確保)

- 現在、相談支援について、直営のみで行っている市町村が22%、相談支援事業者に全部又は一部を委託している市町村が78%となっている。
 - ・ 市町村直営で行っている場合
 - … 各市町村でケースワーカー等を配置して実施しているが、人事異動などがあるため質の維持・向上が課題になっているとの指摘がある。
 - ・ 相談支援事業者が行っている場合
 - … 相談支援従事者に対する研修事業で質の向上を図っているところであるが、事業者によって相談支援の取組状況や支援内容に差があるとの指摘がある。
- また、障害者同士によるピアカウンセリングや身体・知的障害者相談員による相談援助を活用することにより、厚みのある相談支援を行うべきとの指摘がある。

(総合的な相談支援を行う体制)

- 障害者の相談支援について、多様なニーズや課題を抱える障害者がいる中で、一般的な相談支援からサービス利用の支援、地域移行の支援、地域生活における24時間の支援、権利擁護など、多様な相談支援を提供し、かつ、それぞれの障害者のライフステージに応じて一貫して支援していけるような総合的な相談支援の体制を、今後、それぞれの地域で充実させていくことが必要となっている。
- また、地域における相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援に専門的に対応する人材の確保やノウハウの蓄積を通じて質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置することを検討すべきとの指摘がある。



【論点(案)】

(地域における相談支援体制の強化)

1. 地域における相談支援体制について、市町村による相談支援の充実や地域生活支援事業費補助金の活用を促すことなどにより、全国的に必要な相談支援の事業が実施されるよう、強化を図っていくべきではないか。

(相談支援を担う人材の質の向上)

2. 相談支援を担う人材について、研修事業の充実を図るなど、質の向上を図っていくべきではないか。

また、障害者同士のピアカウンセリングなどの活用を図っていくべきではないか。

(総合的な相談支援を行う体制)

3. 地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置するなど、総合的な相談支援体制を充実させていくことについて、どのように考えるか。

2. ケアマネジメントの在り方

(1) サービス利用計画作成費

現 状

- 一般的な相談支援に加え、障害者自立支援法では、支給決定を受けた障害者(児)であって一定の要件を満たす者に対し、「サービス利用計画作成費」を支給し、サービス利用計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行う等の支援を受けられるようにしている。

<サービス利用計画の内容> … 次ページ参照

- ・ 障害者の生活に対する意向・ニーズ
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 生活全般の解決すべき課題
- ・ 提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期
- ・ 障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料、これを担当する者
- ・ 障害福祉サービスを提供する上での留意事項

※単なるサービスの
組合せだけでなく、
生活全般に関わる
援助の目標や計画
を作成

- 現行では、「サービス利用計画作成費」の対象者は、次の場合に限定されている。

- ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者(寝たきり状態にある者等)

サービス利用計画の例 ①

受付 No. 氏名 A 様 〇〇 年 〇 月 〇 日作成

援助の全体目標	家族(父親)が長期入院することになり、自宅で一人暮らしが始まります。Aさんの生活が安定できるように支援を行います。Aさんの「自分の出来ることを増やしたい。仕事にも就きたい」という希望を実現できるよう支援を行います。	
	短期目標	長期目標
	一人暮らしを始めます。不安だけれど応援してくれる人と出来ることを一つずつ増やします(簡単な調理が出来るようにする)。	訓練を受けて少しでも早く仕事に就けるようにします(目標1年後)。

ニーズ	援助目標	サービス内容・頻度・時間	提供先・担当者・適要
夜が不安だ。ドアも壊れているので直して欲しい。	夜間、留守の時の戸締まりを確認し、また緊急時(困ったとき)の対応が出来るように図を作成し説明して安心出来るようにします。	①ドアの修繕(2ヶ所)・緊急時のSOSの方法を図にして説明 ②自分で戸締まりを行う ③隣家の協力(夜間の戸締まり、消灯確認) ④民生委員2名(毎週土・日曜)の見守り訪問(時間未定)	支援センターC(〇〇) TEL **-#### 自分 隣家(〇〇・〇〇) 民生委員(〇〇) TEL **-++##
自分で出来ることを増やしたい。	一人暮らしの不安をやわらげ、生活に必要な技能が身につくように支援します。まずは、おかずを1~2品程度、自分でつくれるようになるためヘルパーと一緒に作ります。	①ホームヘルプの利用(6回/週) 火曜・木曜・金曜・土曜(17:00~18:00)調理中心 水曜(17:00~18:30)日曜(10:00~11:30)調理と掃除中心 ②市障害者料理教室(月曜/週) ③生活支援事業(月曜)9:00~10:00 *電話の練習、土日の買物のお釣りの確認と整理など。 ④農作業を行う *田を荒らさないように草刈りをする	サポートセンター〇〇 (〇〇主任) TEL **-#### 市社会福祉協議会(〇〇) TEL **-#### 社会福祉法人〇〇 生活支援事業所〇〇(〇〇課長) TEL **-#### 自分
働きたい。	働くための生活リズムを作ります。どんな適性があるのか確認し、2ヶ月後には週5日の通所を目指します。	①就労移行支援(火曜・水曜・木曜・金曜)9:00~16:00 ②自力で休まず通所する	社会福祉法人〇〇就労移行事業所〇〇 (〇〇サービス管理責任者) TEL **-####
同年代の一人暮らしの様子を知りたい。	仲間や友人を増やしましょう、情報を増やしましょう。	①〇〇サロン 土曜/2週(14:00~16:00) *その他にある本人活動の参加は様子を見ながら、本人の希望に基づいて。	サポートセンター〇〇 (〇〇) TEL **-####
入院したら父を見舞いに行きたい。	定期的に見舞いに行けるようにガイドヘルパーと一緒に道順を覚えましょう。	①移動支援事業(毎週月17:00~・土曜日10:00~) 約2時間程度	サポートセンター〇〇 (〇〇) TEL **-####
将来も安心できるように支援してほしい。	財産管理や金銭管理が出来るよう支援します。	①叔母が月に1度(第2日曜日)訪問し確認する ②1週間の使ったお金を記録する ※近い将来、成年後見制度の利用を検討する必要がある	叔母〇〇 自分

サービス利用計画の例 ②

受付 No	氏名	A	様	〇〇年 〇月 〇日					備考	
	月	火	水	木	金	土	日			
早朝	0:00							①移動支援は、父親の病院見舞いに一人で行ける(道順を覚える)までの間、利用する。 ②生活支援事業・調理訓練は1ヶ月後に再評価し可能ならば就労移行支援の利用に変更を予定。 ③金銭管理は叔母が確認する。1週間の管理は生活支援(訪問)で行う。		
	1:00									
	2:00									
	3:00									
	4:00									
	5:00									
	6:00	起床								
	7:00	朝食								
午前	9:00	生活支援(訪問)	就労移行(通所)	就労移行(通所)	就労移行(通所)	就労移行(通所)		④生活支援(訪問)には、相談支援専門員も同行。		
	10:00						移動支援			
	11:00	料理教室							ホームヘルパー	
午後	12:00							⑤サロンは月2回のペースで参加		
	13:00						昼食			
	14:00						サロン(月2回)			
	15:00									
	16:00									
	17:00	移動支援	ホームヘルパー	ホームヘルパー	ホームヘルパー					
夜間	18:00							⑥夜間は電気の消灯を隣家が確認する。		
	19:00		夕食							
	20:00									
	21:00									
	22:00	就寝準備・就寝								
	23:00									

(サービス利用計画作成費の対象者)

- 障害者自立支援法では、障害者にケアマネジメントを提供するためサービス利用計画作成費の制度を導入したが、20年4月の利用者数は全国で1,920人(速報値)に過ぎないという状況となっている。
- 都道府県によっても、利用者が比較的多いところから、利用者がいないところまで利用状況に差がある。

→ 利用が少ない要因としては、サービス利用計画の作成が支給決定の後になっており、市町村やサービス事業者が一般的な相談支援の中で可能な範囲で対応していることが考えられ、(2)のとおり、サービス利用手続の在り方を検討していくことが必要。

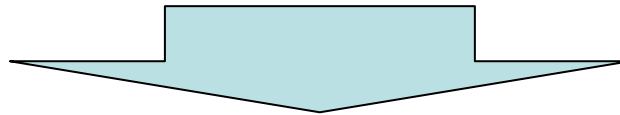
同時に、現在は、サービス利用計画作成費の対象者を限定しているが、今後、障害者の地域における自立した生活の支援を強化し、障害者が地域において継続して安心して暮らしていけるようにするためなど、次の視点から、対象者について拡大を検討していくことが必要。

[検討の視点]

- ・ 障害者が施設から退所等した後に、地域で継続して安心して生活していけるようにするため、あるいは家族から独立した生活を目指していくためなど、障害者の地域における自立した生活を支えていくためには、定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要があるのではないか。
- ・ ケアマネジメントにより専門的な者からのアドバイスを活用して、当該地域におけるサービスを幅広く組み合わせ利用できるようにすることは、障害者にとって選択肢の拡大につながるのではないか。

(続き)

- ・ 更に、施設入所者についても、新体系において、日中活動を適切に組み合わせて利用していくことや、地域移行に向けたコーディネートを行っていくために、ケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないか。精神科病院の入院者についても、退院に向けてケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないか。等



【論点(案)】

(サービス利用計画作成費の対象者)

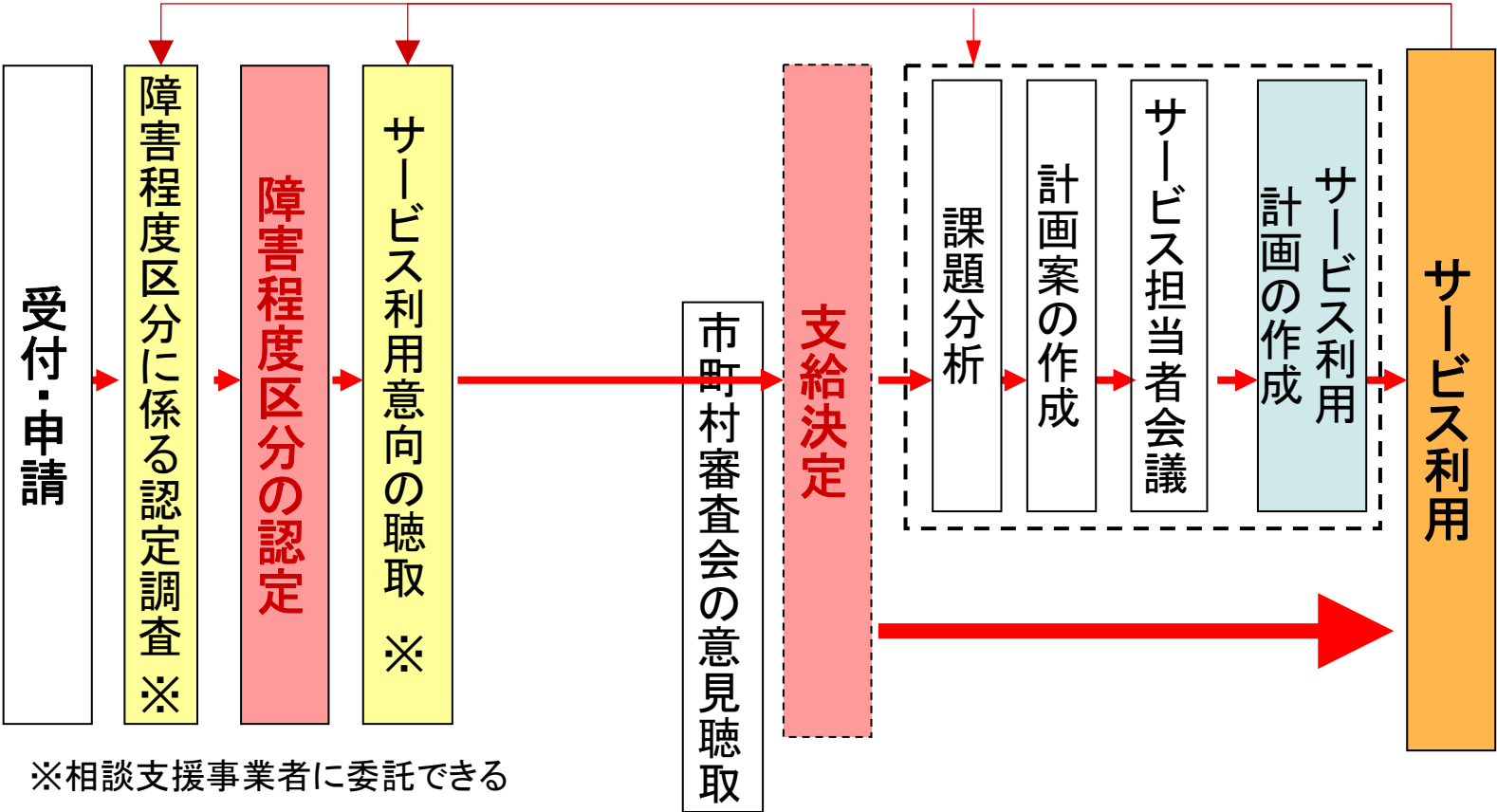
障害者の自立した生活を支えていくため、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していけるよう、サービス利用計画作成費について、施設入所者等を含め、対象者を拡大していくことについて検討していくべきではないか。

(2) サービス利用手続の在り方

現状

- 現行は、市町村は、障害程度区分、障害者を取り巻く環境、サービス利用意向を勘案して支給決定を行う。
(各市町村が予め定めた支給基準と乖離した支給決定案の場合には市町村審査会に意見を求める。)
- また、サービス利用計画の作成手続は、支給決定後(利用できるサービスが決まった後)となっている。

【現行の支給決定プロセス】

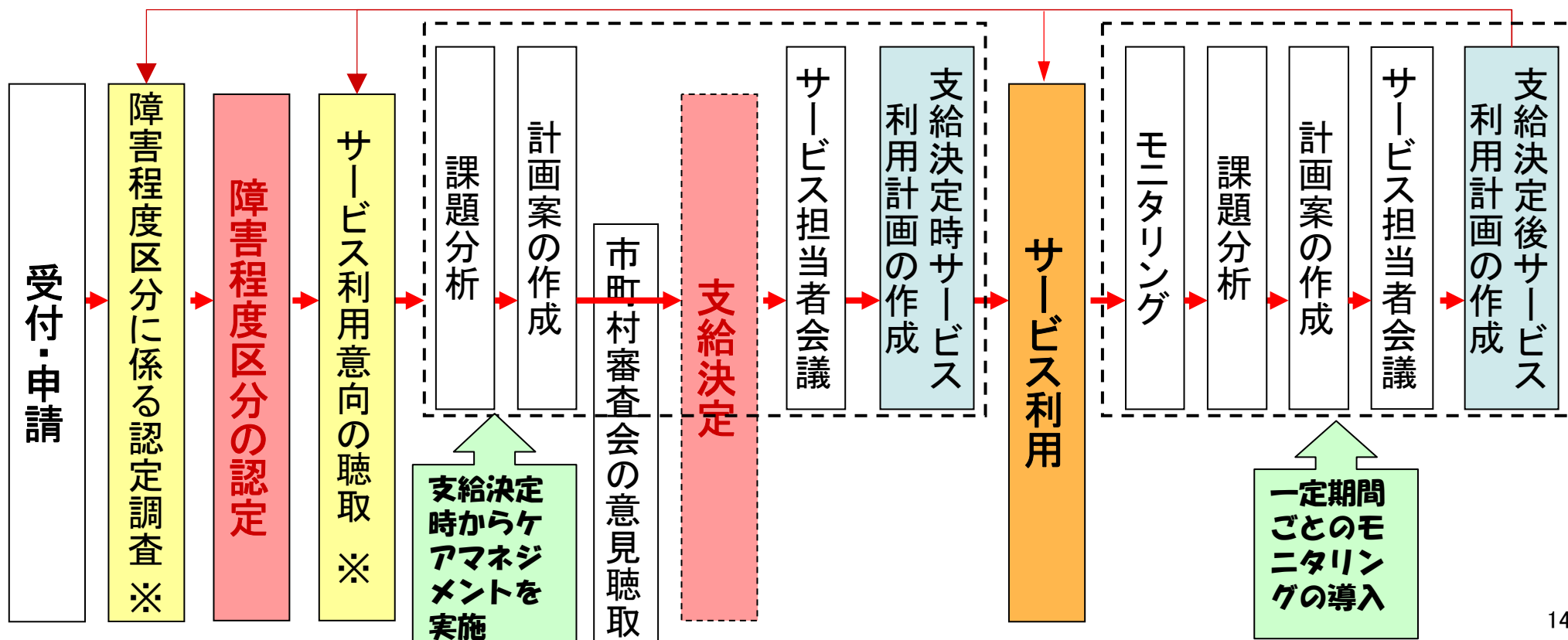


※相談支援事業者に委託できる

課題

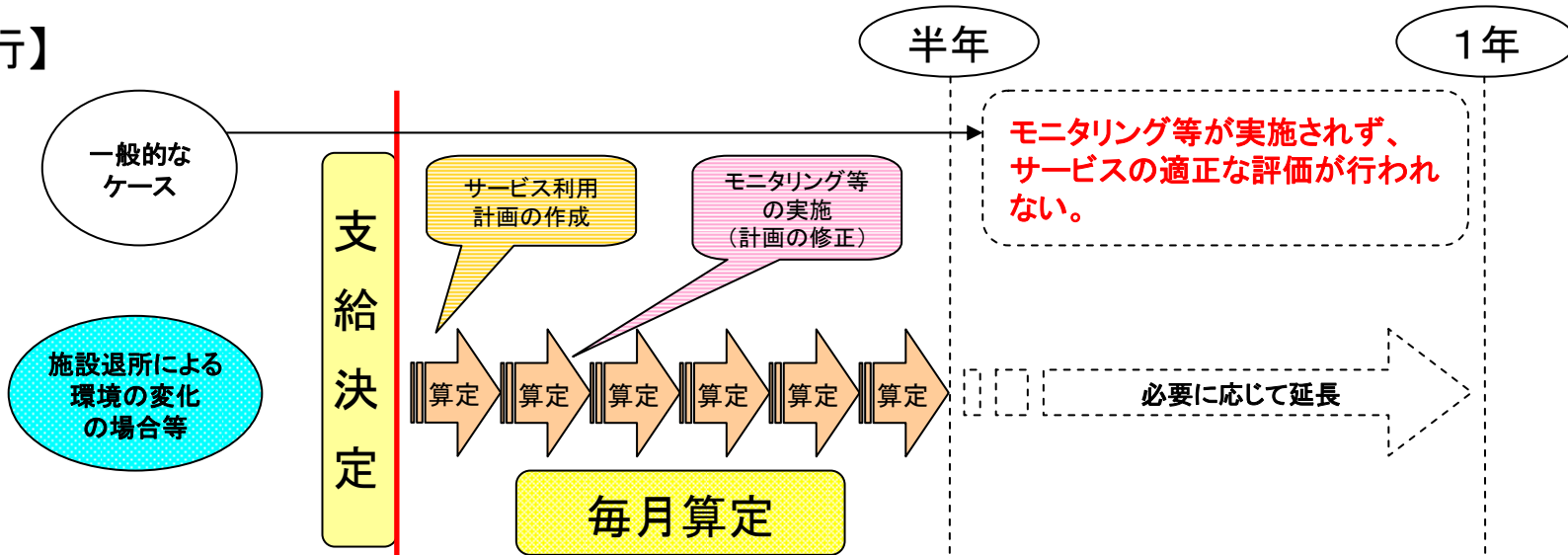
- サービス利用計画作成費の利用実績が低いことの要因の一つとして、現在のサービス利用手続においては、サービス利用計画の作成が、市町村による支給決定の後になっていることが指摘されている。
- また、現在のサービス利用手続について、障害者の受けるサービスが適切なもの（必要かつ十分なもの）となるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入して、支給決定の参考とすべきとの指摘がある。
- サービス支給決定時のほか、サービス利用計画に基づくサービスの利用が、当該障害者のニーズや課題の解消に適合しているかを確認するために、一定期間ごとにモニタリングを実施すべきとの指摘がある。

【見直した場合のイメージ例】

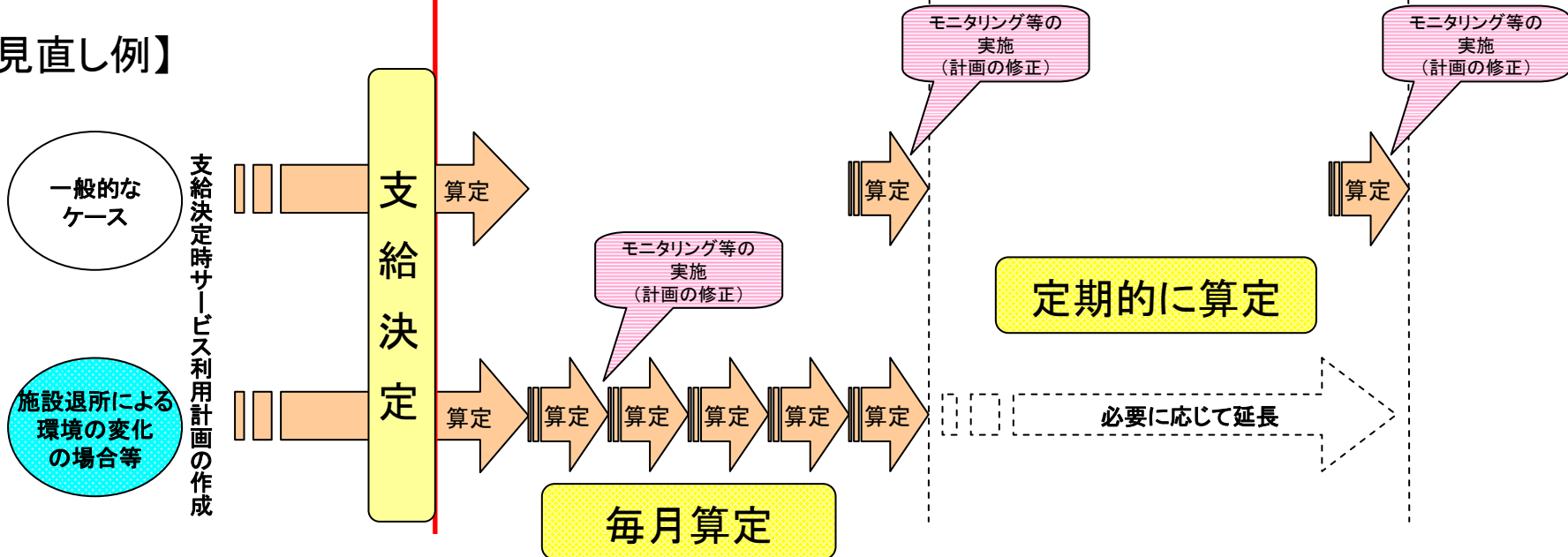


【モニタリングのイメージ例】

【現行】



【見直し例】



(続き)

- 現行制度では、障害者のニーズは多様であること等の理由から、市町村が、個人ごとに、その責任において統一かつ総合的な判断により支給決定を行う仕組みとなっている。

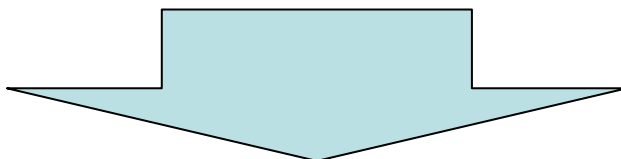
一方、サービス利用計画の作成は民間の指定相談支援事業者が行うこととされており、現行制度のまま支給決定のプロセスにケアマネジメントを導入した場合には、市町村が支給決定を行うという仕組みと整合性がとれないこととなるおそれがある。

したがって、市町村がその責任において統一かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みを維持しながら、どのように支給決定のプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入するかが課題となる。

→ 支給決定時におけるケアマネジメントについては市町村が関わっていくなどの工夫が必要ではないか。

- また、ケアマネジメントについて、対象者を見直していくこととあわせて、質の向上を図っていくべきとの指摘がある。

→ 研修の実施などにより、ケアマネジメントについて専門的に対応する人材の確保を図るなど、適切なケアマネジメントを実施できるような体制について検討が必要。



【論点(案)】

(サービス利用の手続)

1. サービス利用の手続について、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入することについて、どのように考えるか。その際、市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みとの整合性を確保するための工夫が考えられないか。

(モニタリングの実施)

2. サービス利用計画の作成後についても、サービス利用計画作成費の活用により、一定期間ごとにモニタリングを実施することとすべきではないか。

(ケアマネジメントを実施する体制)

3. 研修の実施などによる質の確保を含め、ケアマネジメントを実施する者、体制について、どのように考えるか。

3. 自立支援協議会

現状

○ 地域自立支援協議会

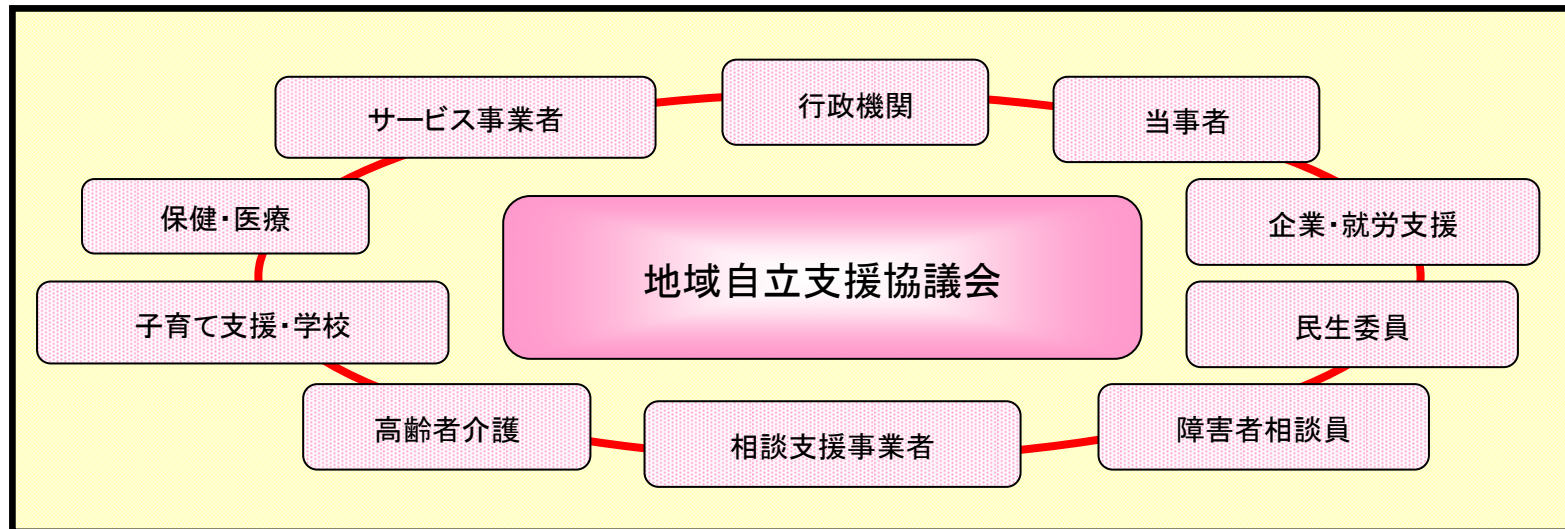
… 市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置。(一般財源で設置)

※複数市町村による共同実施可。また、運営を指定相談支援事業者に委託可

- 【主な機能】
- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
 - ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
 - ③ 地域の社会資源の開発、改善

○ 都道府県自立支援協議会

… 都道府県が、都道府県全体でのシステム作りに関する主導的役割を担う協議の場として設置。



(自立支援協議会の活性化)

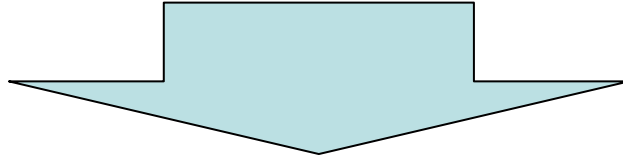
- 自立支援協議会の設置状況は次のとおりとなっており、地域の支援体制の構築のため、設置を促進していくことが必要となっている。また、現在は、自立支援協議会設置の法律上の根拠が明確ではない状況がある。

(20年4月1日現在)

都道府県自立支援協議会 45／47都道府県 = 95.7%
(富山県、宮崎県が今年度中に設置予定)

地域自立支援協議会 1,188／1,811市町村 = 65.6%
(366市町村(全体の20.2%)が今年度中に設置予定)

- また、自立支援協議会について、運営マニュアルの作成(平成19年度)や、都道府県のアドバイザーに対する研修(平成19年度から実施)などにより、協議会の立ち上げや運営の支援を行っているところであるが、運営状況に市町村等ごとに差があり、更に活性化を図っていくべきとの指摘がある。



【論点(案)】

(自立支援協議会の法定化)

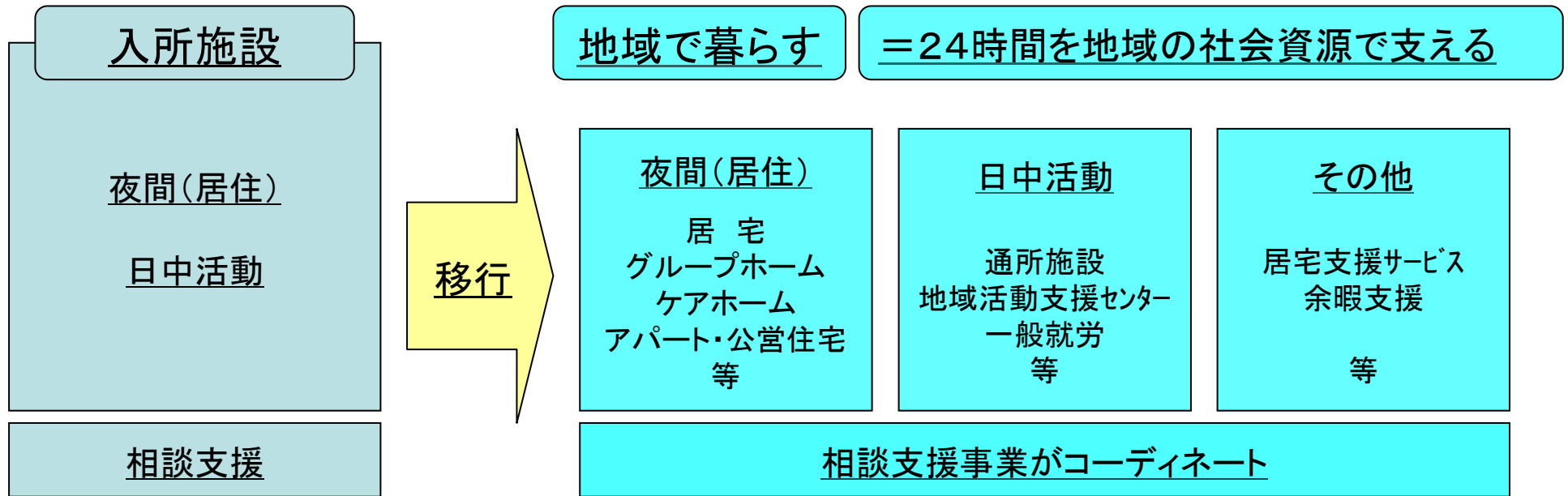
1. 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上の位置付けを明確にするべきではないか。

(自立支援協議会の運営の支援)

2. あわせて、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において設置・運営の支援を図っていくべきではないか。

相談支援について (参考資料)

障害者の地域生活と相談支援



※障害者の相談支援の役割

障害者の地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進すること。

これを具体的に行うのが相談支援事業であり、また、そのシステムづくりに関して、地域自立支援協議会が中核的役割を果たす。

障害者相談支援事業

【概要】

地域の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

市町村（指定相談支援事業者への委託可）

【事業の具体的内容】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営 等

市町村相談支援機能強化事業

【概要】

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する。〔地域生活支援事業費補助金〕

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【事業の具体的内容】

- ・ 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・ 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

【専門的職員の例】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援事業の機能を強化するために必要と認められる者

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

【地域生活支援事業費補助金】

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（１）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。）

（２）２４時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）

（３）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

成年後見制度利用支援事業

【概要】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る。

[地域生活支援事業費補助金]

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【対象者】

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

【事業の具体的内容】

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

相談支援充実・強化事業

【事業の目的】

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。〔基金事業〕

【事業の具体的内容】

(1) 実施主体 都道府県又は市町村

(2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

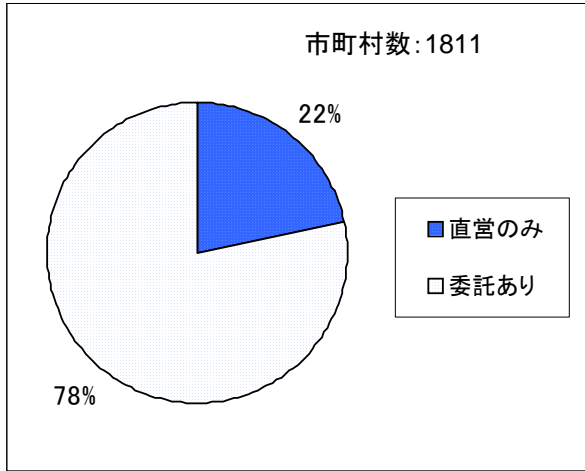
(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

【実施年度】 平成20年度

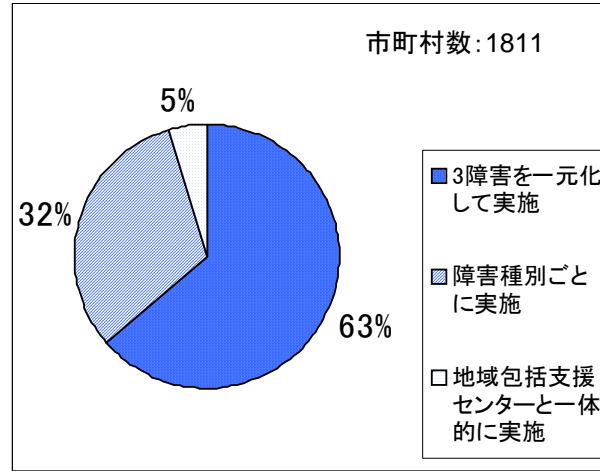
市町村相談支援事業の状況について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆障害者相談支援事業の実施方法



◆障害者相談支援事業の運営方法



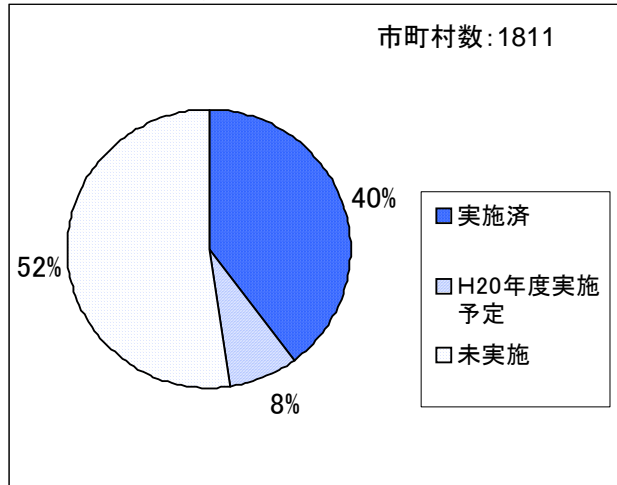
※3障害を一元化+障害種別ごと→3障害を一元に集計。

※地域包括支援センター+ 3障害を一元化又は障害種別ごと→地域包括支援センターに集計

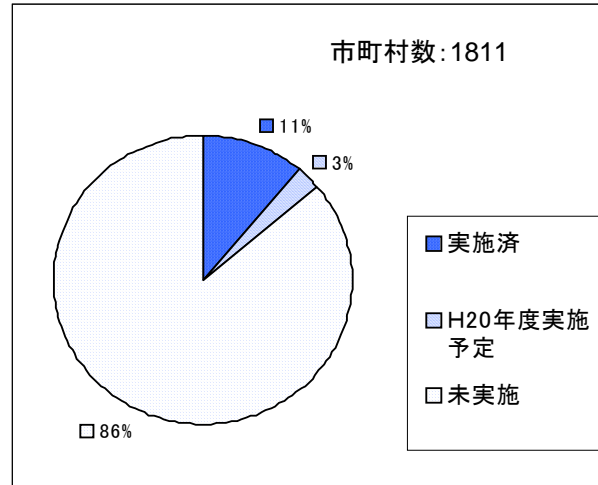
地域生活支援事業(補助金)の実施状況について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

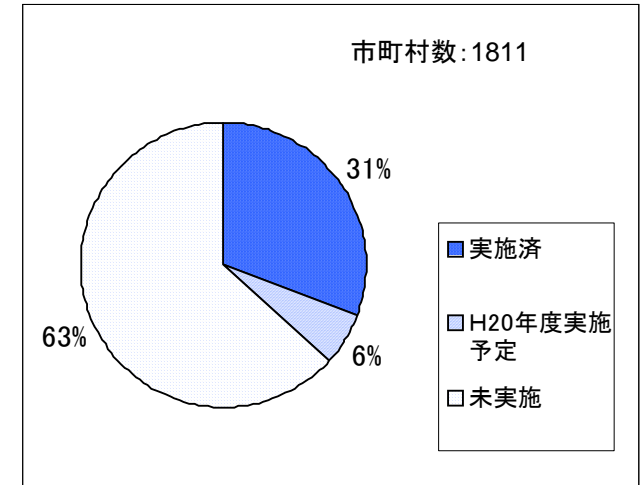
◆市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)の実施状況



◆住宅入居等支援事業の実施状況

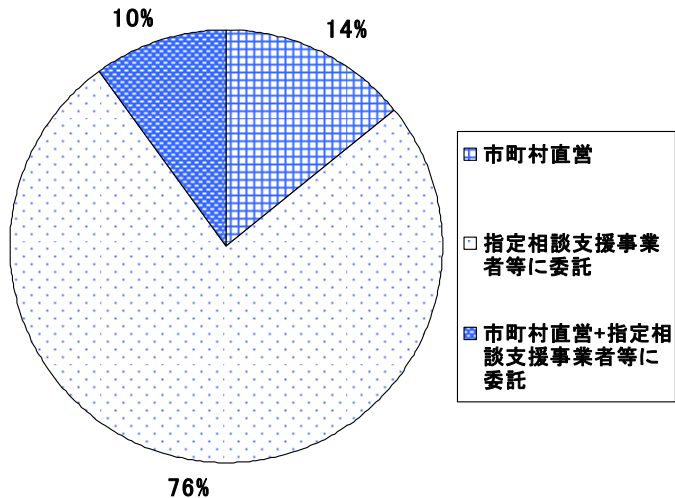


◆成年後見制度利用支援事業の実施状況



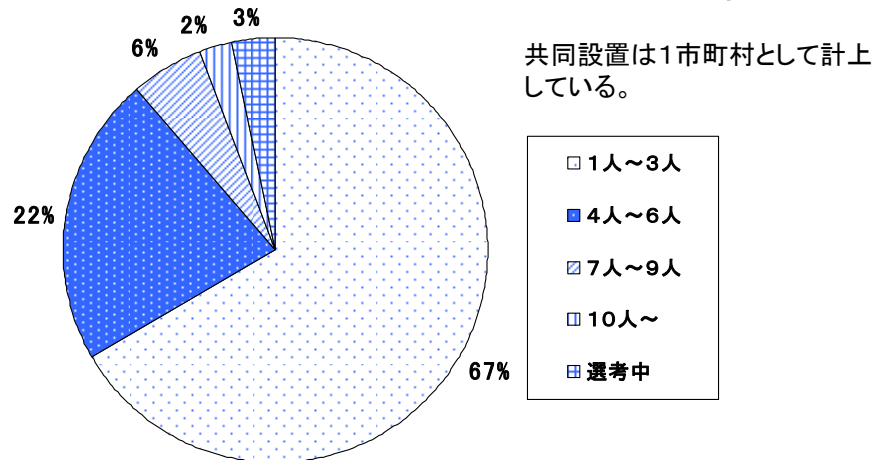
市町村相談支援機能強化事業の実施方法

(640市町村)



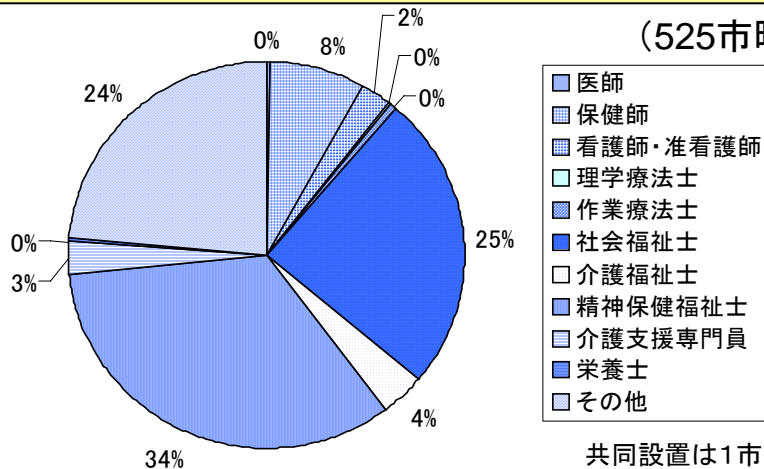
市町村相談支援機能強化事業の専門職員の人数

(525市町村)



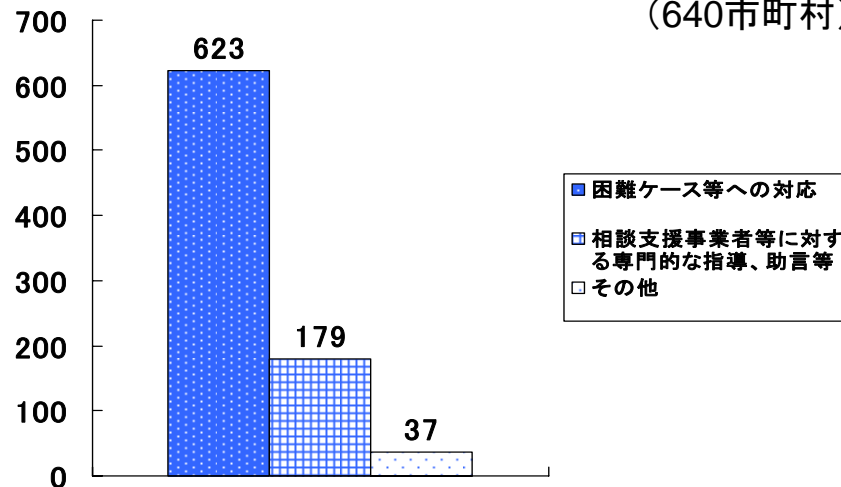
市町村相談支援機能強化事業の専門職員の資格

(525市町村)

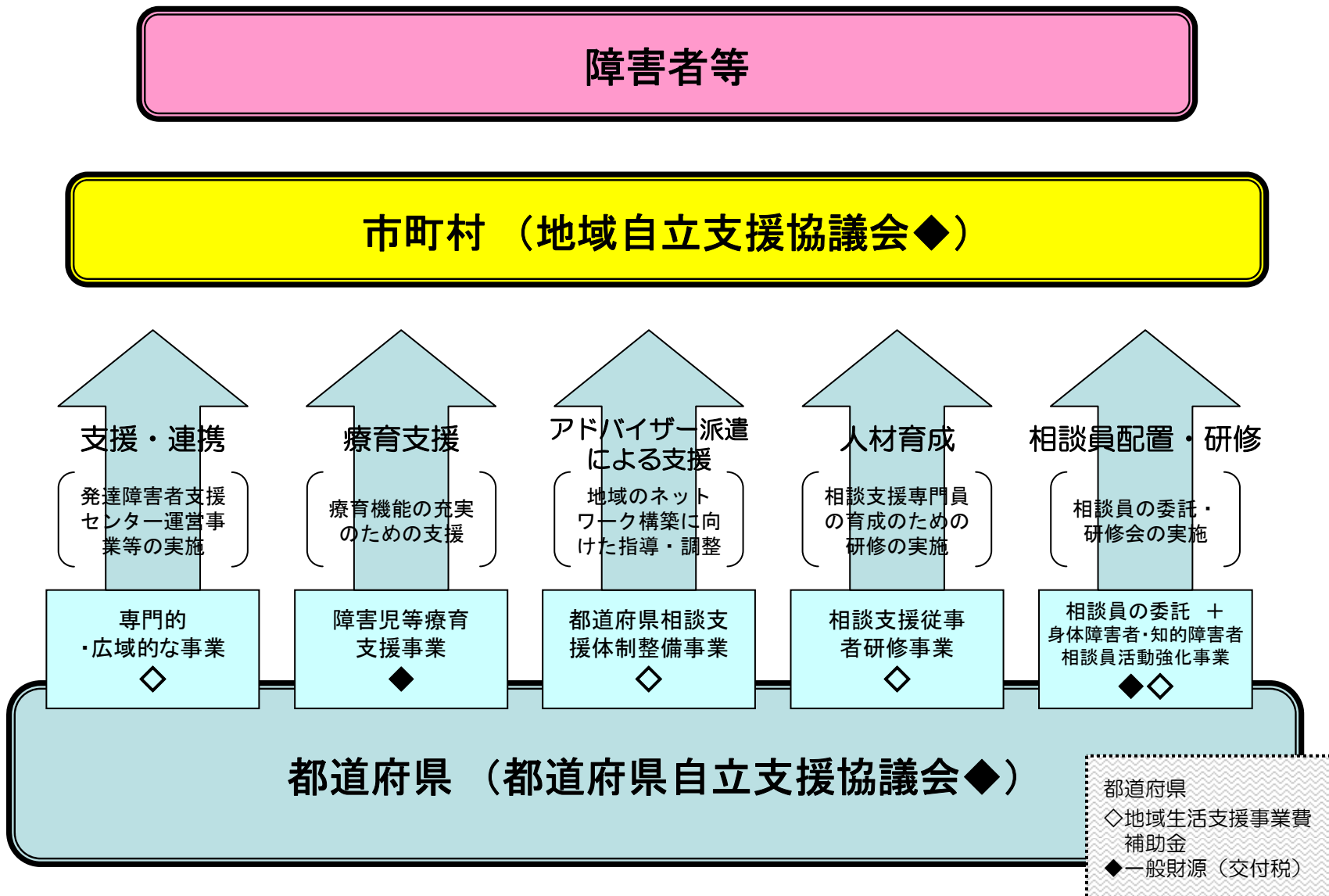


市町村相談支援機能強化事業の業務内容

(640市町村)



都道府県による支援体制(例)



都道府県相談支援体制整備事業

【概要】

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置する。

【地域生活支援事業費補助金】

【実施主体】

都道府県

【事業の具体的内容】

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域では対応困難な事例に係る助言
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- ・ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助 等

【アドバイザーの担い手】

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・ 障害者支援に関する高い識見を有する者

相談支援体制整備特別支援事業

【事業の目的】

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

【基金事業】

【事業の具体的内容】

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 特別アドバイザー派遣事業

- 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。
- 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。
 - ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
 - ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的で丁寧な支援
 - ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

② 相談支援事業立ち上げ支援事業

相談支援事業立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

③ ピアサポート強化事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備整備等について支援する。

【実施年度】 平成18年度～20年度

障害者相談員

● 相談員制度

- ・身体障害者相談員 身体障害者福祉法第12条の3 昭和42年発足
- ・知的障害者相談員 知的障害者福祉法第15条の2 昭和43年発足

※平成10年度から一般財源化(国の設置要綱廃止、都道府県等の要綱等で実施)

● 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関して

○ 身分

都道府県知事(指定都市・中核市市長)から相談・指導業務の委託を受けた民間のボランティア

○ 役割・業務(例)

- ① 初期相談、ガイド役としての相談活動、自身の豊かな人生体験や関係する団体・グループ等の組織活動の経験を生かした独自サービス
- ② 利用者と行政とのパイプ役
- ③ 障害と障害者に対する正しい認識と理解の普及、権利擁護

○ 配置状況

平成18年度の状況	身体障害者相談員	10,737人
	知的障害者相談員	4,383人

身体障害者更生相談所について

1 根拠法(都道府県は必置、指定都市は任意設置)

都道府県:身体障害者福祉法第11条第1項

指定都市:地方自治法施行令第174条の28

2 身体障害者更生相談所数(平成19年6月1日現在)

都道府県:59か所 指定都市:16か所

3 主な業務内容

① 専門的相談指導業務

② 判定業務

③ 市町村相互間の連絡調整等

④ 巡回相談

⑤ 地域における身体障害者リハビリテーション・社会参加の推進事業

4 職員配置(標準的な考え方)

所長、医師、嘱託医師(整形外科、外科、内科、眼科、耳鼻咽喉科)、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、ケースワーカー、保健師又は看護師、事務員 等

知的障害者更生相談所について

1 根拠法(都道府県は必置、指定都市は任意設置)

都道府県:知的障害者福祉法第12条第1項

指定都市:地方自治法施行令第174条の30の3

2 知的障害者更生相談所数(平成19年6月1日現在)

都道府県:60か所 指定都市:16か所

3 主な業務内容

① 相談・判定業務

② 技術的指導

③ 巡回相談

④ 連絡調整・情報提供

4 職員配置(標準的な考え方)

所長、医師(精神科の診療に経験の深い者。嘱託も可)、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー、看護師、その他必要とする職員(業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談所等と兼務可)

精神保健福祉相談員・精神保健福祉センターについて

【精神保健福祉相談員】

● 概要（精神保健福祉法第48条第1項）

精神保健福祉相談員とは、都道府県及び市町村が、精神保健福祉センター、保健所等の施設に配置し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、精神障害者及びその家族を訪問して必要な指導を行う職員。

● 身分（精神保健福祉法第48条第2項）

精神保健福祉士、医師等、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有する者のうちから都道府県知事又は市町村長が任命する。

● 配置状況

238人（精神保健福祉センター）、1,435人（保健所）、798人（市区町村）

出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」、「地域保健・老人保健事業報告」平成18年度末現在

【精神保健福祉センター】

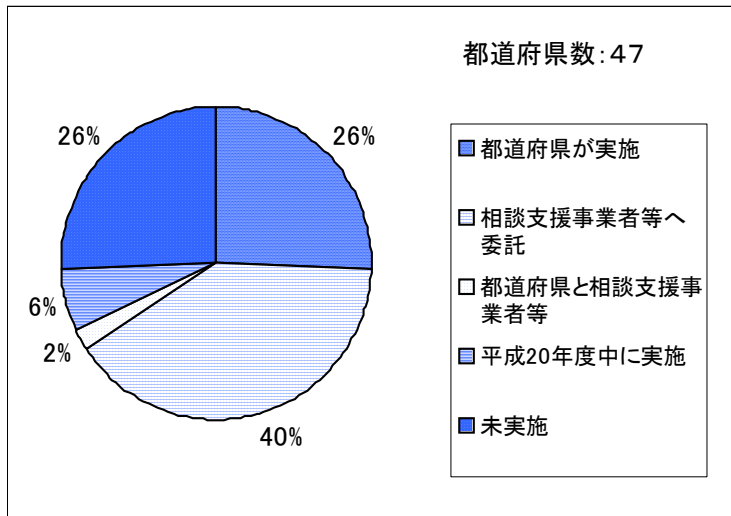
● 概要（精神保健福祉法第6条第1項）

精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、都道府県及び指定都市が設置するもの。

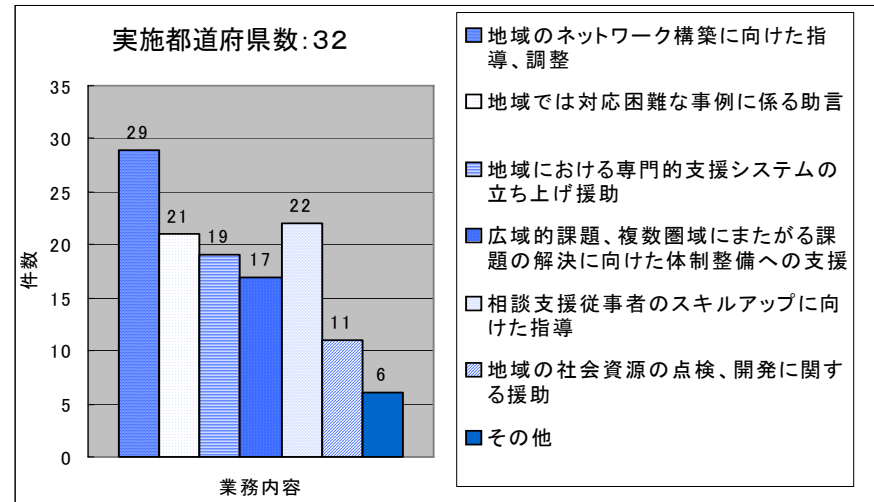
● 業務内容（精神保健福祉法第6条第2項）

- ① 精神保健福祉に関する知識の普及・調査研究
- ② 精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導
- ③ 精神医療審査会の事務局の役割
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定
- ⑤ 通院医療費の公費負担の判定
- ⑥ 障害者自立支援法の規定により、市町村に意見を述べることや必要な援助を行うこと

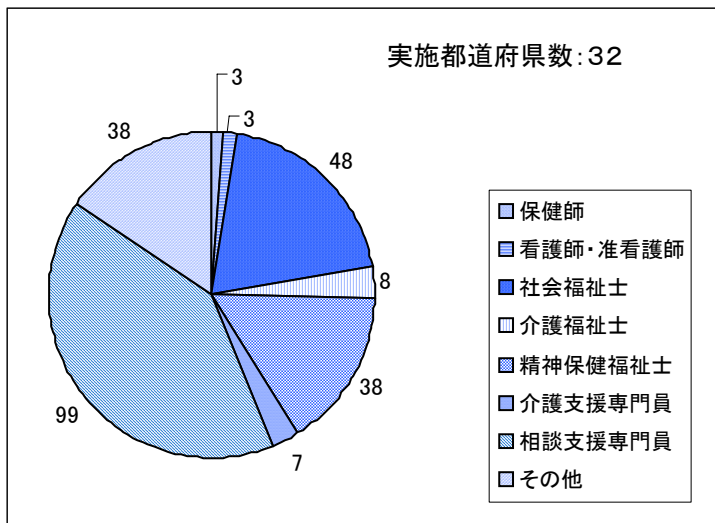
◆都道府県相談支援体制整備事業の実施状況



◆都道府県相談支援体制整備事業の業務内容



◆都道府県相談支援体制整備事業 アドバイザーの資格



◆相談支援体制整備特別支援事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)

都道府県数: 47(複数回答)

○特別アドバイザー派遣事業	実施37	実施予定2
○相談支援事業立ち上げ支援事業	実施33	実施予定4
○ピアサポート強化事業	実施30	実施予定5
○未実施	1	

指定相談支援事業者について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆指定相談支援事業者数

2,735事業者 ※平成20年4月1日現在

(うち相談支援事業について市町村の委託を受けている事業者1,805〔66%〕)

◆指定相談支援事業者に配置されている相談支援専門員数

4,005人

※平成20年4月1日現在の状況が不明な場合は指定時の人数を記載。

相談支援従事者養成研修について

【障害福祉課調べ(速報値)】

※ いずれも初任・現任研修の合計数

◆相談支援従事者養成研修の実施回数

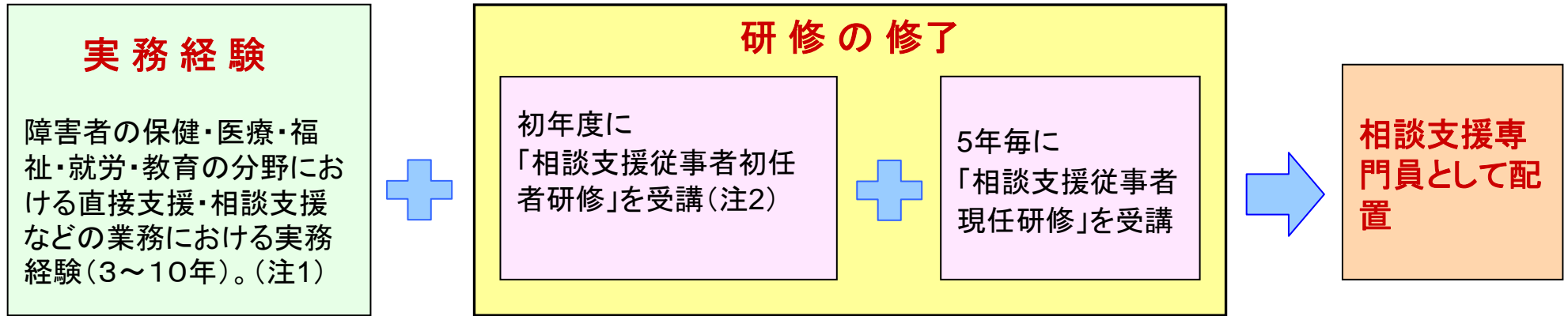
平成18年度	平成19年度	合計
87回	77回	164回

◆相談支援従事者養成研修の修了者数(延べ人数)

平成18年度	平成19年度	合計
15,221人	10,300人	25,521人

※制度施行前の研修を修了した者等が資格要件を満たすために受講した場合を含む。

相談支援専門員の要件



(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 過去に障害者ケアマネジメント研修を受講している者は、相談支援従事者研修(1日程度)を受講することで、相談支援専門員の業務を行うことができる。

研修カリキュラム

○初任者研修カリキュラム(合計31.5時間)

- ＜講義＞ 障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)、ケアマネジメントの手法に関する講義(8時間)、障害者の地域生活支援に関する講義(6時間)
- ＜演習＞ ケアマネジメントプロセスに関する演習(11時間)

○現任研修カリキュラム(合計18時間)

- ＜講義＞ 障害者福祉の動向に関する講義(1時間)、都道府県地域生活支援事業に関する講義(2時間)、地域自立支援協議会に関する講義(3時間)
- ＜演習＞ 障害者ケアマネジメントに関する演習(12時間)

【総論】

- ・ 一般的な相談支援事業や自立支援協議会については交付税による措置となっているが、各市町村とも歳出削減を進めている中で、必要な予算措置が困難な状況。
- ・ 相談支援事業の位置付けがあいまい。

【相談支援の質の確保について】

- ・ 障害者の相談支援は、経験と専門知識が必要であるが、そのような人材が育っていない。
- ・ 相談支援専門員の資質向上及び人員確保・育成、そのための経費負担。

【相談支援体制について】

- ・ 小規模自治体が、3障害をまとめて相談することができる人材の確保や体制を整備することが困難。
- ・ 実際には町が間に入ってマネジメントしている場合がほとんどであり、介護保険のケアマネのように、本人に必要なサービスをマネジメントする立場の者が制度として確立されることを望む。

【相談支援事業者について】

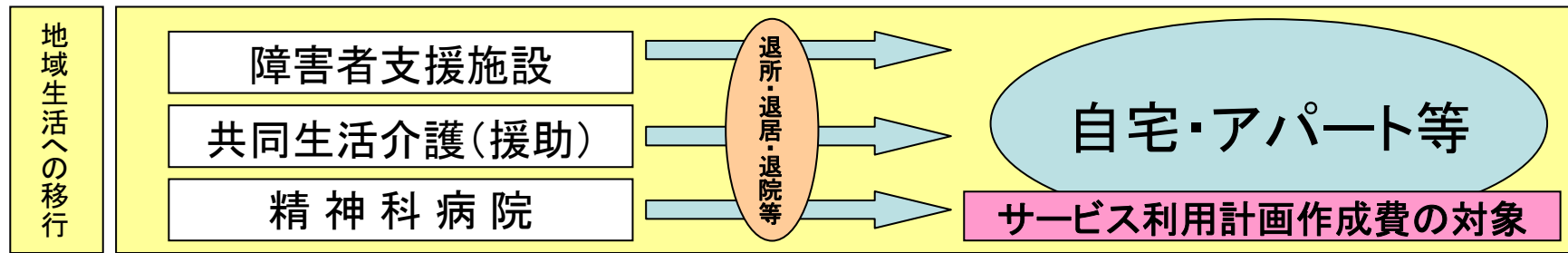
- ・ 指定相談支援事業のみで運営が可能な仕組みを作ることが必要。
- ・ 居住サポートについては、単一市町村で対応していくことが非常に難しい。24時間対応かつ、それぞれの障害に対応できる支援事業者がない。
- ・ 委託相談支援事業者の資質向上・同一法人への誘導の防止。

現在のサービス利用計画作成費の対象者

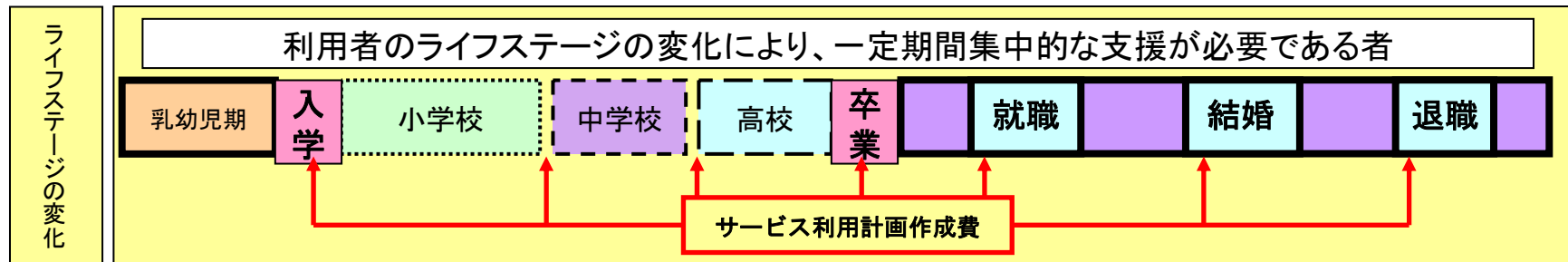
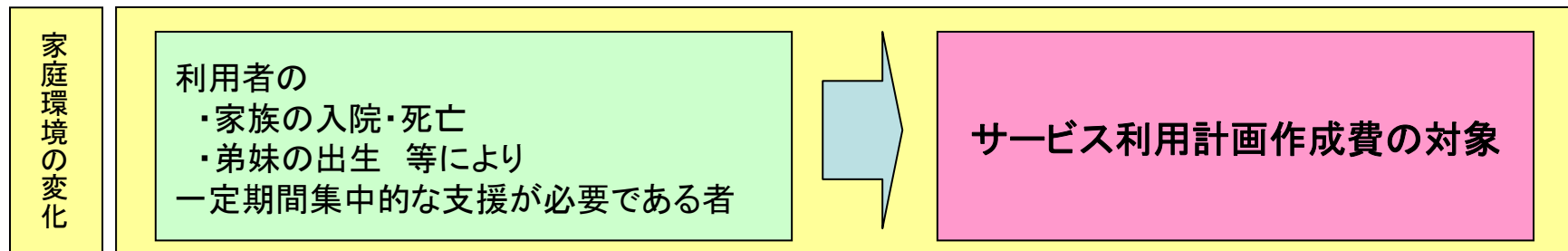
1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

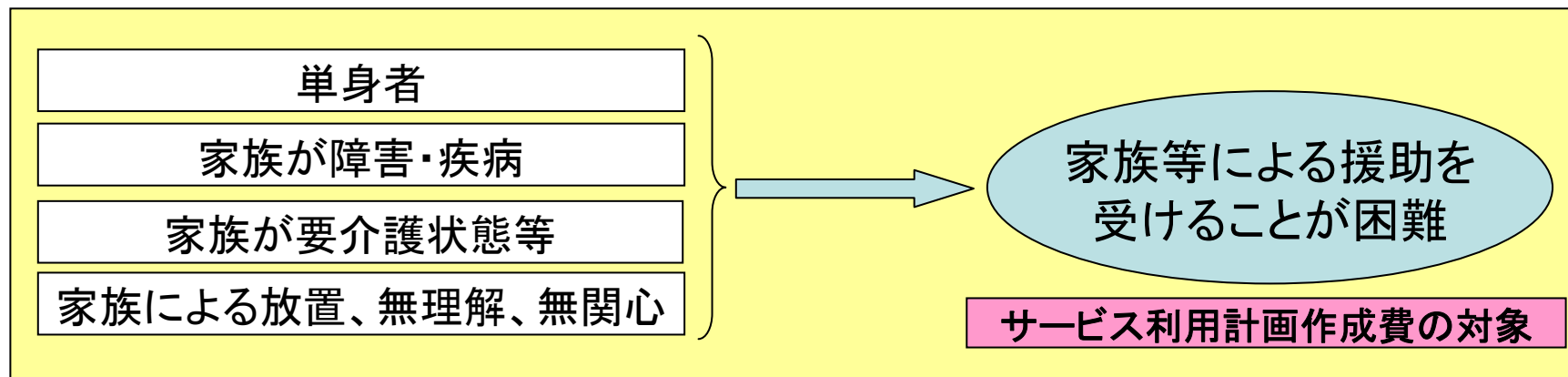
(1) 住環境の変化



(2) 生活環境の変化



2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。



3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

重度障害者等包括支援の対象者

類 型		状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

サービス利用計画作成費の対象

※重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は対象外

現在のサービス利用計画作成費の実績 【障害福祉課調べ(速報値)】

○ サービス利用計画作成費の支給決定者数（20年4月1日現在）

2, 269人

○ サービス利用計画作成費利用者数（20年4月分）

1, 920人

<参考> 都道府県別サービス利用計画作成費支給決定者数

○件数の少ない県

宮崎県 0件

鹿児島県 0件

徳島県 2件

青森県 8件

○件数の多い県

大阪府 412件

愛知県 150件

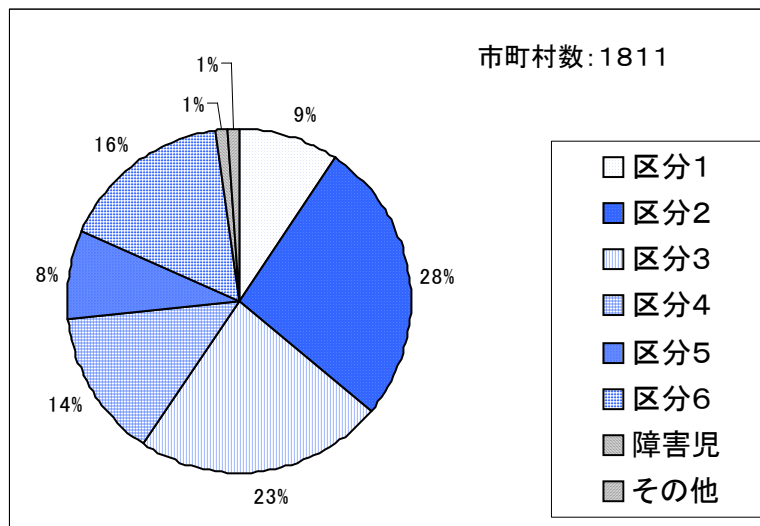
京都府 143件

広島県 100件

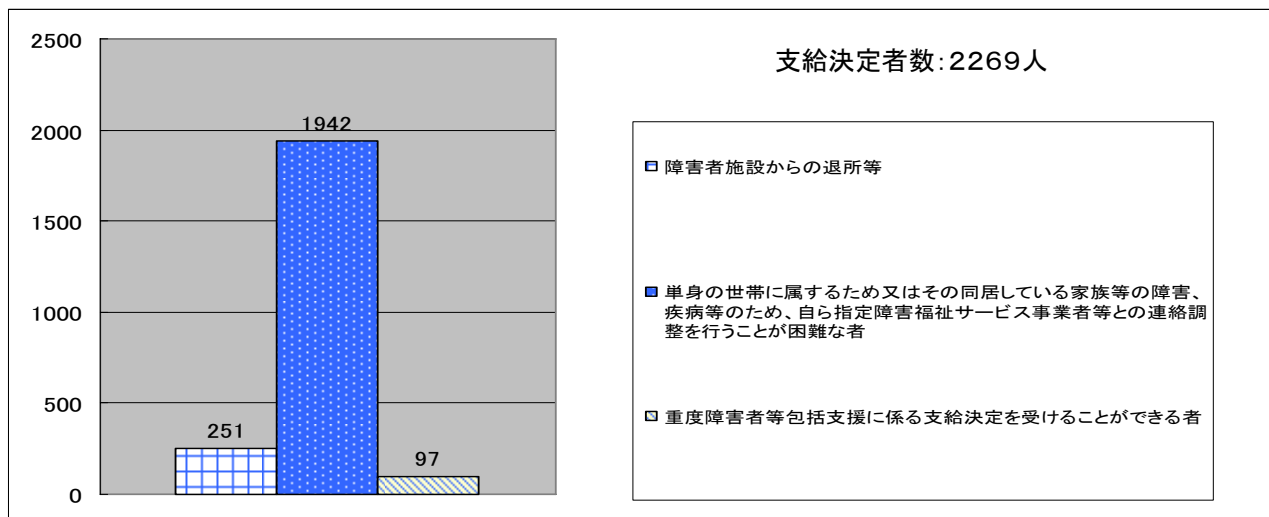
サービス利用計画作成費の支給状況等について

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆サービス利用計画作成費の利用者数(平成20年4月分)



◆サービス利用計画作成費支給決定者の支給決定事由(平成20年4月1日現在)



【サービス利用計画について】

- ・ サービス利用計画作成費を障害福祉サービスを利用する全員に支給できるよう、要件を緩和してもらいたい。
- ・ サービス利用計画作成について、現制度では支給対象者が限定されているが、障害者は、生活全般にわたる支援が必要であり、本人が計画の作成を希望する場合は、対象とするべきではないか。
- ・ 個別支援計画は支給決定後に作成する制度となっているが、認定調査時にアセスメントと本人ニーズを勘案の上で計画を作成し、支給決定を行なう仕組みとしないと、ケアマネジメントの機能が発揮できない。

地域自立支援協議会

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

【構成メンバー】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害当事者団体、学識経験者 等

【主な機能】

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

都道府県自立支援協議会

【概要】

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置する。

[一般財源（交付税）]

【実施主体】

都道府県

【構成メンバー】

指定相談支援事業者、学識経験者、市町村等

【主な機能】

- ・ 都道府県内の圏域（地域自立支援協議会単位）ごとの相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ その他（都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等）

自立支援協議会の設置状況について

【障害福祉課調べ(速報値)】

○ 都道府県自立支援協議会の設置都道府県数 (20年4月1日現在)

45/47都道府県 = 95.7%

※ H20年度中に設置予定 2県(富山県、宮崎県)

○ 地域自立支援協議会の設置市区町村数 (20年4月1日現在)

1,188/1,811市区町村 = 65.6%

※ H20年度中に設置予定 366市町村(全体の20.2%)

＜地域自立支援協議会における未設置の主な理由＞ (障害福祉課調べ)

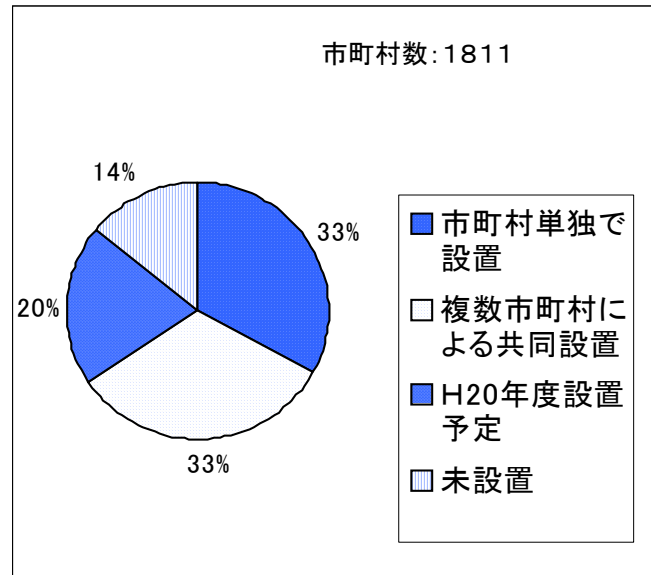
- ・小規模自治体では、協議会メンバーの確保が困難のため
- ・相談件数が少ないため
- ・関係機関が少ないため
- ・設置に向けての動きがわかっていないため
- ・合併を控えているため
- ・サービス調整会議で止まっているため
- ・取り組む余裕がなかったため
- ・近隣の市町村との連携が難しいため
- ・設置しなくても業務に支障がないため

地域自立支援協議会について(平成20年4月1日現在)

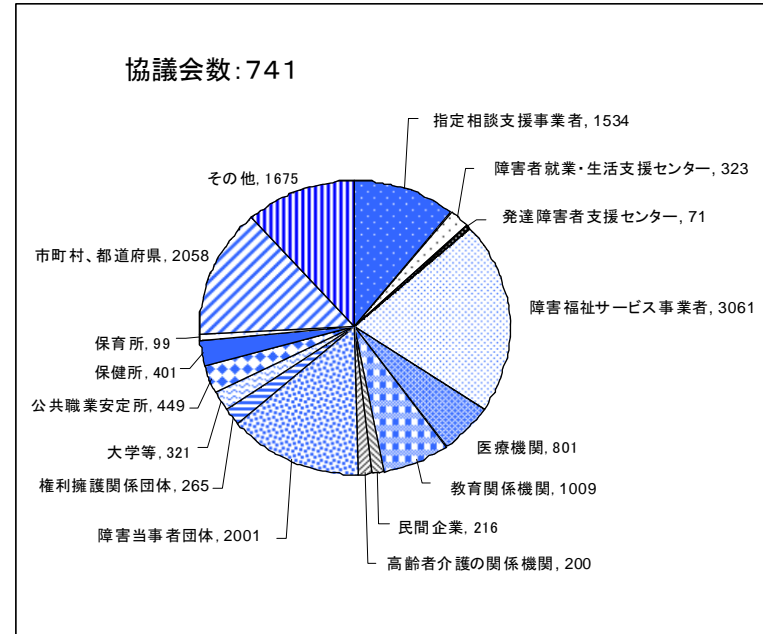
【障害福祉課調べ(速報値)】

※共同設置の場合は1協議会として集計している。
 ※専門部会にはワーキンググループも含む。

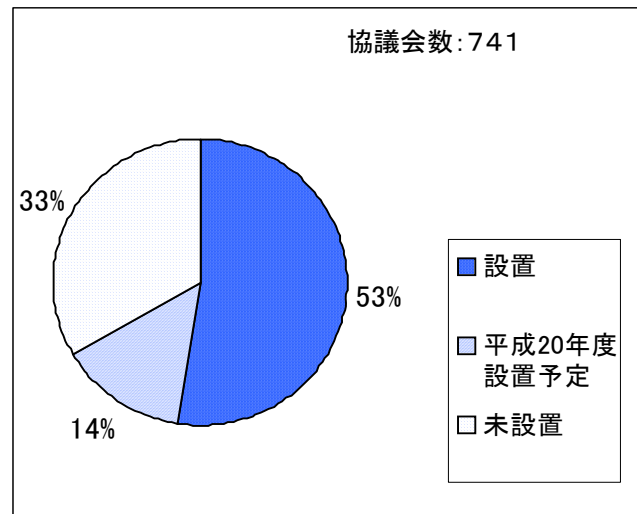
◆地域自立支援協議会の設置方法



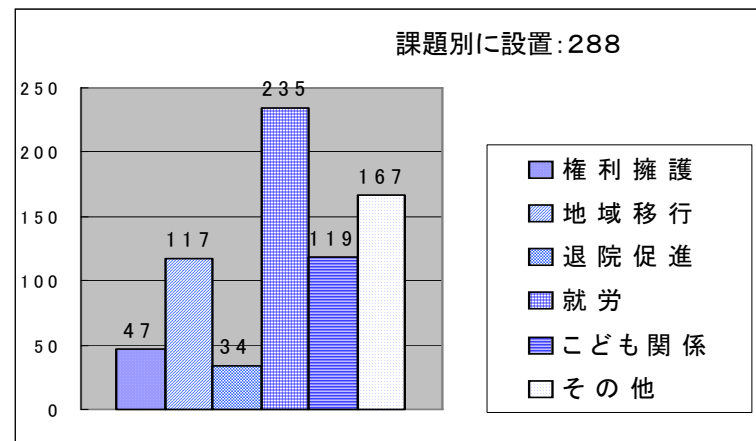
◆地域自立支援協議会における委員の所属



◆地域自立支援協議会における専門部会の設置状況



◆地域自立支援協議会における専門部会の種類(複数回答可)



都道府県別 地域自立支援協議会の設置状況（平成20年4月1日現在）

都道府県	市町村数	設置済		平成20年度 設置予定		未設置 かつ平成20 年度設置予定なし	
北海道	180	103	57.2%	37	20.6%	40	22.2%
青森県	40	31	77.5%	9	22.5%	0	0.0%
岩手県	35	35	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城県	36	25	69.4%	10	27.8%	1	2.8%
秋田県	25	20	80.0%	4	16.0%	1	4.0%
山形県	35	13	37.1%	15	42.9%	7	20.0%
福島県	60	12	20.0%	30	50.0%	18	30.0%
茨城県	44	13	29.5%	22	50.0%	9	20.5%
栃木県	31	23	74.2%	6	19.4%	2	6.4%
群馬県	38	38	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉県	70	52	74.3%	13	18.6%	5	7.1%
千葉県	56	53	94.6%	1	1.8%	2	3.6%
東京都	62	32	51.6%	4	6.5%	26	41.9%
神奈川県	33	31	93.9%	1	3.0%	1	3.1%
新潟県	31	25	80.6%	4	12.9%	2	6.5%
富山県	15	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
石川県	19	9	47.4%	8	42.1%	2	10.5%
福井県	17	16	94.1%	1	5.9%	0	0.0%
山梨県	28	12	42.9%	16	57.1%	0	0.0%
長野県	81	81	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	42	14	33.3%	17	40.5%	11	26.2%
静岡県	41	17	41.5%	8	19.5%	16	39.0%
愛知県	61	56	91.8%	5	8.2%	0	0.0%
三重県	29	20	69.0%	9	31.0%	0	0.0%
滋賀県	26	26	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
京都府	26	15	57.7%	8	30.8%	3	11.5%
大阪府	43	21	48.8%	10	23.3%	12	27.9%
兵庫県	41	25	61.0%	12	29.3%	4	9.7%

都道府県	市町村数	設置済		平成20年度 設置予定		未設置 かつ平成20 年度設置予定なし	
奈良県	39	27	69%	7	18%	5	13%
和歌山県	30	29	97%	1	3%	0	0%
鳥取県	19	19	100%	0	0%	0	0%
島根県	21	10	48%	10	48%	1	5%
岡山県	27	27	100%	0	0%	0	0%
広島県	23	19	83%	4	17%	0	0%
山口県	20	14	70%	4	20%	2	10%
徳島県	24	16	67%	7	29%	1	4%
香川県	17	17	100%	0	0%	0	0%
愛媛県	20	14	70%	6	30%	0	0%
高知県	34	13	38%	12	35%	9	27%
福岡県	66	19	29%	17	26%	30	45%
佐賀県	20	20	100%	0	0%	0	0%
長崎県	23	9	39%	9	39%	5	22%
熊本県	48	47	98%	0	0%	1	2%
大分県	18	18	100%	0	0%	0	0%
宮崎県	30	8	27%	11	37%	11	37%
鹿児島県	46	10	22%	13	28%	23	50%
沖縄県	41	19	46%	15	37%	7	17%
合計	1,811	1,188	66%	366	20%	257	14%

障害者自立支援法の相談支援についての条文

(定義)

第五条 17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

- 一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。
- 二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この号において「サービス利用計画」という。)を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

(サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条 市町村は、支給決定障害者等であって、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)を利用するものその他厚生労働省令で定めるもののうち市町村が必要と認めたもの(以下この条において「計画作成対象障害者等」という。)が、都道府県知事が指定する相談支援事業を行う者(以下「指定相談支援事業者」という。)から当該指定に係る相談支援(第五条第十七項第二号に掲げる便宜の供与に限る。以下「指定相談支援」という。)を受けたときは、当該計画作成対象障害者等に対し、当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費を支給する。

- 2 サービス利用計画作成費の額は、指定相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定相談支援に要した費用の額)とする。
- 3 計画作成対象障害者等が指定相談支援事業者から指定相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画作成対象障害者等が当該指定相談支援事業者に支払うべき当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費として当該計画作成対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画作成対象障害者等に代わり、当該指定相談支援事業者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、計画作成対象障害者等に対しサービス利用計画作成費の支給があったものとみなす。
- 5 市町村は、指定相談支援事業者からサービス利用計画作成費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準(指定相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、サービス利用計画作成費の支給及び指定相談支援事業者のサービス利用計画作成費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業
 - 二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
 - 三 移動支援事業
 - 四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。
- 3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、前条第一項第一号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

- 2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

厚生労働省ウェブサイトでご意見を募集中

障害者自立支援法等の見直しについて〈ご意見募集〉

平成20年9月10日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

平成18年度に施行された障害者自立支援法について、法施行後3年後を目途に検討を加え、必要な見直しを行うこととされています。

また、昨年12月に「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」により、法の抜本的見直しに向けた課題と方向性が示されています。

このため、本年4月から社会保障審議会障害者部会において、検討を開始しており、本年中を目途にその方向性をとりまとめていただく予定にしております。

〈社会保障審議会障害者部会の開催状況〉

回	月日	次第	リンク	
第31回	4月23日	障害者自立支援法の施行状況等について	資料	議事録
第32回	5月28日	障害者の範囲、サービスの利用状況（利用者負担を含む）、相談支援、権利擁護	資料	議事録
第33回	6月9日	地域移行、住まい、就労支援、所得保障	資料	議事録
第34回	6月30日	障害児支援、サービス体系、地域生活支援事業、その他	資料	議事録
第35回	7月15日	関係団体ヒアリング①	資料	議事録
第36回	8月6日	関係団体ヒアリング②	資料	議事録
第37回	8月20日	関係団体ヒアリング③	資料	議事録
第38回	9月10日	障害者自立支援法の見直しに係る主な論点、障害児支援の在り方	資料	議事録

※以下随時追加

〈障害者自立支援法等見直しに関する意見の募集について〉

厚生労働省では、障害者自立支援法等の見直しに関し、今後の検討の参考とさせていただくため、広くご意見を募集します。

1 ご意見募集期間
平成20年9月10日から平成20年11月10日まで

2 ご意見募集内容
障害者自立支援法等見直しに関するご意見

3 ご意見提出方法
意見書（別紙様式）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（意見書は日本語で記入してください。）

ご記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります。（匿名希望、及びご意見も踏まえた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時その旨お書き添え願います。）また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 電子メール
shougaibukai@mhlw.go.jp

② 郵送
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

③ FAX
03-3502-0892

社会保障審議会障害者部会委員名簿

平成20年10月8日現在

嵐	谷	安	雄	(福)	日本身体障害者団体連合会副会長
安	藤	豊	喜	(財)	全日本聾唖連盟理事長
井	伊	久美子		(社)	日本看護協会常任理事
伊	藤	勇	一		全国身体障害者施設協議会会長
岩	谷		力		国立障害者リハビリテーションセンター総長
梅	田		恵		日本IBM(株)人事ダイバーシティ&人事広報担当部長
大	濱		眞	(社)	全国背髄損傷者連合会副理事長
川	崎	洋	子	(NPO)	全国精神保健福祉会連合会理事長
北	岡	賢	剛	(福)	滋賀県社会福祉事業団理事長
君	塚		葵		全国肢体不自由児施設運営協議会会長
小	板	孫	次	(財)	日本知的障害者福祉協会会長
坂	本	祐之輔			東松山市長
櫻	井	敬	子		学習院大学法学部教授
佐	藤		進		埼玉県立大学学長
◎	潮	谷	義	子	(財) 人権教育啓発推進センター理事
	新	保	祐	元	(福) 全国精神障害者社会復帰施設協会顧問
	副	島	宏	克	(福) 全日本手をつなぐ育成会理事長
○	高	橋	清	久	藍野大学学長
	竹	下	義	樹	(福) 日本盲人会連合副会長
	堂	本	暁	子	千葉県知事
	長	尾	卓	夫	(社) 日本精神科病院協会副会長
	仲	野		栄	(社) 日本精神科看護技術協会専務理事
	野	沢	和	弘	毎日新聞夕刊編集部長
	広	田	和	子	精神医療サバイバー
	福	島		智	東京大学先端科学技術研究センター教授
	星	野	泰	啓	(福) 全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会会長
	三	上	裕	司	(社) 日本医師会常任理事
	箕	輪	優	子	横河電機(株)CSR推進本部社会貢献室
	宮	崎	英	憲	東洋大学文学部教授
	山	岡		修	日本発達障害ネットワーク副代表
<専門委員>					
	小	澤		温	東洋大学ライフデザイン学部教授
	生	川	善	雄	千葉大学教育学部教授
	浜	井	浩	一	龍谷大学大学院法務研究科教授

(敬称略、五十音順)

◎部会長 ○部会長代理

第38回社会保障審議会障害者部会議事録

日 時：平成20年9月10日（水）14:00～16:56

場 所：厚生労働省9階 省議室

出席委員：潮谷部会長、高橋部会長代理、嵐谷委員、安藤委員、井伊委員、伊藤委員、岩谷委員、川崎委員、大濱委員、北岡委員、君塚委員、小坂委員、櫻井委員、佐藤委員、副島委員、竹下委員、鶴田委員、長尾委員、仲野委員、新保委員、浜井委員、広田委員、星野委員、箕輪委員、生川委員、福島委員、宮崎委員、中村参考人、林参考人、戸谷参考人

○潮谷部会長

定刻になりましたので、ただ今から第38回社会保障審議会障害者部会を開催いたします。委員の皆様方には、ご多忙な中においでいただきましてありがとうございます。議事に入ります前に、事務局から委員の出席状況、資料の確認等をお願いいたします。

○蒲原企画課長

それでは、事務局からご報告いたします。

まず、委員の皆さん方の出欠状況でございますが、坂本委員、堂本委員、野沢委員、三上委員、山岡委員、小澤委員から都合によりご欠席という連絡をいただいております。

なお、福島委員、長尾委員、佐藤委員は少し遅れるということでございますので、ご承知おきください。なお、坂本委員の代理として、東松山市健康福祉部長の林参考人がご出席でございます。また、堂本委員の代理として、千葉県健康福祉部次長の戸谷参考人がご出席でございます。山岡委員の代理といたしまして、日本発達障害ネットワーク理事の中村参考人がご出席でございます。

また、本日は、議題として障害児支援がテーマとして挙がっております。この関係で、雇用均等児童家庭局総務課より総務課長の代理として、杉上児童福祉調査官が参加でございます。また、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の新谷企画官が参加ということになってございます。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料の議事次第をとってもらいまして、障害者自立支援法の見直しに係る主な論点（案）というものが資料1でございます。

続きまして、2つ目の議題の障害児支援の関係の資料でございますが、資料番号右肩の上に、資料2-①と書いてございます。これは、障害児支援のところについての論点を先ほどの資料1から抜き出している資料でございます。これが資料2-①でございます。

その後、資料の2-②といたしまして、障害児支援の見直しについてという横長のペーパーがございます。その次に、資料2-③ということで、障害児支援見直しについての参考資料というものが入っています。この3つが主として資料2の関係のものでございます。

その後、参考資料でございます。右肩の番号で、参考資料1として、障害者部会におけるこれまでの主な意見及び団体ヒアリングにおける主な意見という資料がございます。

また、参考資料2といたしまして、以前にもお配りいたしましたけれども、今日のテーマでございます、障害児支援の関係で、検討会の報告書を配ってございます。

さらに資料の3といたしまして、第36回障害者部会の議事録ということでございます。

その後、資料の4といたしまして、発達障害者支援の推進に係る検討会、この報告書の関係がまとまりましたので、参考配布をいたしております。

なお、最後に、資料番号がついてございませんが、障害児支援に関する意見ということで、これは副島委員のほうから今日の議題の関係で、事前に提出があった資料でございます1枚お手元に配布をいたしております。

資料の関係は、以上でございます。ご確認をいただければというふうに思います。

○潮谷部会長

皆様、資料大丈夫でございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、障害者自立支援法の見直しに係る主な論点と障害児支援の在り方、この2つの議題がございます。

まず、1つ目の議題であります障害者自立支援法の見直しに係る主な論点ですが、本日は、これまで皆様方からいただきました意見、それから団体の方々からいただきましたヒアリング、その結果を論点という形で事務局のほうで、まとめていただいたところでございます。

それでは、まずこの論点について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○鈴木企画官

障害部企画官の鈴木でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料の1をお願いいたします。ただ今部会長からございましたように、これまでの皆様方のご意見、あるいは団体の方のヒアリングの結果、こういったものを踏まえまして、タイトルにございますが、自立支援法見直しに係る主な論点（案）ということで、柱立てをまず整理させていただきました。表紙のページのところがその全体の項目の柱立てということでございまして、全体7つ大きな柱を立てております。

1つ目が、相談支援、これについてはケアマネジメントの在り方とか、相談支援体制という細項目を立てさせていただいております。

それから、2つ目が、地域における自立した生活のための支援ということで、地域での

生活の支援、あるいは就労支援、所得保証と、この3点を項目として立てております。

それから、3番目に、障害児支援、1つ目がライフステージに応じた支援の充実、2つ目が相談支援や家庭支援の充実、3つ目が施設の見直し等による支援の充実。

それから、大きな柱の4つ目が、障害者の定義、あるいは手帳制度について論点として挙げさせていただいております。

それから、大きな柱5つ目が、利用者負担、6つ目が報酬、それから7つ目が個別の論点といたしまして、小項目といたしましては、サービス体系、障害程度区分、地域生活支援事業、サービス基盤の整備、虐待防止・権利擁護、その他という形で全体像を立てさせていただいております。

おめくりいただきまして、資料の1ページからでございます。

先ほどの項目を左側には書かせていただいております、右側にそれに具体的なご議論をいただく内容のイメージがわかるように、主な論点案として、より具体的に少し書かせていただいております。

まず、最初に相談支援につきましては、①としてはケアマネジメントの在り方とさせていただいておりますが、このところでは、自立支援法におけるケアマネジメントの在り方として、サービス利用手続の在り方、あるいはサービス利用計画作成費の対象、こういったものを具体的にご議論いただきたいと。

それから、2番目に相談支援体制ということで、これは、先ほどのサービス利用手続以外の部分も含めて、相談支援体制としては、その量的整備、あるいは質の向上といったことについて、また自立支援協議会につきましては、その設置促進、及びその機能の向上といったことについて論点として挙げさせていただいております。

大きな柱の2つ目といたしまして、地域における自立した生活のための支援、この項目の地域での生活の支援ということで、その細項目として、まず地域移行の促進ということで、具体的には地域移行を進める施策と課題、コーディネート機能、移行のための宿泊等の体験を支える給付、それから地域移行における入所施設などの役割、それから家族との同居からの地域移行、こういったことが主な論点かと考えております。

それから、地域での生活の支援の2つ目が、住まいの場の確保ということで、公営住宅の入居促進のことであるとか、あるいはいろいろご意見が出ましたけれども、グループホーム・ケアホームの整備促進、サービスの質の向上ということで、この部分で身体障害者のグループホーム・ケアホーム、あるいは夜間支援体制の充実など、ケアの向上、こういったことについてもご議論いただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、地域生活の3つ目の柱で、地域生活に必要な暮らしの支援ということで、具体的には、地域で生活する際に必要となる支援サービスとして、緊急時のサポートの充実、それからショートステイの充実、これは地域で暮らしている際に、緊急避難的に施設入所、あるいは入院に至らないようにするためにすると、こういう意味でのショートステイの充実。

それから、医療も含めた支援、こういったこと。それから、あとは訪問系サービス、ホームヘルプとか、そういったものでございますが、その在り方についても、暮らしの支援の項目でご議論いただきたいと思っております。

それから、地域生活の部分の2つ目の柱として就労支援、その細項目の1つ目が、就労支援施策の体系とさせていただいておりますが、この部分では、その全体像の整理であるとか、人材の育成、こういう全般的な事項について挙げさせていただいております。

それから、2番目に、一般就労への移行支援の在り方ということで、具体的には就労移行を促進する方策としておりますが、この部分は、主に自立支援法に基づく事業から一般就労への移行ということを念頭に置いた項目です。

具体的なその中身として、一般就労への移行の成果の評価の在り方。若干補足しますと、この部会のほうでも一般就労への移行が進むと就労移行支援事業者が大変辛いということのご意見もございましたけれども、そういった意味で、一般就労の成果を評価するということについてご議論いただきたいということです。

それから、次の・で、福祉現場の本人への外部からのアプローチ、こども舌足らずな表現でございますので、若干補足しますと、これも委員のご意見で、福祉現場に一般就労できる人がいるけれども、そういう方々を外部からきちんと評価するというようなことがございましたので、そういう意味で、外部からのアプローチと、こういったことも含めて、この部分をご議論いただきたいという趣旨でございます。

それから、支援ノウハウを持った専門職の配置、こういったことでございます。それから、特別支援教育からの移行の在り方、これは福祉就労に入る前に特別支援教育から一般就労にということでございます。

それから、就労移行後の継続的な支援、フォローアップの在り方、こういったものが移行支援の在り方としての中身と考えております。

それから、次に福祉的就労の在り方ということで、就労継続支援事業のB型の利用者像の明確化。あるいは、工賃引上げの支援、具体的には工賃倍増5ヵ年計画の取組状況の検証、こういったことについて論点として挙げさせていただいております。

それから、障害者雇用施策その他の関連制度ということで、雇用政策等との連携の在り方、障害者就労・生活支援センターの充実、こういったことについて掲げさせていただいております。

それから、地域生活の3つ目の柱で、所得保障、これについては右にありますように、年金、手当とか、住宅費への対応、こういったこと、所得の確保に係る施策の在り方についてご議論いただきたいということでございます。

次のページの3ページ目で、大きな柱の3番目の障害児支援でございます。本日、この後に、この項目に沿ってまた議論していただきたく資料も準備させていただいております。

まず、1つ目が、ライフステージに応じた支援の充実ということで、障害の早期発見、早期対応、これについては関係機関の連携による取組の強化、あるいは気になる段階から

の支援、次に就学前の支援ということで、障害児の保育所等での受入れ、通所施設の機能強化、この中身として、通所施設の地域支援の役割の強化、あるいは障害種別による施設類型の見直しと、こういったものがあると思っております。

それから、ウのところ、学齢期、青年期の支援ということで、放課後、夏休みの支援、それから卒業後の就労、あるいは地域生活に向けた関係施策が連携する点といったことが、ライフステージに応じた支援の充実ということの項目でございます。

それから、次に、相談支援や家庭支援の充実の1つ目で、ライフステージを通じた相談支援ということで、市町村を基本とした相談支援体制の構築、関係機関の連携強化、個別の支援計画の作成、活用。あるいは、家族支援の方策ということで、家族に対する養育方法の支援、あるいはレスパイトの支援、こういったものを挙げさせていただいております。

3つ目といたしまして、施設機能の見直し等による支援の充実、そのアとして、入所施設の在り方ということで、障害種別による施設類型の見直し、あるいは在園期間の延長措置の取扱いということで、重症心身障害児（者）の特性の対応も含めてご議論いただきたいということでございます。

それから、行政の実施主体ということで、通所施設、入所施設、それぞれについて、障害児行政の実施主体についていろいろご議論いただきたいということです。併せて、措置と契約との関係につきましても、ここでご議論いただきたいと考えております。

それから、法律上の位置付けとしては、障害児支援の根拠法、これについて論点として挙げさせていただいております。

おめくりいただきまして、4ページ、大きな柱のIV番目で、障害者の範囲、これについてはまず障害者の定義といたしまして、障害者の範囲についての基本的な考え方、これをまずご議論いただきたいと思っております。その上で、発達障害であるとか、高次脳機能障害であるとか、こういった者を障害者の定義に含めることの適否。

それから、2番目として、手帳制度ということでございますが、身体障害者の定義と手帳との関係ということで、手帳要件、これは手帳を持っているということが、障害者ということでございますが、この要件を外すことの適否。こういったことが論点かと考えております。

それから、大きなV番目で利用者負担ということで、その原則的な考え方、21年4月以降における利用者負担の在り方。それから、利用者負担の合算制度、こういったものなど、関連する諸制度の在り方、それから自立支援医療の負担等の在り方ということでございます。

それから、VI番目で、報酬といたしましては、報酬改定の基本的な考え方をご議論いただきたいということです。

それから、VII番目で個別論点、1つ目でサービス体系と書いてございますが、サービス体系についての基本的な考え方、あるいはいろいろご意見ありますけれども、日払い方式に対する評価。それから、日中と夜間に分けたサービス体系の評価。それから、就労移行

支援事業などは標準利用期間があるわけですが、これを設けることに対する評価。それから、新体系への移行促進。こういったものを論点として挙げさせていただいております。

それから、2番目に、障害程度区分ですけれども、その果たす役割。それから、各々の障害特性をより一層反映できる障害程度区分の開発についての考え方、障害程度区分によるサービス利用の範囲の設定の在り方。こういったものを論点として挙げさせていただいております。

それから、おめくりいただきまして、個別論点として挙げさせていただいているものの3つ目で、地域生活支援事業ということで、その対象事業、自立支援給付との関係の整理といったこと、それから地域生活支援事業の費用負担の在り方。それから、小規模作業所の移行促進。

4つ目としては、サービス基盤の整備という項目については、人材の確保、あるいはサービス量の確保として、中山間地等の過疎地域におけるサービス確保の在り方。それから、項目の5番目として、虐待防止・権利擁護ということで、障害者虐待防止法制について、あるいは権利擁護、成年後見などの普及方策、そして、その他とさせていただいておりますが、介護保険制度との関係、こういった論点を整理させていただきました。

本日ご議論いただいた後に、今後は、この論点の整理に従って、ご議論を深めていただくようにしたいというふうに事務局のほうでは考えているところでございます。以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

皆様方からちょうだいいたしました論議をこのような柱立ての中で、論点として整理をしたものでございます。

まず、この論点について、皆様方の中で、ご意見、あるいは自分が言ったところはどこに入っているんだろうというような質問等ございましたら、ぜひお出しいただきたいと思っております。

なお、お願いですけれども、ポイントはできるだけ絞って、簡潔によろしくお願いいたします。

竹下委員、どうぞ。

○竹下委員

項目的な言い方で、4点だけ指摘させていただきます。まず、障害者権利条約が遅かれ早かれ、来年か、再来年に批准されるものと思うんですが、その関係で、障害者自立支援法が論議対象となるのかどうか。この点の意見も出ていたと思うんですが、この点についてが1点目です。

それから、2点目につきましては、これはもう既に含まれていると見るのかどうかです

が、自立支援給付と地域生活支援事業の2種類の立て方そのものについても論議するのかわからないのか。単にその2つを前提として議論するにとどまるのか。そうではなくて、この2種類そのものに矛盾がないのかという意味の類型そのものの立て方の論議はこの現在の整理の中に入ってくるのかどうか。これが2点目です。

それから、これは、論点というよりは、各の本質的な議論をする場合に、障害者自身のニーズやこれまでの短い期間にせよ、運用実績から来る矛盾との関連で見直し作業がどういう関連性を持つ議論の進め方になるのかどうか。

最後に、非常に小さいんですが、小さいけど重要なんですけど、一般就労との関係で、部会の委員さんだっただと思うんですけど、通勤保障というものを考えないと、就労支援が成り立たないんじゃないかという指摘があったと思いますけど、それはどこに入るのかどうか。もう入っているのであれば、そのご指摘をいただきたいと思います。以上です。

○潮谷部会長

それでは、事務局のほうから、お願いいたします。

○蒲原企画課長

1点目の権利条約との関係でございます。基本的にはこの審議会でも自立支援法の見直しということで、自立支援法について幅広くご議論いただくということでございます。一方で、権利条約との関係では、これは、それぞれ非常に幅広くいろいろな分野が関係しておりますけれども、厚生労働省の関係の自立支援法の関係で言いますと、今、我々が考えているところというところ、この権利条約の批准に向けて、何かすごく大きな支障が生じているということでは今はないというふうに考えております。

その意味でいうと、今回の自立支援法の見直しをして、趣旨としては権利条約とそもそも理念は合っているわけですので、この理念に沿った形で自立支援法の見直しをするということによって、基本的には権利条約に向けて自立支援法としての対応というのはより進むという方向ということになると思いますので、何か2つが矛盾するということではないというふうに考えてございます。

2点目にございました地域生活支援事業と個別の自立支援給付との関係でございます。今回の論点整理表でいきますと、先ほどの説明を申し上げました資料の最後になりますけれども、個別の論点の中に、地域生活支援事業という項目が立っておりまして、その一番上に、「地域生活支援事業の対象事業（自立支援給付との関係の整理）」という項目がございます。ここのところで、竹下委員がおっしゃったようなことも論点として入ってくるというふうに思います。

現行制度は、基本的に、一定の基準で2つに分かれているわけですが、委員のおっしゃったことは、ここのところで論点として入ってくるというふうに考えてございます。

3番目のところは、ちょっと趣旨があれですけども、現場で自立支援法についている

いろ動いていて、現場でいろいろな声があるし、また現場に基づくいろいろなデータもとりつつあるという段階でございます。

今後、個別の論点について、それぞれ議論するときには、現場の実態を我々の分かる範囲で、きちんとデータを揃えて、そうした中で議論の検討をお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後に、少し各論だと思いますが、一般就労を進めるという観点で、通勤のところが1つ大事ではないかという話があったかと思っております。

この点は、今回の論点は、主な論点ということで書いてございますけれども、そもそも一般就労に向けて何が必要か、一般就労に向けて就労移行を促進する方策全般論ということになっています。先ほど、企画官のほうから幾つかの観点は申し上げましたけれども、幾つかの観点にとどまらず、幅広く就労移行を促進するための方策という中で、おっしゃっているようなことをどうするかということも1つ議論の対象にはなると思っておりますし、先ほどちょっと申しました地域生活支援事業の在り方ともそこは関係してくるので、その両方のところでの論点の中に入ってくるというふうに認識いたしております。

○潮谷部会長

竹下委員、よろしゅうございますか。

○竹下委員

1点だけ、残る3点は、分かりました。ただ1点だけは、説明の意味が理解できなかったんです。それは、何が言いたいかというよりも説明が何が言いたいか分からないんです。障害者権利条約と矛盾するかどうかと私は指摘しているのではなくて、障害者権利条約で要求されているものが、この障害者自立支援法の抜本見直しに取り入れる必要がないのかということが指摘されているけれども、それはどうなんですかという質問です。

○潮谷部会長

お願いいたします。

○蒲原企画課長

障害者自立支援法と権利条約で目指している方向は、理念として方向性は一致しているというふうに思っております。

その意味でいうと、権利条約に書かれている方向性をベースにしながら、そのほかいろいろなことを勘案しながら、自立支援法のこの見直し作業の中で、いろいろなご議論をしていきたいというふうに思っております。

○竹下委員

僕の言い方、いつもちょっと言葉よくないかもしれませんが、それはちょっと事務局の傲慢でしょう。何でそれが、議論もしていないのに、障害者自立支援法と権利条約の方向が一致していますというのは、それはどこからそれは来るんですか。それを議論する必要はないんですかと言っているのに、一致していますという前提に立ってしまったら、議論できないんじゃないですか。それ、よく理解できない。それだけです。指摘だけして終わります。

○潮谷部会長

事務局、今の点をぜひまた受け止めていただいて、多分、権利条約のことについて、この場でいろいろな観点としては出てきているけれども、この論点の中では、どこで受け止められているのか。そこが明確にされてないということではないかと思いますので、今の竹下委員のご意見を踏まえて、さらにこの点をどのようにするか後日で結構ですので、お聞かせお願いいたします。

○蒲原企画課長

分かりました。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員

私どもの提案で、給付体系についての提案をしております。それは、就労支援の就労関連施策の全体像の整理のところのどこに入っているのか、私たちは給付体系について、働く支援というのは介護でもないし、訓練でもない。働きたいと希望する障害のある方々の思いに応えるとても重要な支援だと思っておりますから、働く場での支援というところ 기본적인スタンスを置いて、独自の給付体系、要は就労支援給付という創設を提案しております。

この議論をぜひしていただきたいということで、確認ですが、就労支援施策の体系の全体像の整理の中のどこに入っているのか確認させてください。

○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

今、ご指摘がございましたことは、先ほどの自立した生活のための支援の中の就労支援

のところの、就労支援施策の体系の中で、論点として入ってくるというふうに認識いたしております。

○潮谷部会長

星野委員、よろしゅうございますか。

○星野委員

はい。

○潮谷部会長

ほかに。

君塚委員、お願いいたします。

○君塚委員

障害の一元化という項目を主な論点の1つにすべきではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。障害の一元化。

○潮谷部会長

すみません、事務局のほうに明確にお声が届かないでいるようですので。

○君塚委員

障害の一元化ということは、特に字の部分で大分議論されて、この中に入っているんですけども、細かいところではなくて、主な論点というようなところに浮かび上げるといふ、大事なことであるというふうに思いますが。

○潮谷部会長

事務局。

○蒲原企画課長

すみません、障害の一元化とおっしゃっているのは、特に児のところは、今日も議論になると思うんですけども、障害児の施設というのは今かなり細かな種別ごとに分かれておいて、その施設の一元化という趣旨のことをおっしゃっているという理解でよろしいですか。

それであれば、ここの資料の中の障害児施設のところについて言うと、例えば障害種別による施設類型の見直しという項目がございまして、ここの意図は、今、割と細かく分かれている障害児の施設類型のところを、そういう障害種別によってやっている類型という

ままでいいのか、それともそこは一元的にするのかということでございますので、そのの
ところに入ってきているというふうに思っています。

○君塚委員

中身はそういうことでいいんですけども、主な論点のほうに浮かび上がらせるというか、
ピックアップするという、そういう要望みたいなものです。

○潮谷部会長

この論点の中の障害児支援というところで、3ページ目のところに、障害種別による類
型の見直し等という形になっておりますが、障害児のところを含めないで、これを1つの
論点としてということでございましょうか。

○君塚委員

障害児の中でも構わないんですけども、障害児の中において、柱立てというか、一元
化という言葉。

○潮谷部会長

類型化ということではなくて、一元化ということで。

○君塚委員

ええ。今まで、検討会での議論は一元化だったと思うんですけど。

○潮谷部会長

それでは、障害児のところ、もう少し中身的なことも含めながら出していただければ
と思いますので、今日、障害児もやりますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

浜井委員、お願いいたします。

○浜井委員

すみません、単なる確認なんですけれども、刑事施設に障害者の方がたくさんいらっし
やあって、帰る場所がないというのが大きな問題になっているわけなんですけれども、その論
点については、この地域での生活支援、あるいは住まいの場の確保というところに含まれ
ているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

そこはそういうものも含めて、広く、地域移行、あるいは地域での生活というふうに思っています。

○潮谷部会長

広田委員、お願いいたします。

○広田委員

1点は、精神障害者のピアサポート、これは、どこに入ってくるのかということと、できたら家族もそれが必要じゃないかという発言もさせていただいているんですけど、それから2ページ目の、2のウの福祉的就労の在り方で、工賃引上げ支援、工賃倍増5か年計画の取組状況の検証というのが出ていますね。これは、地方自治体でこういうことをやっているということを知りまして、何で行政がこういうことをやるのかなと、もし私が旧体系でいう作業所の職員だったら、自分が企業とかお店屋さんに出歩いて、それでこういう精神障害者がいるんですけど、こんな仕事ができるんですけど、何か働き口はありませんかと。私自身忙しさがとれたら、近所のお店で、ボランティア販売員をしますという話をしているんですけど、そういう形で、結果としてそれが啓発になり、雇用の場につながるチャンスだと思うんです。行政がお金をつけて、国を挙げて音頭を取ってやることですか。

いろいろなところにお金を使って、障害者の所得保障もできないような状態の中で、こういうところにお金がつくのがいかになものかなと思っています。

○潮谷部会長

2点でございましょうか。広田委員。

では、事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

確かに、ピアサポートという話がいろいろ出ておりました。ここは、例えばピアサポートもいろいろな形態があって、相談のところのピアサポートもあれば、具体的な支援のところでもあると思います。

例えば、相談のところについて言えば、相談支援体制という中で、これは相談支援事業と書いていますがけれども、幅広い相談支援のことを考えております。

その意味でいうと、そこの中でそういうおっしゃっているような、当事者間の助け合いという形でのピアサポートといったものがここに入ってくるというふうに考えていますし、ほかのいろいろなサービスのところでも、そういった手法というのは議論していただけれ

ばというふうに思っています。

あと2点目の工賃倍増のところでございますが、ここは確かに今、工賃倍増計画というのを県でやっておるといってございまして、論点としてはそれがおっしゃっているような、精神にとって、それがいいのかどうかということも含めて、ここで議論していただくし、もう一つは、工賃倍増計画というとなると、おっしゃるように、県に国が一定のお金を補助金で出しているいろいろな事業をやっているんですけども、ここは、主な論点とこう書いていますけれども、幅広く、やはり工賃がアップすること自体は、恐らく1つの方向だと思うので、その意味でいうと工賃倍増という手法以外に、今、広田委員がおっしゃったいろいろな方法も含めて、何かいい方法がないかということをご議論いただければというふうに思っております。

○広田委員

そうしますと、ピアサポートは、相談事業とかいろいろ入ってくるんですけど、ピアサポートセンターというのもそういうところに入ってきますか。

○蒲原企画課長

それは、論点として入ってくるということなんで、その相談支援の論点を議論するときに、皆さん方のいろいろな意見を聞いた上で、内容的にはそこで議論していけばいいというふうに思っております。

○潮谷部会長

嵐谷委員、お願いいたします。

○嵐谷委員

相談支援というのか、各都道府県それぞれに身体障害者相談員とか、知的障害もあつたかに思いますが、主に身体障害のほうで申し上げますが、相談員の役割、位置付けをどういふことに今後されるのか。全国の相談員の人たちはいろいろ研修などをやっておりますが、全くここは出てこないわけです。その辺りの位置付けをどうされるのか。また、相談員がいわゆるピアカウンセラーの資格を得られるような方向付けをしていただければ、もう少し当事者同士の相談事業というのが進むのではないかなというふうに考えておりますが、その辺りどうでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

本日は、論点でどこに入っているかというのがここの議論だと思います。その意味で言いますと、冒頭の相談支援のところ相談支援体制というところがあって、ここは、先ほど申しましたけど、非常に幅広く相談支援の事業というのをとらえています。その意味でいうと、今、委員がおっしゃったような相談員制度、これはこれまでこの場で、委員始めいろいろなところから出ていました。そうしたものもこの中で入ってくるというふうに思っています。

入ってきたときに、それを一体どういうふうに構成していくかということについては、そのところの議論の中で、またご議論を深めていただければというふうに思っております。

○潮谷部会長

嵐谷委員、よろしゅうございますでしょうか。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

主な論点について、基本的にはこの方向でよいと思うんですけども、主な論点の上に、基本的な理念というか方向というものがありますね。自立支援法を大幅に見直す場合は、この理念というものを、以前決められた具体的な方向というものが含まれているのか、そうではなくて、基本的な理念とか方向付けというものをきちんと整理することがまた必要になるのではないかと思います。

その基本的な問題としては、先ほどお話がありましたように、国連の権利条約等も参考になると思うんですけど、そのような基本的な整理をした上で、主な論点を併せて論議するというような考え方も必要ではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、よろしくお願いいたします。

○蒲原企画課長

おっしゃいますように、理念のところは非常に大事だというふうに思っています。

自立支援法ができたときに、大きな方向として、障害あるなしにかかわらず、地域で暮らせるという、そういう大きな方向を出しているわけでありまして。あるいはできるだけ働くという方向を出しているわけで、基本的な方向としては、そういうところをひとつ頭に置きながら、ご議論をお願いしたいと思っています。

それで、今日の論点は、かなりその意味でいうと、理念というよりもそれぞれの論点ごとのペーパーになっているんですけども、これは、個別の論点をこれからだんだん議論していく中で、おっしゃっているようなそういう理念のところも併せていろいろ議論が出

てくると思います。これはそういうところも含めて議論していく中で、また恐らく年末までの報告、何らかの形に取りまとめる過程で、そうした理念のところもちょっとパーツとして入れ込んでいって議論していくということが必要ではないかというふうに思っておりますので、まずはこの個別の理念に沿って議論をしていく中で、後半のところでも少し、理念のところももう一回ご議論していただければというふうに思っております。

○潮谷部会長

安藤委員、よろしゅうございますか。

○安藤委員

自立支援法がスタートしたときの、この障害者部会の反省があるんですね。今でも忘れられないんです。まず、グランドデザインが出てきたでしょう。応益負担について出てきたわけですね。それが審議の中で自立支援法になりましたね。その方向については、障害部会のほかの人たちは積極的に賛成できないというふうな方向だったんですけど、ともかく厚生労働省の事務局案に押し切られてしまって、仕方なくスタートしたというようないきさつがあるんです。したがって、このような論点が成立して、私たちはそれに基づいていると思って説明したとしても、事務局等の考え方の中で、その論点がきちんと法の見直しに備えがないじゃないかという懸念が、3年前のことがあるもので、頭から離れないんですけども、きちんとこれは障害者部会の審議を主に尊重する考え方に従うというような厚生労働省の方向があるわけでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、何かございますか。

○蒲原企画課長

今日は、お出ししている論点で、いろいろ議論いただくんですけども、議論の過程で、いろいろここで出た意見というのは、我々まさに尊重いたしますし、当然ながら、何か事務局が事務局の方向でやっていくということではなくて、ここの場での、毎回、毎回の議論というのをよく尊重して、それを最終的に何らかの形で、座長のお力も入れながら、全体的にまとめていくということだというふうに思っておりますので、何か事務局が皆さんの意向とは違うところに行くということは、全くそういうことはないようにやっていきたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

安藤委員、よろしゅうございますでしょうか。

トラウマがあるとおっしゃっていましたが、ちゃんとそういった成文化されたものをも

う一度ここでかけていただいて、論議の対象にしていくという方向かと思っておりますので。
川崎委員、お願いいたします。

○川崎委員

精神障害者の立場で申し上げますが、この自立支援法が就労につなげるということで、精神の人も就労できるということは大変に生き甲斐となることではないかと思っておりますけれども、実はこの5ページの3番の地域生活支援事業の中の論点の小規模作業所の移行促進についてなんですけど、実は、現在もなかなか移行ができていないところがあるというのが1つと、やはり精神の人にとりまして、一足飛びに就労というのは、大変にハードルが高いんです。それで、この小規模作業所が今まで果たしてきた役割というのが仲間づくりとか、癒しの場的なものでありまして、そういう場がやはりこの自立支援法の中に置いてほしいと、たしか何度もその場で申し上げておりますけれども、この中に含まれておりますか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○潮谷部会長

事務局、お願いいたします。

○蒲原企画課長

このいろいろな出た議論は、自立支援法に関係するものは、基本的には全部検討項目になるというふうに思っています。

今回は、主な論点ということで書いておりますけれども、今の話で言えば、小規模作業所の移行ということで書いていますけれども、小規模作業所が今どういう役割を果たしているかといったことを踏まえて、移行先もいろいろな移行先があると思います。

あるいは、移行先で何か今うまくいかないところがあれば、そこをどう変えるかということも含めて、幅広くここで議論してもらいたいと思っています。その意味で言うと、おっしゃっているような、就労にひとつ飛びいかないけれども、少しいろいろ皆さんが集っているいろいろなことをやっているという、その機能のところも含めて、どういう形でやっていったらいいかということは、ここで議論の論点に入っているというふうに考えます。

○潮谷部会長

また、ぜひ項目立てでやりますときに、お出しいただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。もしないようでしたら……。

小板委員、お願いいたします。

○小板委員

4ページなんですけれども、手帳の部分で、知的の手帳がちょっとここから外れている

ような感じがしますので、これはぜひとも知的の手帳についても、様々議論があるだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいということです。

それから、もう一つ、先ほど安藤委員が言われたような、確かに障害者自立支援法の理念の第1項目としてはいいと思うんですけども、それがやはり実際に施行されてくると、それが逆に作用しているようなことはたくさん出ているはずだと思うんですね。

そこがやはり一番の議論の場所だろうというふうには、私としては思えないわけなんですけど。そこをやはりきちんと詰めていかないと、各論ばかり持っていくと、やはりそのところが薄らいでいってしまっ、元に戻らなくなってしまうということです、やはり理念と実際に行われている施行とが、本当に整合性がついているかどうかというところが論点になることが大切だなというふうに感じております。

それともう一つは、与党から出てきた抜本的な見直しの報告書があるわけですね。これが実は、各種団体からずっと出してきた、一番の問題点というのは、集約されているような気がするわけですね。

ここもやはり含めて、大切な部分だろうと。ここをどういうふうに埋めていくのか。ここがやはり審議会としても一つの大きな役割ではないかというふうに感じますので、その辺のところをぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○潮谷部会長

要望ということが2点。それと知的手帳の問題、その点について、事務局のほうから。

○蒲原企画課長

4ページのところは、手帳制度という幅広く書いておりますので、また問題意識を別途いろいろ聞いた上で、そうしたこともここに入り得るというふうに思っています。

身障だけを特にここに書いているのは、身障の場合は、特に障害者の定義と手帳の保持というのが完全に法律上リンクしているということがあって、少しその辺を巡って議論があったということで、そこを主な論点として書いているということでございます。

○潮谷部会長

ほかに何かございますでしょうか。もしなければ、本日のテーマに入りたいと思いますが、ただ今の論点整理につきまして、皆様方の意見の中で、竹下委員のほうから、権利条約成立と自立支援法のこの関連見直し、この点については事務局に宿題という形で出ておりますので、後日、よろしくお願ひいたします。

今日、出された論点はまたそれぞれの項目の中で、深めてまいりたいというふうに考えております。

それでは、2つ目の議題に入ります。

今日は、障害児支援の在り方、これが2つ目のテーマでございますので、この点につい

て、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木企画官

それでは、お手元の資料2が障害児支援の関係でございます。

資料2-①は1枚ぺらでございますが、これは先ほどの論点の障害児支援の部分を切り出したものでございますので、こちらをお手元に置きながら具体的なご説明のほうは、資料2-②、障害児支援の見直しについて、というもので進めさせていただきたいと思っております。

その資料の②をおめくりいただきまして、最初に見直しの経緯ということで1ページでございますけれども、自立支援法の附則で障害児支援について3年後見直しと、これは検討項目になっております。こういったことも踏まえまして、これまで障害児支援の見直しに関する検討会というところでご議論いただきまして、7月に報告書をいただいております。

本日のこの論点整理のほうは、その報告書を1つのベースにして整理させていただいております。

まず、最初に、そのページの真ん中、見直しの基本的な視点というところがございます。検討会報告のポイントという2つ目の○にございますけれども、障害児支援についても「自立と共生」という理念を踏まえた検討が求められるということで、この検討会のほうでは、4つ、基本的な視点ということを挙げていただいております。

おめくりいただきまして、2ページの上から4点ございます。

1つ目として、子どもの将来の自立に向けた発達支援ということで、子どもの時期からの適切な支援が将来の自立と自己実現につながるということを踏まえまして、子どもの将来の自立に向けた発達を支援していくという視点。

2つ目で、子どものライフステージに応じた一貫した支援ということで、入学や卒業などによって支援の一貫性が途切れないよう、関係者の連携を図り、子どものライフステージに一貫した支援を行っていくという視点。

3点目として、家族を含めたトータルな支援といたしまして、子どもの育ちの基礎となるのは家族であり、家族を含めたトータルな支援を行っていくという視点。

4点目として、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援ということで、子どものころから共に学び、遊び、育つことが共生社会の実現につながる。また、できるだけ生活の場から近いところで支援を受けることが望ましく、できるだけ身近な地域において支援していくという視点。こういう4点をいただいております。

これにしたがいまして、本日、論点として、2ページの下のほうにございますけれども、事務局として論点としては、今、検討会の報告にございました4つの点、1つ目が子どもの将来に向けた発達支援、2つ目が子どものライフステージの応じた一貫した支援。3つ目が家族を含めたトータルな支援。4つ目ができるだけ子ども・家族にとって身近な地域

における支援という4つを基本的な視点としてはどうかということで書かせていただいております。

続きまして、3ページのほうでございますが、まず1つ目、個別の論点の1つ目が、障害の早期発見・早期対応ということでございます。そのうち、(1)障害の早期発見・早期対応への取組の強化ということで、その現状・課題の欄にございますけれども、出生前後や乳幼児期に障害が分かる場合。あるいは1歳半検診などで分かる場合。3つ目で、発達障害の場合など、保育所などの日常生活の場での「気付き」により分かる場合と、こういった場合がございます。

これに関しまして、検討会報告のほうでは、その下の欄の1つ目の○ですけれども、医療機関、母子保健、児童福祉、障害児通園施設などの障害児の専門機関等の連携を強化し、なるべく早く親子をサポートしていく体制づくりを目指していく必要があると。

あるいは、市町村の自立支援協議会の活用、子ども部会の設置等により、関係機関の連携を強める。こういったことが指摘されております。

また、具体的な取組の例として、下の枠内にありますけれども、出産前後や乳幼児期については、親の心理的なケアを含めて、関係者が連携。1歳半検診などで分かる場合については、疑いにとどまる場合も含め、確実にフォローする。あるいは、障害児の専門機関や保健センターなどの巡回支援。それから、保育所等の日常生活の場で分かる場合には、保育士などの気付きをそのままにしないと。研修とか専門機関による巡回支援を実施するという具体的なことをご指摘いただいております。

それから、おめくりいただきまして、早期発見・早期対応の2つ目として、「気になる」という段階からの支援。4ページでございます。

現状・課題のところでございますように、なるべく早く専門的な支援を行うことが大切であると、こういう認識の下でありますけれども、①発達障害などの場合で、明確な診断ができないケース。②障害があるが、親がそれに気付き、適切に対応できてないケース、こういったものなど十分な支援につながってないと。こういう場合があるというふうに認識をいたしております。

これにつきまして、検討会報告のほうでは、2つ目の○、後段にございますけれども、連続性を持って、重層的に対応して早期の支援につなげていくということで、具体的な取組の例として、①のところですが、身近な敷居の低い場所での支援ということで、障害児の専門機関、保健センターなどに出向いていく。あるいは、2番目で、障害の確定診断前からの支援ということで、親の心が揺れているような段階から発達支援のサービスを体験的に利用。こういったことをご指摘いただいております。

こういったものを踏まえまして、おめくりいただきまして、次のページの5ページのところですが、論点としては、以下のように挙げさせていただいております。

1つ目が、障害の早期発見・早期対応の取組についてですけれども、各地域において医療機関、母子保健、児童福祉、障害通園施設等の障害児の専門機関等の連携を強化し、な

るべく早く親子をサポートしていく体制づくりを進めていくべきではないか。その際、地域自立支援協議会について、子ども部会を設置するなどにより活用を図るべきではないかとさせていただきます。

それから、2つ目で、「気になる」という段階からの親子の支援ということにつきましては、障害児の専門機関が保健センターなど親にとって身近な敷居の低い場所に出向いていたり、障害の確定診断前から発達支援サービスを体験利用できるようにしていくなどの取組を進めていくべきではないかということで論点として挙げさせていただきました。

おめくりいただきまして、2つ目の柱で、就学前の支援ということで、小項目の1つ目が、保育所などでの受入れ促進ということで、現状と課題欄にございますけれども、保育所での障害児の受入れは年々増加しているという状況でございます、引き続きまして、保育所での障害児受入れを促進していくということで、保育士の資質の向上も図っていく必要があるというふうに認識をいたしております。

これに関しまして、検討会報告のほうでは、6ページの下のほうですけれども、障害児の専門機関が、保育所などを巡回支援していくことにより保育所などでの受入れ促進をする。それから、障害児通園施設などに通っている子どもが並行してなるべく多く保育所などに通えるようにしていくというようなことをご指摘をいただいております。

おめくりいただきまして7ページですけれども、2つ目として、障害児通園施設と児童デイサービスの機能の充実ということでございます。

現在、通所型の施設といたしましては、右の表にございますように、知的障害通園施設とか、難聴児通園施設とか、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス、重症心身障害児（者）通園事業、こういったものがございますけれども、こういったものについて検討会報告のところでございますけれども、障害児の通所施設について地域への支援機能を充実していくという観点から、保育所などへの巡回など、外に出て行って障害児や保育士などを支援する機能。あるいは、発達上、支援が必要な子どもについて、相談支援やコーディネートを行う機能、こういうものを十分に果たせるようにしていくべき。

あるいは、次の2つ目の○ですけれども、障害の重複化に対応し、身近な地域で支援を受けられるようにするために、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、通所施設の一元化の方向で検討していくべき。

それから、一番下の○で、予算事業として実施されている重症心身障害児（者）通園事業の充実について法令上の位置付けも含めて検討すべきというご指摘でございます。

8ページのほうですけれども、本部会におきまして、これまで同様の趣旨のご意見をいただいております。

それで論点といたしましては、1つ目、保育所での受入れということで、障害児の通所施設が保育所などを巡回支援していくことを障害児の保育所などへの受入れを促進していくべきではないか。

2点目といたしまして、障害児の通所施設について、地域への役割を強化していく観点

から、地域に出て行って、親子や保育士などを支援する機能や発達障害などの子どもの相談支援を行う機能を十分果たせるようにしていくべきではないか。

3点目といたしまして、障害児の通所施設について、身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう一元化の方向で検討していくべきではないか。その際、診療所と一体的に運営されているもの、単独で運営されているもの等があるものを踏まえ、その在り方を検討すべき。あるいは、また重症心身障害児（者）通園事業の充実について、法令上の位置付けも含めて検討していくべきではないか。このように論点としてさせていただいていました。

次に、3点目で、学齢期・青年期の支援策ということで、これについては、1つ目の項目で、放課後や夏休み等における居場所の確保ということで、現状と課題欄にございますように、学齢期の放課後や夏休み、こういうときにおける居場所の確保策の充実を求める声が大変多いというふうに認識をいたしております。

これにつきまして、検討会報告のほうでは、1つ目の○の真ん中以降ですけれども、子どもの発達に必要な訓練や指導など、療育的な事業を実施するものについて、放課後型のデイサービスとして、新たな枠組みで事業を実施していくことを検討すべき。

それから、次の○で、放課後児童クラブなんですけれども、後段で専門的な対応を図っていくために障害児の専門機関が放課後児童クラブなどについても巡回支援することが考えられる。こういったご意見をいただいております。

次に、10ページのほうで、同じ学齢期・青年期の話でありますけれども、2つ目が卒業後の就労、地域生活に向けた教育、福祉、就労施策の連携ということで、現状と課題の欄にございますけれども、そこに参考で書いてございますように、特別支援学校高等部などの卒業生は、就職が23%、授産施設などの利用が56%と、こういった状況にあって、上の○に書いていますけれども、学校卒業後に円滑に地域生活、就労へ移行できるように、教育・就労施設の連携を図っていくことが必要。こういうふうに私どもとしても認識いたしております。

この点について、検討会報告では、在学中から、卒業後の地域生活や就労を見据えて、体験的な福祉サービス利用ということが考えられるとご提言いただいております。

これにつきまして、おめくりいただきまして、11ページで、学齢期・青年期のお話の論点といたしましては、1つ目で、放課後、夏休みの支援について、1、現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休みなどにおける居場所の確保が求められていることなどを踏まえ、子どもの発達に必要な訓練や指導など、療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして、新たな枠組みで事業を実施することとしてはどうか。

それから、2点目といたしまして、放課後児童クラブ等についてですが、障害児の専門機関が放課後児童クラブ等に対して、巡回支援していくことにより、障害児の放課後児童クラブ等での受入れを促進していくべきではないか。

3点目で、卒業後のことですが、卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育、福祉、就労施策の連携を強化し、例えば、学校の在学中から夏休みなどにおいて、体験的に就労移行支援事業などを利用していくこととしてはどうかというふうに論点を掲げさせていただきました。

4点目といたしまして、12ページでございますけれども、ライフステージを通じた相談支援の方策ということで、現状課題欄でございますけれども、2つ目の○ですけれども、そのときどきに応じて、いろいろな関係者が支援を行うことが必要でありまして、その連携システムが大事であると。

特に、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時、こういったときに、支援の切れ目が生じないということが大事であるというふうに認識しております。

それで、この点について、検討会の報告のほうでは、1つ目として市町村を基本とした相談支援体制。その○の1つ目ですけれども、市町村を基本としてそれを障害児通園施設などの障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制、これを地域の実情に応じて構築。

それから、2番目として、関係者の連携の強化といたしまして、地域自立支援協議会の活用などにより関係機関の連携システムを構築ということ。

それから、3点目で、個別の支援計画の作成あるいは活用を進めていくべきといったことをご提言いただいております。

おめぐりいただきまして、13ページのところで、部会でもライフステージに寄り添った相談支援であるとか、相談の入口のハードルを低くすべきとか、個別の支援計画を作成、こういったことについて、ご意見いただいているところでございます。

こういったものを踏まえまして、相談支援に関しましては、1つ目として、市町村を基本として、それを障害児通園施設などの専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を地域の実情に応じて構築していくべきではないか。

また、障害児の親子にとって、身近な敷居の低い場で支援が行われることが必要であり、例えば障害児の専門機関が外に出向いていたり、気軽に行きやすいところとするため、名称を改めるなどの工夫が必要ではないか。

2番目としまして、連携については、地域自立支援協議会の活用、子ども部会の設置などにより、関係機関の連携システムを構築し、特に、学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援の切れ目が生じないよう連携強化を図っていくべき。

それから、3つ目で、個別の支援計画については、ケアマネジメントの観点から各支援者がどのような役割分担の下で、それぞれ支援していくかの個別の支援計画づくりや関係者による支援会議の開催を進めていくべきではないかということで、論点を挙げさせていただきます。

5番目といたしまして、家族支援についてです。

現状と課題のところでありますけれども、家族は育ちの基礎ということで、家族を含め

たトータルな支援ということが必要と認識しております。

また、よくぎりぎりまで頑張って、結局、在宅で育てられなくなる、こういったこともお聞きするわけでありませうけれども、こういったものを防ぐためにもレスパイト、これが大事であるというふうに認識いたしております。

この点に関して、検討会報告におきましては、1つ目として、家族の養育などの支援ということで、そこに①、②、③とございますけれども、専門家による心理的なケア、カウンセリング、あるいは専門機関による養育方法の支援。3つ目として、保護者同士の交流や障害児の兄弟に対する支援と、こういったものについての支援を検討すべきという意見をいただいております。

それから、レスパイトにつきましては、その支援を図ることが重要。それから、経済的負担などにつきましては、家族の負担能力を踏まえた十分な配慮が必要ということです。

裏側の15ページです。これについても本部会におきましても、親の支援について、あるいはレスパイトについて、ご意見をいただいているところです。

これを踏まえまして、論点といたしまして、2つ掲げさせていただいております。

1つ目が、家族に対する養育方法についてですが、障害児の家族が障害の発見時に適切に対応していくことやその後の養育の能力を高めていくことを支援するため、①専門家による心理的なケアやカウンセリング、それから専門機関による家庭における養育方法の支援、保護者同士の交流や障害児の兄弟に対する支援の促進など、家族を含めたトータルな支援を図っていくべきではないか。

2つ目で、レスパイトについてですが、ショートステイの充実など、レスパイトの支援を図るとともに、現在の利用料の軽減措置を継続するなど、家族の負担の軽減を図っていくべきではないかということで案を整理させていただいております。

続きまして、16ページで、入所施設の在り方といたしまして、1点目が、障害種別による類型ということで、現状・課題欄にございますが、障害児の入所施設は障害種別などによって、7類型、右のほうに表で書いてございます。

他方、障害者、大人の方の施設については、3障害の共通化ということで、また学校教育でも、特別支援学校ということで、複数の障害種別を対象という形への転換が進められているということでございます。

こういったことで、障害児支援施設についても例えば現状でも肢体不自由児施設を知的障害、発達障害がある子どもが利用するということが増えていると認識いたしております。

この点に関しまして、検討会の報告のほうでは、1つ目の○にございますが、障害児施設についても障害の重複化などを踏まえれば、基本的な方向としては、複数の障害に対応できるよう、一元化を図っていくことが適当ということで、幾つかの留意事項もいただいております。

おめぐりいただきまして17ページ、2点目で、在園期間の延長ということで、以前もこの会でご質問などありましたけれども、知的障害児施設、肢体不自由児施設は、必要があ

れば満18歳以降も在所できるという仕組みになってございます。

また、重症心身障害児施設のほうは、継続入所のほかに新たに18歳以上の方であっても、入所できるというふうになっております。

こういう状況で、右の表にございますけれども、いわゆる加齢児、18歳以上の方は、知的障害児施設の場合であれば4割、重症心身障害児施設であれば、9割弱というようになっている現状でございます。

これにつきまして、検討会の報告のほうでは、1つ目の○の中ほどからですが、機能的には、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には満18歳以上のいわゆる加齢児については、受け皿づくりなどを進めて、障害者施策として対応していくということについて検討していくと、こういう意見が出されたというふうになっております。

こうした見直しを行う場合には、支援の継続性を確保するための措置や現在入所している者が施設から退所させられることがないようにする措置など移行に当たっての十分な配慮が必要というふうにも併せていただいております。

それから、3つ目の○で、特に重症心身障害児施設については、下線のところですが、重症心身障害児（者）の特性に応じた支援が保たれるよう、小児神経医や本人をよく知る保育士などが継続して関わられるようにするなど、児・者一貫した支援の必要性や現在入所している方の継続入所について十分な配慮が必要というふうにいただいております。

また、最後の○ですけれども、重症心身障害児（者）の在宅での支援施策、医療的なケアを提供できる短期入所であるとか、訪問看護、通園事業などですが、これについても充実することが必要と、こういうご意見をいただいております。

入所施設の在り方の3点目でございますけれども、障害児の入所施設・住まいの在り方ということで、この点に関して、検討会報告では、1つ目の○では、専門的スタッフの配置の充実。2つ目の○のところですが、小規模の単位の支援ができるような施設の在り方について、検討が必要。あるいは、地域小規模施設制度、障害児のファミリーホーム制度、専門里親制度、あるいは自立体験グループホーム、ケアホーム的な住まいの在り方、こういったものについて、いろいろな意見があったことを含めて、在り方について検討を進めるべきというご意見をいただいております。

こういったことを踏まえまして、入所施設の在り方につきましては、19ページの論点として、3つ掲げさせていただいております。

1点目が入所施設の一元化ということで、入所施設については、障害の重複化などを踏まえまして、複数の障害に対応できるよう、一元化を図っていくべきではないか。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮するとともに、例えば重症心身障害児について、手厚い人員配置が可能となるようにするなど、基準などについて検討していくことが必要ではないかというのが1点目です。

それから、2点目で、在園期間の延長措置などについてですが、障害児の入所施設に満18歳以降も在園できるとされている取扱いについて、満18歳以上の入所者は障害者施策で

対応していくよう見直していくべきではないか。その際には、支援の継続性を確保するための措置や現に入所しているものが退所させられることがないようにするなど、配慮が必要ではないか。特に、重症心身障害児（者）については、児・者一貫した支援の継続性が保たれるよう十分な配慮が必要ではないか。また、重症心身障害児（者）の在宅での支援について、充実を図っていくべきではないかということで、論点をさせていただいております。

3つ目で、障害児の入所施設、住まいの在り方ということについては、障害児の入所施設については、心理的なケアが行える専門的なスタッフの充実や小規模な単位での支援ができるような施設の在り方。障害児の将来の自立を見据えた住まいの在り方。地域の中の専門機関としての役割の強化について検討していくべきではないかということで、論点を出させていただいております。

それから、7番目で、行政の実施主体ということで、20ページでございます。

(1) 障害児施設についての実施主体ということで、現状・課題の欄にございますけれども、現在の制度では、実施主体が都道府県、指定都市、児童相談所設置市、これが障害児施設の実施主体ということになっております。

一方で、ご承知のとおり、在宅の支援施策、ヘルパーなど、あるいは児童デイサービス、保育所などの施策、こういったもの。それから、大人の方の施策は実施主体が市町村ということになっておりまして、障害児施設についても、身近な市町村の役割を高めていくということが必要と思っております。

他方、障害児施設は数が少なく、広域調整が必要なこと。あるいは、入所の必要性などについて、専門的な判断が必要なこと。こういったことを踏まえまして、都道府県、あるいは都道府県の児童相談所の専門性に基づく関与という必要性もあるというふうに認識をいたしております。

この点につきまして、検討会報告では、通所施設については、実施主体を市町村としている方向で検討していくことが考えられる。この場合、特に町村については、都道府県の支援が必要。それから、入所施設については、3つの案が併記されておりまして、その3つの案ごとに課題を整理していただいているわけですが、第1案は市町村とする案。これについては、児童養護施設などへの入所と実施主体が異なることとなるので、障害児が虐待された場合などの判断に課題があるという課題がございます。

それから、第2案として、措置は都道府県、契約は市町村ということで、措置によって入所される場合、契約によって利用される場合、これで実施主体が異なると、混乱が生じる恐れがありという課題をいただいております。

3つ目の案で、当面は都道府県ということで、この場合は、当面都道府県がやるとしても、市町村の関与も必要である。将来的には、市町村とすることを検討すべきというような形で、論点の整理をいただいております。

次のページで21ページですが、それからもう一つの論点として、措置と契約の関

係についてなんですけれども、現状・課題のところにございますけれども、保護者による虐待、あるいは養育拒否、こういった場合は、措置ということでございまして、それ以外の場合は、契約によるというふうな形に入所はなっております。

ただ、現在、次の○にありますけれども、措置による場合と、契約による場合について、都道府県によって判断に大分差があるのではないかとというような状況でございます。

それで、この点に関して、検討会報告のほうでは、下のほうの1つ目の○で、障害児施設への入所が措置か契約かの判断をより適切に行うべきという観点から、措置とするか契約とするか、これについては、障害児の権利、社会福祉制度全体の改革の動向、それから利用者と事業者の対等な関係づくり、こういったものに十分配慮して、さらに検討すべしと。

それから、次の○で、全国的に適切な判断が行われるように、関係団体などからも意見を十分聞いた上で、判断基準をさらに明確化していくということをやって、国において、両方を分けるガイドラインをきちんと作成していくことが求められると、こういったご指摘をいただいております。

おめくりいただきまして22ページですけれども、これで行政の実施主体ということについて3点論点を掲げさせていただきました。

1つ目で、通所施設の実施主体といたしましては、在宅の支援策や児童デイサービスの実施主体は既に市町村であり、都道府県が支援を行うこととしつつ、市町村とする方向で検討することとしてはどうか。

2つ目で、入所施設については、児童養護施設などの入所の実施主体が都道府県とされていることなどを踏まえ、実施主体をどのように考えるべきか。当面、都道府県とする場合には、市町村の関与を強めていくべきではないか。

それから、3点目、措置と契約につきましては、障害児施設の入所について、措置か契約かの判断をより適切に行うべきとの観点から判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとしてはどうかというふうに掲げさせていただきました。

最後に、法律上の位置付けなどについて、検討会の報告のほうで、1つ目の○でありますけれども、障害児への支援については、なるべく一般施策との連携により対応していくという考え方から、各施設や事業の根拠を「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべきという意見をいただいております。部会の中でも、児童福祉法の枠組みの中でというような意見をいただいております。

これで一番下のところですが、論点として、根拠法につきましては、児童福祉法に位置付けることを基本としてはどうかというふうにさせていただきました。

以上に基づきまして、ご議論いただければと考えております。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

皆様、お聞き及びのとおりに、障害児支援の論点は、非常に多岐にわたっております。そこで、できましたら前半と後半というふうに分けて論議をさせていただければと思っております。

前半といたしましては、ページで言いますと、ただ今の説明資料の15ページまでのライフステージに応じた支援の充実。それらか、相談支援や家庭支援の充実。ここまでを前段と。そして、後段といたしまして、施設機能の見直し等による支援の充実、こういうふうに分けさせていただければと思います。

もちろん、関連が前段、後段ございますので、その場合には、どうぞご遠慮なくご発言いただいて結構でございます。

また、お願いですけれど、できるだけポイントを絞って、よろしくご発言いただきたいと思っておりますし、論点の中で、整理をされているページ、ここが明確に分かった上でご発言される場合には、「何ページのことに関連して」と言っていただければと、より皆様方にとっても分かりやすいかと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。

大濱委員、どうぞ。

○大濱委員

まず、6ページ目からなんですけど、就労前支援ということで、保育所での受入れの促進ということで、非常に障害児が受け入れられているということがここに書かれているんですけど、私は、実際相談を受ける、子どもさんの親御さんからいろいろ相談を受ける場合に、保育園に確かに障害児の方が行った、その後、特別支援学校に行くのではなくて、一般学校に行きたいという相談がよく来るんです。

その場合、教育委員会と話して一般学校にオッケーですよと、なぜそこに、一般のほうに行きたいかということ、要するに保育所の中で、友達がいっぱいできたと、その友達とそのまま付き合いたい。そうすると近くの学校に行きたいと。障害を持っていても、お互いに分かりあえる。友達ができた。

それが、特別支援学校に行くと、その友達の関係が切れるので、できるだけその友達と一緒にいたいので、一般学級に行きたいんだという親御さんからよく相談を受けて、それをどうしようという話になって、教育委員会は最初は「ノー」って言うんです。いろいろ話していくうちに、教育委員会でも「分かました」ということで、一般のほうに行くことが可能なんですけど、そのときに問題になるのは、学校に通う場合、これは自立支援法で使えないんです。通学の場合は、自立支援法の上では、通学についてはこの制度は使えないというので、教育委員会のほうで、あとはどうするかということ、1時間1,000円ぐらいとかで、教育委員会のほうの予算のほうからこれを出して、学校に行きなさいと。ただ、週3回ぐらいしか行けないから、あとは親御さん、行きなさいと。

そうすると、親御さんが働いていて、なかなか学校に行けないで、ボランティアを探す、

という問題が現場で起こっていて、それでどうしようかという相談が、現在私のところに、去年あたりからそういう問題が寄せられているという現状がありますので、今後一貫したということを強調して言われていたので、就学前の保育所から、小学校に行く場合、そこら辺の在り方についてどういうふうに整理していくのか。そこら辺もきちんとしていないと、これ、ちょっとこのままだと手が抜けているんじゃないかというのが1点です。

あと2点目ですが、卒業後ですが、これは特別支援学校の高等部、10ページ目の現状・課題ということで、特別支援学校の高等部の卒業の進学が、就職が23%、授産が56%、約80%ですか。あとその20%の方たちがどうしているのか。家に閉じこもったままなのかということもお聞きしたかったのと、それと私たちのところに寄せられているのは、中学校卒業した後、高校に進みたいと、大学に行きたい、そういう場合、ちゃんとした制度上の問題で、やはりこれも学校に行くときに、自立支援は使えない。これは、文部科学省のやはりマターになってくる。これは、厚生労働省と文部科学省がもうちょっときちんと話合って、ちゃんと学校に行けるような仕組みづくりをしていかないと、この縦割りのままだと、これがうまくいかないのではないかと思います。

あともう一点、最後に、実際の問題として、地域に住んでいた子が大学に合格しました。ということになると、例えば東京に住んでいた子が東京で自立支援で生活しているわけです。その場合は、東京都が予算を出しています。

ところが、大学に通い出して、親から仕送りを受けると、その子の出身地が支給決定して、出身地がお金を払わなくちゃならないということになっていまして、出身地が小さな市町村だと、例えばその子が非常に重度で17時間、20時間近い支援が必要だったということだったんですが、これが小さな市町村になりますと、そんなに支給ができません。ということになってきて、実際に大学には合格したけど、生活できないじゃないかという問題が実際問題として起こってくるということで、私が去年あたりもそれである区のところに行って、区の区議長とかいろいろ話をして、何とかそこら辺をしてくださいということで、ある程度やっていただいたり、そういう動きもしたんですが、私が個人で動くのではなくて、これは法律の中できちんと大学にも行ける、高校にも行けるという制度にしていかないと、これは本当に自立支援法ではないんじゃないかということなので、この切れ目のないということをかなり強調されているので、ぜひここら辺をきちんともうちょっと整理していただきたいというのがお願いです。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

この点に関して、皆様方の中で、もう少し関連とかございませんでしょうか。

林参考人。

○林参考人

ただ今の大濱委員さんの中で、保育園の障害児の受入れ、そしてその後、中学について一般学校を希望されたときに、なかなか難しいというお話だったんですが、当市のちょっと取組を簡単にご紹介させていただきます。こういうことでもできるのかなというところなんです。

当市においては、保育園に障害児を受け入れるというのは、今からだいたい12年ぐらい前からやっているわけなんです、その中で、保育士をもちろん加配する。昨年からは、看護師も加配いたしまして、医療的ケアの必要な障害を持った子どもさんの受入れも行っているわけです。

そのほかに、学校に今度就学するという事になった場合に、今までだと就学支援委員会でしたか、そういったことでその障害者の方については特別支援学校なり、そういった言葉はちょっと悪いですが、振り分けというような形になってくる。

ところが、先ほど大濱委員さんがおっしゃったように、友達が保育園から学校へ同じに行くんだということの中で、やはりご本人、あるいは親御さんが一般校を希望するのであれば、ぜひ一般校で受け入れなければおかしいだろうということで、東松山市としても、平成8年から介助員制度ということで設けまして、介助員の方は現在もう50名近くいるんですけれども、徐々に増やして50名いるんですが、地元の小中学校への受入れを行っています。

今年からは医療的ケアの必要な子どもさんも就学しましたので、その対応も看護師を配置するという形で行っているということをしております。

基本的には、当市の市長も常々言うんですが、兄弟で同じ学校に行けないのはおかしいだろうというようなことからこういったことを手がけてきたわけです。

共生という社会を目指すためにも、子どもさんのうちから、小さいうちから、このような取組を行っていく必要があるのかなというふうに考えております。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ちょっと確認させていただいてよろしゅうございますか、その加配は、保育所段階にも加配し、そして通学するそこにも加配するという、そういう二重にわたって配慮しているという、こういう理解でよろしゅうございますか。

○林参考人

保育園にも、障害児1人について1人の保育士をつけています。これは、市立の保育園になるわけなんですけれども、そういう形で扱っております。それから、小学校なり中学の場合には、時間がちょっと長い場合もありますので、1人の生徒について1日おきですが、2人相当ぐらいつくように、例えば1日おきに介護士の方が従事するという形で行っております。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

大濱さんの制度設計上からシームレスになってないところを東松山市が非常に独自に制度を補っていらっしゃる、隙間を補っていらっしゃるという、大変素晴らしい報告をちょうだいいたしましたけれども、これに対して、文科省側から今日せっかくおいででございますので、何かお話がございますなら、よろしく願いいたします。

○文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

就学の問題についてのご意見だったと思うんですけども、子どもたちの就学につきましては、保護者の意向も踏まえつつ、その子どもを最大限、どういう場で一番伸ばせるのかという観点で、これはもう公教育でございますので、教育委員会が責任をもって決めていくというのが現在の仕組みでございます。

その中で、平成14年度からは認定就学ということで、基本的には特別支援学校に入学するのが適切な子どもであっても、市町村において、通常の小中学校でしっかりと教育ができる、責任を持って教育ができるという判断をされた場合は、小中学校へも進学できるような仕組み、柔軟な仕組みにしてきております。

また、小学校、中学校についても、特別支援教育支援員というものを配置しまして、これは介助であったり、学習の補助であったり、そういった支援をする方を小中学校にも整備していくというふうなことで現在取り組んできております。かなりその小中学校へもそういう障害の方々の受入れというのが実態として進んでいるというふうに承知しております。

私ども、平成19年度から特別支援教育をスタートさせまして、そういう意味で、現在幼稚園から高等学校までの体制整備を進めておるわけでございますけれども、この厚生労働省さんとの関係について申し上げますと、就学前から学校卒業後まで一貫した支援というものが課題だと思っております。

特に、今もご意見がございました幼児期から義務教育段階、小学校へのつなぎ目、あるいは高校卒業後、就労、福祉、医療へのつなぎ目、そういったところが課題になっていると思っております。そのためのツールである個別の支援計画というものが重要になると思っております。

そういった移行期において、この行政の主体というものが福祉部局等から教育委員会、また教育委員会からこの福祉部局等に変わるというところでございますので、そういった辺り、一貫した支援が受けることができるよう、この行政の関係部局、特にこの市町村の教育委員会と首長部局の連携体制が重要であると思っております。

文部科学省としましても、厚生労働省さんしっかりと連携をしながら、そういった障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握しまして、適切な教育、必要な支援を

行うことができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

○大濱委員

今の中で問題なのが、学校に通う場合、通学の問題がかなり問題なんです、この辺はどこが負担をするのかとか。親御さんが行けない場合どうするのかと。今、仕組みがないわけです。これは東松山市さんの場合も、そこら辺どうなっているのか。ちょっとそこら辺を教えていただければと思うんですが。

○潮谷部会長

まず、東松山市のほうから。

○林参考人

通学については、親御さんが学校までというのはされているようです。学校中では、全部こちらでやっていますけども、学校までは親御さんの負担になっていると思います。

あと移動支援を使っている方はいないと思うんですが、ちょっとその辺、細かいことは、申し訳ないですが。

○潮谷部会長

文部科学省のほうでいかがでございますでしょうか。あるいは厚生労働省のほうでも。つまり大濱さんのご指摘の中では、学校教育現場はそういう制度的なものが整備されているかもしれないけれど、学校に到達するまでの障害児の支援、これが具体的にどのように考えられているのか。あるいは今後、制度設計という形の中で、文部科学省、厚生労働省連携の中で、何か課題認識を持ってらっしゃるのかどうかということではないかと思いますが、よろしゅうございますか。

その辺について、何かございますか。事務局側から。

○藤井障害福祉課長

障害福祉課長でございます。大濱委員のご指摘、本当に大事な論点だと考えておりますので、今後とも、文部科学省のほうとも密接に話し合いをしながら進めていきたいと思っておりますけれども、通学の際の支援につきましては、市町村、私どもの補助金のほうで支援をしております適正化支援事業の中の移動支援で、対象になる場合があるといいますが、一応こういう制度の枠組みに入っておりますので、市町村の対応によっては、対象になる

場合もあると思いますけれども、ただ一般的に聞いておりますのは、学校に行くとか、あるいは企業に就労で通うとかという場合の通学なり通勤というのはむしろ学校ですとか、相手側のほうの対応という整理が行われているやに聞いております。

そこはまた、文部科学省さん何かございましたら、現状等お話しただければありがたいと思います。

あともう一つ、大濱委員がいろいろおっしゃった中で、ちょっと細かい話で恐縮ですが、大学に、地方から東京に出てこられた場合等の取扱い等がございましたけれども、基本的には大学になりますと18歳以上でございますので、大人障害者だというそういう整理にまたなっただけでございますけれども、住民票が基本になっているようでございますので、住民票がどちらにあるのか、もし東京に移されていけば、東京のほうの施策も対象になるというふうに整理をしております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

通学移動については、今後、省庁間で少し論議をしていただいて、制度設計の中でどのようにやっていくのか。あるいは従来ありました施策の中で、それを明確に位置付けていくのかという課題が出てくるかと思っておりますので、事務局のほう、この点はよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ、お願いいたします。宮崎委員。

○宮崎委員

今のお話少し関連して補足させていただきたいんですが、10ページに大濱委員さんからご質問がありました現状と課題の特別支援学校の高等部等の卒業生の進路状況、これは就職している者が23%、授産施設利用等が56%、そのほかが抜けているんですが、これは障害種によって学校種によって違うんですが、残りは進学等ということになるかと思っております。

なお、就職している者の23%はあくまでも特別支援学校、5障害あるんですが、そのトータルのもので、障害者によって大分異なりがあるというご理解をしていただきたいと思っております。

実は、もう一つ、先ほど企画官からお話があったことと関連しますが、特別支援学校は、障害者に応じたきめ細かな対応をしていくということで、それぞれの障害者のお考え等やその支援のありようで、学校種というのがこれまで対応してきたわけですが、複数の障害に対応できるような仕組みに変わりました。

このことができるだけ障害児（者）の権利、それから教育の保障というようなことで、寄与してきたことは事実でございますので、一般学校がそういったお子さんたちの全てに対応ができる仕組みにまだ十分になっていないということ。

あるいは小学校に入ってから、何年か後には、この学校でなかなか対応できないということで、学校間の移動というんですか、そういったような非常に柔軟な仕組みというのを考えられていると思いますし、そういう意味での就学相談や教育相談というのが充実していくというふうに思っておりますし、先ほどありましたように、認定就学制度といったようなものを活用しながら、対応ができていく仕組みができていくというふうに私は思っております、この辺りは先ほどあったようなことで、またさらに充実をさせていく必要があるだろうというふうに思っております。

2点目に、先ほどは通学保障の話があったんですが、11ページのところに、放課後や夏休み等における支援ということで、それと関連をしているものですが、今日、出していたいただいた自立支援法の見直しに係る主な論点の中の、個別論点の地域生活支援事業の中に移動支援が、市町村が対応してくださっているんですが、学校から保育所やあるいは児童クラブ等へ移動をするようなときに、この移動支援が使える場合と使えない場合というのがやはり出ているんですね。

ですから、その辺りについても、トータルで今後自立支援法の見直しを検討されるときに、併せて検討していただくと、そうしたところで格差というんでしょうか、区市町村で違いが出ないような仕組みができていくのではないかとこのように思われます。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員

私は、早期発見、早期対応のところで意見を述べたいと思いますが、まず基本的な認識として、障害者自立支援法でやるべきことと、それから児童福祉法でやるべきこととをきちんと整理しておく必要があるのではないかとこのように考えていまして、例えば、気になる子どもをどうするかというような話までも、障害者自立支援法でやるのかというのが、基本的には納得がいかない。子育て支援という今我が国の児童施策にとって非常に重要なテーマがあるわけですが、児童福祉法の中の子育て関連事業、子育て支援に関連するいろいろな事業のメニューが書かれていますけれども、そこには、障害という言葉が、私が読んだ範囲では出てきません。

まさに、気になるとか、あるいは育て方が難しく、どうしていいかわからないとか、そういう状況にある親子を支援していくという仕組みは、子育て支援の枠組みの中で、すなわち法的に言えば、児童福祉法の枠組みの中できちんと対応していくことのほうが、ここに書かれているハードルが高いとか低いとかという問題も、合理的に解決されるのではないかと思います。

早期の段階からの話でも、専門的という言葉が、人についても場所についても盛んに出てくるわけですが、少なくとも人に関しては、いろいろな可能性があったとしても、場所について特定をする必要はないというふうに思います。

先ほど来、話が出ているように、多くの保護者はやはり周りの子どもと一緒に育てたい。将来を見通しても、地域で生活をしていくということを考えれば、その子が育ちのプロセスの中で、どれほど広範な人と出会っていくかということが非常に重要なことだと思いますので、早期発見、早期対応というのを過度に強調することによって、一見整った制度のように見えるけれども、逆に子どもが非常に閉鎖的な回路の中でしか育たないということもあるということを十分に認識する必要があるのではないかと思います。

したがって、繰り返しになりますけれども、児童福祉一般の中で整理できる仕事に関しては、むしろそちらを充実強化するというアプローチの仕方を考えるべきではないかと思っています。

ちなみに、先ほど、東松山市の林さんから発言がありましたけれども、そういう体制が整っていく中で、私がかつて理事長をしておりました法人が運営する知的障害児の通園施設は、東松山市の子どもだけでももちろんありませんけれども、40人の定員がいつもいっぱい、さらに4月には10人、20人という待機児童がいるような地域だったんですけれども、この10年間で、10年間あまりの中で、状況が変わって、5年前に施設を閉鎖することに成功したといいますか至りました。

それは選択肢が増えれば、どちらが選ばれるかということ、やはり保護者としては、必要なサービスが当たり前の場所で受けられるならば、そちらを躊躇なく選んでいく。あえて施設の側から施設解体ということを行わなくても、結果として保護者の選択の中で、そういう事態になったということを示し添えたいと思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

その点について、もう少し皆さんの意見を。

はい、どうぞ。

○中村参考人

JDDから参りました中村と申します。

今のご意見に関しまして、専門的という言葉の使い方について、ちょっと申し上げたいと思うんですが、私どもは、いわゆる発達障害、支援法の枠の中で支援を必要とする子どもたちについて、支援の充実をということで動いている団体ですが、いわゆる専門的という言葉の中には、決して最初から障害児という枠の中に埋めるということではなく、いわゆる今、佐藤先生がおっしゃった子育て支援の中に、配慮事項として専門的な視点を組み入れていくということの重大性ということで、ずっとご意見を申し上げてまいりました。

決して場所を限定するとかそういうことではなく、普通に子育てする中でも、ある意味、対処の仕方の中で、きちんと1つの方法というか、配慮事項というものが押さえられていれば、その子どもにとって分かりやすい対応になるという部分で申し上げてきた意見です。ですから、専門的な機関の利用というものそのものが悪いというのではなく、専門的な機関がどのように関わっていくかという部分が重要ではないかと思えます。

もちろん障害という枠の中だけで全部押さえることがいいというのではなく、いわゆるグレーゾーンといわれる方々については、ある意味、障害告知というものを行う以前の段階で、子育てのいわゆる配慮の中に、専門的な視点をどのように組み入れていくか。ある意味それが将来的に、いわゆる階段を上るのではなく、スロープを上るような形で、その子に必要な支援の形ということが明確になっていくという部分が必要ではないかと思っております。

もう一つ申し上げたいのは、発達障害の子どもたちの中で、大変支援度が高い方については、ある意味、やはり私は場の設定が必要なものもあるのではないかというふうに思っております。多分これは文部科学省部が進めている特別支援教育の中でも押さえられている点ではあると思うんですが、画一的に場があるのが悪いとか、場がないのがいいとか、そういう論議ではなく、ぜひ一人一人の子どもに必要なニーズを押さえるために、専門性をどのように活用していくかという部分を考えていただけたらなというふうに思えます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

副島委員。

○副島委員

私ども、知的障害の親ですけれども、ここの中に入っている、今の対応の仕方のところですが、気になる子どもたちの親の気持ちというのは、すごく不安定になっていて、どういう形で今のグレーゾーンや、結局そこから落ちこぼれていく親たちをどのように救い上げていくかということに非常に神経を使わなければならない面がありまして、それで、このポイントに、母子保健という言葉を教えて我々は強調したんです。

要は、子どもを産む段階に一番関わっておられるのが保健師なんですね。保健師が関わっている間は、障害とか、障害があるなし全く関係なくして、通常の子どもとしての関わりなんです。それが、発育する中で、ちょっと遅れがあるんじゃないかという、そういう気になる段階に入ったときに、新しい専門的なところへの足の運びというのはなかなか難しいんです。

それよりも、今まで関わってきた母子保健、そういう保健師との安心できる人間関係から、自分の子どもについての冷静な助言とか、親の冷静な見方、そういうものがそこに働くことによって、早く自分の子どもに対する正しい認識ができて、その次のステップに進

めていくと思うのです。我々としてやはり、そのときの取組の遅さによって大変な障害を抱えるとか、発達の遅れを抱えて、子育てができないとか、子育て放棄になってしまう。そういうところが我々の中にも見えてきました。

つまり、発達に対する気付き、それをどうやってフォローしていくのかというところで、ぜひこの母子保健との連携を今よりもさらに密に、検診時も、検診の後も含めて、継続した支援と言いますか、親への必要な支援というところへ結びつく方法がないのかと考えたことです。そのときに、障害児だから、障害があるからということでの関わりだったら、親はどうしても抵抗があります。

だから、先ほどから言われているように、子どものことに対しては、児童福祉法を基本として、健常児の子ども、障害児の子ども、全てを対応していくような状況をつくっていかないと、最初の段階から、例えば自立支援法のように障害のレッテルを張ってしまうと親は、その次のステップに進むことに躊躇してしまうんですね。そういうところをしっかりと踏まえていくことがここでは大事だと思います。我々の心配は、まさにこのところです。気になるという意識の時を支え、よりそいが重要なのです。ぜひその点を考慮してください。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

副島委員のただ今のご意見は、5ページのところの論点案のところに、母子保健、児童福祉法等々の関連性が言われておりますけれども、皆様方の中で、さらに何かご意見ございませんでしょうか。

林参考人、どうぞ。

○林参考人

今の副島委員さんからお話、ごもつともということで、本市としても独自に市の単独事業として、障害児の保育・巡回指導業務という、そういうのを立ち上げています。いわゆる市立保育園は5園あるんですけども、年に3回ずつ、それぞれ専門機関といいますか、佐藤委員が先ほどおっしゃったんですが、その施設のクリニックがあるわけなんですけれども、そちらのほうの医師、それから相談員等もお願いしてやっております。

障害児等に対する指導、あるいはケース検討会議ですとか、関係機関との連絡調整会議等々を行って、いわゆる通常の訪問の中で、ちょっと目につく、気がつく、そういった形の方の気付きをさせていただくということで取り組んでいます。

これは保育園だけじゃなくて、本市のほうに子育て支援センターというのが1カ所あるんですけども、そこにも定期的にそういった訪問をして、そこに来ている子どもさんの状況を見ていく、相談に乗っていくという、そういったこともやっております。

また、埼玉県でも同じような事業で、障害児療育支援事業というのがありまして、これ

も先ほどの社会福祉法人に委託して、施設の支援、一般指導ですとか、民間の保育園等の支援等も行っている状況です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ここで、少し事務局のほうから出された意見について、雇児局と、それから障害との連携、さらに母子保健に関わって、福島課長のほうからのご意見がありましたら何か出していただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。現状的なこと。

もし、万一、将来展望として、自立支援法と児童福祉法の状況について、何か今現在、検討されているようなことでもあれば出していただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○藤井障害福祉課長

母子保健との連携でございますとか、あるいは児童福祉法と自立支援法の関係につきましては、本日また改めてご紹介をさせていただいております障害児の検討に関する検討会の中でもいろいろ議論がございましたし、また自立支援法と児童福祉法の関係につきましては、本日の論点ペーパーの中でも、改めて論点として挙げさせていただいておりますし、児童福祉法に位置付けることを基本としていただくこととしてはどうかというような、そういった論点の出し方もしておりますので、それぞれのご意見、私どもとしても十分踏まえまして、役所としてもさらに検討していきたいと思っております。

雇児局との関係も基本的にこれまでの数字等を見ましても、保育所、あるいは放課後児童クラブ等々その一般施策の中で、障害児を受け入れていただいている部分が着実に増えていることは間違いのないと思います。

ただ、先ほど、中村参考人のほうからもございましたけれども、やはり私ども専門的な対応というのが必要な部分というのはどうしても出てまいりますので、確かにどういう場で、それを支援していくかというような議論もいろいろあると思いますから、本日の論点の中でも、例えば専門機関のほうから巡回指導のようなことで、もっと利用者のほうが、あるいは親御さんのほうが行きやすい場所でもって支援をするということ、そんなご提案も出させていただいております。検討会での議論を踏まえまして、ご提案をさせていただいておりますので、またご意見をいただければありがたいというふうに思います。

○潮谷部会長

皆様、いかがでしょうか。

生川委員、どうぞ。

○生川委員

11ページのところなんです、今、出ましたけれども、障害児の専門機関が放課後巡回支援ということで、巡回支援ということを言われましたけれども、もし巡回支援をして、障害児の受入れが促進されたとなりましたら、やはりいわゆる放課後児童クラブの職員の方にもある程度障害児のことについて勉強していただく必要があるかということですから、そういう意味では、障害児児童クラブ等の職員研修というんですか、そういうことも盛り込んでいただければと思うんですけれども。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ほかに。

○君塚委員

6ページの就学前の支援策のところでございますが、今日の資料2-②は、検討会の報告書に十分沿っているというふうに判断してはいますけれども、報告書の6ページを見ていただいたときに、私が重要と考えております就学前の支援策の(1)が障害児の支援の在り方となっております。それが抜けている。

なぜ抜けたかというのは、この就学前ということと障害児の支援の在り方でちょっとマッチしないためなのかどうかというふうに考えたりしたんですけれども、障害児の支援の在り方の中の、例えば③の中においては、障害児の専門機関及び教育機関においては、専門的な指導支援を受けることも必要であり、また一般施策において障害児を受け入れる場合には、専門機関による支援を今までのように強化していくことが求められているというふうに書いてあるのは、今日のところには抜けていると思います。

何か、ほかのところは項目立てというか、ページの的に整合性があるんですけれども、報告書の6ページの(1)の障害児の支援の在り方というのが抜けているという理由が何かあるのでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、いかがでございますか。就学前の支援策のところの中で、障害児の支援の在り方、この点について、ちょっと抜けているんじゃないかということですが。

○藤井障害福祉課長

申し訳ございません、ちょっと私、正確に理解ができてないところでありますが、委員がおっしゃっておりますのは、この検討会の報告書のほうの6ページの(1)の障害児の支援の在り方ということで書かれているところが、こちらの資料の7ページで……。

○潮谷部会長

参考資料2の障害児支援の見直しに関する検討会の報告書、これの6ページ。

○藤井障害福祉課長

(1)のところが。

○潮谷部会長

両方とも6ページだから、ちょっと混乱があるかと思いますが。

○君塚委員

報告書の6ページのほうでは、教育機関という言葉ですとか、専門機関の支援をより強化するということが確認されて、支援の在り方ということで書いてありますが、ただそこは就学前に限定しないかなということで飛ばしたのかなと。

○藤井障害福祉課長

若干スペースもございまして、(1)というのは、省かれてはいるんですが、この検討会の報告書の6ページの(1)のところは、いわば考え方のようなところを述べておりますので、そこは本日出しました論点の整理表の中では、具体的な論点を挙げてありますんですけども、当然、これは報告書の(1)に書いてあるようなことも踏まえた上で、論点の整理がされておりますので、そこは(1)の考え方も踏まえた上で、論点を出させていただいていると私どもは理解しております。

○君塚委員

分かりましたが、ほかのところは全て報告書になって、ちょっとしつこいですけども。

○潮谷部会長

前提条件の中で書かれているというご理解でよろしゅうございますでしょうか。

○君塚委員

どこかに、この資料のほうに、支援の在り方を文言化していただけるとありがたいと思います。

○潮谷部会長

そういうことですので、前提条件ではなくて、明文化をという要求でございます。

○藤井障害福祉課長

また議論を踏まえまして、いずれまとめてまいります過程で、そこは整理をさせていた

だきます。

○潮谷部会長

よろしく願いいたします。

岩谷委員、お願いいたします。

○岩谷委員

11ページですけれども、卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携の中に、体験的に就労移行支援事業等を利用していき、学校の在学中に、そういうこと等を利用していくこととはどうかということが書かれておりますけれども、実際は、学校にいる間に、特例子会社なんかで実習なんかをかなりしているんですね。そういうことについて、これは自立支援法の枠内ではないのかもしれませんが、そちらのほうがむしろ効果があるというふうに企業の方はおっしゃっているということも聞いておりますので、その辺のことについて、労働サイドの方、今日、お見えになっておられますので、ここについて何かご意見というか、労働サイドの取組というものについて。それと労働と学校との取組になりますけれども、そのことについてちょっとお聞きしたいと思いますが。

○潮谷部会長

よろしく願いいたします。

労働サイドのほうからのご意見をということでございますので、課長、お答えくださいますか。

○蒲原企画課長

このところは、かなり概括的に体験的に何とか等というふうに書いてありますけれども、趣旨は、そもそも卒業後のいろいろな姿を頭に置きながら在学中からいろいろなことをやっていこうということであります。

その意味だと、今、委員がおっしゃったように、今でも特例子会社とか企業に学校の事業として行っているというところがありますので、そこはそこでできることはもっと増やしていくというのは、当然やるべきだと思います。

その意味で言うと、労働部局、あるいは産業関係のところとよく調整をしていきたいと思っております。

一方で、これは我々の問題意識ですけれども、学校の事業でやったときに、場合によっては学校におけるいろいろな予算とか、あるいはいろいろな費用の関係で、なかなかうまく行ってないところがもしかしてあるのであれば、何か自立支援法上の給付というシステムを活用して、こういう夏休みの場所を使って、時間を使ってやることで、費用面の負担軽減もしながら、よりいろいろな体験の方法が広がるといったことになるのかなと。その

ときに、ここはたまたま就労移行支援事業という言葉で書いていますけれども、こういう就労移行支援事業もあれば、ほかのいろいろな事業もあれば、場合によっては就労以外の例えば地域生活のためのグループホーム、ケアホームの活用とか、そういういろいろなことを給付という形でもって、財政的につくれるようなことが検討できないかなという趣旨で書いてあります。

その意味では、いろいろな方法をやるという中の1つの方法だということでございます。いろいろな先生からまたご意見いただければというふうに思います。

○潮谷部会長

ただ今のことに関連して、箕輪委員、どうぞ。

○箕輪委員

ここに書いてある就労移行支援事業等を夏休み中に子どもが使うというのは、私が読んだときには、就労移行支援事業者側からの意見なのかなと思ったんですね。卒業後に来ていただくのに、何だか分からないところだと、選択肢の一つとして就労支援事業者があるということかなと思って、子どもから見た内容ではないように見えたんですけど。

子どもから見てですか。

○潮谷部会長

よろしゅうございますでしょうか。明確に。

○蒲原企画課長

ここの趣旨は、あくまでここの論点も全て子ども側に立って書いていて、ここの3のところは卒業後の就労地域生活に向けたということなので、まだこのときは子どもでありますけれども、学校を卒業して、18歳なり二十歳になったときに、スムーズな形で、本人の能力、適正によって一般企業で働ける、あるいは、場合によっては親元を離れて、もしかするとグループホーム、ケアホームということも頭に置きながら、そういう生活もあり得るということです。

そういうことがうまくスムーズに移行できるように、学校のうちから、本人にとっていろいろな体験をしているということが非常にいいのではないかといった意味で書いています。そういう意味で言うと、本人側に立ったことをこれまで以上にいろいろな方法で押し進めていこうと、こういう趣旨でございます。

○潮谷部会長

はい、どうぞ。

○箕輪委員

今のお話とは違うんですが、同じページだったんですが。11ページの中で。

○潮谷部会長

そうしますと、岩谷委員、今の説明でよろしゅうございますでしょうか。

就労という、プレボケーショナル・トレーニングも1つ、それからもう一つは、子どもの側から見て地域生活という、そこもということで今説明がございましたが、よろしゅうございますか。

○岩谷委員

はい。

○潮谷部会長

それでは、箕輪委員、お願いいたします。

○箕輪委員

今の資料の11ページの上のところにある、特別な支援を特別な場所で行うだけでなく、一般の地域で必要な支援をという、先ほどの子育てと同じだと思うんですけども、今までの話の中では、一般的な生活をする上で必要な場所に、特別な専門家をもっと関わってもらったらどうかという話が多かったと思うんですが、それに加えて、本当の意味での地域の住民の活用とか、地域にある企業の資源みたいなものをもっと活用できるんじゃないかなと思っていて、最近、文部科学省というか教育よりの、学校は次世代の育成は地域で行うんだということを大きく掲げていて、私たち企業は、授業とか放課後とかそういったところに、特別支援学校に限らず、一般の学校も含めて一緒にやりましょうという姿勢があって、子どもの放課後とか夏休みというのは大人の仕事中なんですけど、その仕事中にどう関わってもらえるかということと一緒に取り組んだりしているんですね。

同じ子どもですので、専門家の関わりというのを強化するとともに、本当の意味での近所ですね。大人が初めて障害のある大人に出会うのが今すごく多くて、お互いにギャップがあるんですが、今社会にいる大人は、自分が子どものころに障害のある子どもと一緒に過ごしてない大人がすごく多かったでするので、そういう意味で、まずは一般の社会にいる大人が、障害のある子どもたちと関わりながら、並行して、大人との出会いといったものをやると、少し心にあるギャップというのが埋まりやすいのかなということいろいろな体験しながら感じているので、もう少し地域住民とか、専門分野じゃない人たちをうまく関わられるような仕組みというのも含めて考えていただけるといいかなと思っています。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

施策体系の中でも、そういうグループとかを自立支援法の中でバックアップして行って、そして居場所をという、この論点の中につなげて行っていただくような方向性を考慮していただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤委員

3ページの早期発見と早期対応について、聴覚障害者に関する意見ですけれども、これは聴覚障害者への特徴的なものではないかと思うんです。今、新生児スクリーニングといまして、産科で聴覚障害を検査することができるわけで、ゼロ歳児から検査できるようになっています。ただ、発見した後どう対応するかの問題ですけれども、2つの選択肢があると思うんです。

1つは医療的な対応です。2つ目が教育的な対応です。ところが、発見された後、その親に伝わる情報といえますのは医療的なものに偏っていて、人工内耳とかなどのほうに偏ってしまって、教育的情報というものが入らないという問題が出ているわけです。

したがって、私たちとしては聴覚障害支援、学校も併せてですけれども、そうする傾向に非常に不安があるんです。人工内耳で全て解決するというのではなくて、小さいときから、聴覚支援学校への通学の環境とか、教育的な対応というものが非常に重要になっているわけです。けれども、今の状態を見ると、そうするような2つの支援策に対する正しい情報を配信する努力がなされていない感じがします。

それは、聴覚障害者の子どもにとっても非常に心配なんです。そういうところを、聴覚障害者に対しては早期発見の対処は必要だけれども、早期対応について、医療・教育のところの幅広い選択肢があることをちゃんと伝えるような努力が必要ではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○潮谷部会長

いかがでございますでしょうか。

この3ページの障害の早期発見・早期対応ということに関連して、正しい情報、啓発、そういったものをきちんとやっておかないと、発見をしたときの発見者の対応ということに問題が生じてくるのではないかというようなご指摘だと思いますが、安藤委員、そのような理解でよろしゅうございますでしょうか。

その点について何か、論点の中ではございませんけれど、いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

○岩谷委員

新生児の聴覚障害のスクリーニングとその後の治療と療育体制について、厚生労働科学研究において研究が始まっております。そこで医療側と教育側との意見が合わないことが大きな問題となっております。この意見の相違に関しては、学問的な視点の違いなど今までの複雑な経過があるように聞いております。医学、教育それに保育の人たちが1つに結びつくということが目標ですけれども、そこが非常に結びつきにくい。それは、難聴であることが診断されたお子さんに人工内耳の手術がよいか、手話がよいかという治療の適応の問題のほかに、親御さんの希望もあって、早期発見をしても、治療方針、療育方針の方針がなかなか決めることができないことも少なくないという問題があるということです。

ここの場で自立支援法の枠内で、早期発見、早期療育体制の整備について、何らかの提案できるかどうかは、お考えいただければと思いますけれども。

○潮谷部会長

大変重いと言いましょうか、自立支援法の中で馴染むのか馴染まないのか。さりながら、問題としては、やらなければ早期発見された障害児の早期対応ということが適切になされていかないという非常に深刻な問題がございますけれども、大変これは、ちょっとできれば教育、医学含めて内部的に、そして何らかの形で、ただ今の安藤委員、それから岩谷委員のお話を受けて、実のある早期発見、早期対応、これにつなげていくようなものが構築されなければと思いますが、事務局いかがですか。

○雇用均等・児童家庭局総務課

雇用均等・児童家庭局です。早期発見の担当をしておりますので。

ちょっと今の状況は、新生児の聴覚のスクリーニングでやっている地域があると承知しております。ただ、やる際に、どういった療育体制につなげられるのかというようなことを前提にやっているものと私自身は思っておったんですが、ちょっと調べさせていただいて、次回にでも報告したいと思います。

それから、座長がおっしゃったとおり、この自立支援法の中で議論するかというのは、多分また別問題かと思っておりますので、ちょっと状況を報告させていただくということによろしいでしょうか。

○潮谷部会長

岩谷委員、それから安藤委員、よろしゅうございますでしょうか。また後日報告をさせていただきますということで。

何か。はい、どうぞ。

○藤井障害福祉課長

大方、繰り返しですけれども、自立支援法の法制度の問題というよりも、運用をどのように進めて円滑にしていけるかというような、そういう観点からの議論だと思いますので、雇児局からの報告を踏まえまして、また改めてご意見をいただければありがたいというふうに思います。

○潮谷部会長

福島課長、何か医者立場でございますか。

○福島精神・障害保健課長

若干、属人的なと言いますか、経験の中を含めて申し上げますと、確かに安藤委員のご指摘のところは非常に重要な部分でありまして、そういうフォローアップできる仕組みをどうつくっていくか、そういう中で初めて、発見するというスクリーニングが意味を持っていくわけで、その対応ができなければスクリーニングは本来やってはいけないとまでは言いませんが、そこをどうすべきかどうか、それ自体も議論しなければいけない問題だというのは、ほかのいろいろなスクリーニングそのものの導入を判断する上で、従来から言われていることとございますので、今は、聴力障害のことを例に挙げられましたけれども、それ以外のものも含めて、同じことだと考えております。

そういうことを踏まえながら、雇児局とも連携をとりながら、あるいは文部科学省とも連携を取りながら対応を考えさせていただきたいと思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

是非、省庁際崩れを起こして、当事者中心に視点を置いて、よろしく施策化をお願いしたいと思います。

それでは、ご意見まだあるかと思いますが、後段が残っておりますので、施設機能の見直し等による支援の充実について、皆様方からご意見を。

○山田自立支援振興室長

先ほどのところで1つだけ補足をさせていただきます。

最初の部分で、障害福祉課長のほうから、障害児の通学児の支援のところ、現状として、通学のときの支援については、補助金で賄われている旨のご説明がありましたけれども、地域生活支援事業は統合補助金として市町村の裁量で行われているものでありますが、例えば、親の事情とか、どうしても送り迎えができない場合、そういったときに市町村が個別に事情を判断して、移動支援事業の対象としている場合もあるというふうに聞いております。このように通年、あるいは長期にわたる通学とか通勤については、まずはそれぞれの分野で、対応というのが今の現状でございます。

今後、また「就労」のところで、同じような話が出ますので、そこでご議論いただければというふうに思っております。

○潮谷部会長

山田自立支援室長のほうからお話がありましたとおりでございますので、また関連して後ほどと思います。

それでは、施設機能の見直し等による支援の充実に入らせていただきます。

まだ、前段があるそうでございます。

○大濱委員

先ほど、藤井課長のほうからお話があったと思うんですが、これは障害児から障害者になる場合の進学のことなんですが、先ほど私、東京で例えば住んでいて、大学に行って、大学の所在地、これは住民票ではないですので、先ほど、課長は住民票っておっしゃいましたよね。これは住民票ではなくて、これは仕送先の都道府県になりますので、間違いのないと思いますから、ちょっともしもあれでしたら、確認をお願いします。

○潮谷部会長

この点については、後ほど明確にお答えをいただきたいと思います。

○藤井障害福祉課長

そこはきっちり確認させていただいて、改めてまたお話させていただきます。

○潮谷部会長

後段に入らせていただきます。施設機能の見直し等による支援の充実、このことについてご意見賜りたいと思います。

施設関係者の皆様方の中で、どなたからでも結構でございますし、施設関係でなくても。君塚委員、どうぞ。

○君塚委員

19ページでございますが、論点2の一番下の、「また」というところで、重症心身障害児（者）の在宅での支援について充実を図っていくべきではないかというふうに書いてあって、在宅の重症心身障害児のほうが入所者よりは何倍も多いということとか、本来、18歳未満の重症心身障害児が在宅でいると。こういう方たちへの支援の充実について、もう少し検討した中身、あるいはもう少し検討した結果を加えて、クローズアップすべきではないかという、大変重たい問題だと思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

事務局のほうで、この、「また」以下のところの、これまで論議されたこと、ヒアリングの中で出てきたこと、そういったことを含めて、もう少し明確に出すべきではないかというご意見でございますので、今、何かございますか。

○藤井障害福祉課長

ここところは、ちょうどお手元の参考資料でお配りしております検討会の報告書で申してあげますと、19ページの辺りになってまいりますけれども、これは論点（案）ということで、論点として整理をさせていただきますので、まさに検討会、いろいろいただいたことも含めまして、改めて審議会の場でご意見をいただきたいという趣旨で、論点として、これは挙げてさせていただきますので、多少デフォルメといえますか、簡単してさせていただきますけれども、検討会で出てきた議論、あるいはご意見なんかにつきましても改めておっしゃっていただければありがたいというふうに思います。

○潮谷部会長

君塚委員、ただ今の意見に基づいて、何かございますならば、どうぞ論点でございますので。

○君塚委員

1つは、在宅ということで、レスパイトが今日の前半で課題になっていたんですけども、重症心身障害児、中でも、超重症児、準超重症児、医療的ケアのスコアの高いお子さんたちのレスパイトが滞って、なかなか施設がレスパイトを受け入れるだけの力がない。

○潮谷部会長

レスパイトの範疇の中に、重心の方たちもということでございますね。
ほかに、岩谷委員、どうぞ。

○岩谷委員

18ページ、19ページに専門的なスタッフという言葉が出ています。例えば19ページの3のところには、心理的ケアが行える専門的なスタッフの充実という言葉が出てきますけれども、私は、専門的なスタッフの充実に、今いるスタッフの能力開発により、心理的ケアにも対応できるようになるという意味も含めるべきだと思っています。専門的なスタッフの充実というこの言葉の意味に、そういうようなことは想定しておられるのでしょうか。

それとも単純に専門的な、その心理職を増やすという意味でしょうか。

○潮谷部会長

検討会報告の中で、どういう背景の中で出てきたのか。

○藤井障害福祉課長

ここは、例えば、児童養護施設と診療担当職員として配置をしておりますのは確かに心理士の方々を配置していく整理になってございます。イメージとしては、同じようなイメージを持っております。

ただ、委員がおっしゃいますように、別のやり方がありますれば、そこはご意見としていただければ、また検討させていただきたいと思えます。

○潮谷部会長

ほかに、皆様、ございますか。

どうぞ、中村参考人。

○中村参考人

同じく19ページの部会のこれまでの意見の中に、強度行動障害の者が重心施設に入っている現状を改め、本来の重症者とは分けて考えるべきというものが挙がっているんですが、これをどのように位置付けていくかというのが、下の論点のほうにちょっと見当たらない気がするんですが、このことにつきまして、またいわゆる重心と言いましても、動く方から、いろいろな方までいらっしゃると思うんですけれども、その辺の整理も含めて、どのように持っていくかということをお伺いできればと思うんですが。

○潮谷部会長

論点でございますので、もし中村参考人のほうで、「こういうふうに」ということがございましたら、お出しいただいとと思えますが。

○中村参考人

強度行動障害の者については、特に今の現状の中で入っているけれども、いわゆる厚いケアが必要であるというふうに押さえられているというふうに思うんですね。

下のほうで、特に継続性ということの中で、1つの大きな枠の中で多分入れていらっしゃるのかなというふうに思うんですが、ぜひ1つの重要なポイントとして、挙げていただく形を押さえいただければというふうに思うんですが。

○潮谷部会長

この点に対して、皆様方の中で、いかがでございますか。分けてという考え、あるいは従来どおりという考え方等々もあるかと思えますが、もう少しこの点の論議でご意見ござ

いますなら出していただきたいですが。

宮崎委員。

○宮崎委員

この件に関しては、検討会の中では特に重症心身の方についての議論は非常にあったんですが、いわゆる動く、多動性の高い重度の強度行動障害の方についての意見というのはまだ十分検討がされてなかった部分もあったやに思われます。

したがって、現実にはそういったお子さんが多数いらっしゃるということも現実ですので、この辺りについては、今、中村参考人がおっしゃったような点もこの論点の中に入れていただくとありがたいと思います。

また、多分、障害者団体からもそういったご意見があったかと思いますが、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○潮谷部会長

高橋委員、お願ひいたします。

○高橋委員

その点について、この前のヒアリングで、末光委員が重症心身障害児の説明をした際に、動く重心の現状がどうかということ、私もお伺ひしましたし、それについて実態を少し調べていただけるということになっていたのではないかと思ひますけれども、その辺いかだでしょうか。

○潮谷部会長

事務局、動く重心の問題について、報告ございましたらよろしくお願ひいたします。

○藤井障害福祉課長

申し訳ございません。まだ、そこの実態等、整理ができてゐるわけでもございませんので、どの辺りまで情報の収集ができるかというところもありますけれども、何がしか整理をいたしまして、ご報告させていただきたいと思ひます。

○潮谷部会長

ぜひ、早くお願ひをしないといけないかなと思ひます。この重症児は分けて考えるべきというところの客観的なデータにもなると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

君塚委員、何か。

○君塚委員

重症児福祉協会の施設で、重症心身障害児（者）は約1万人入っているんですが、大島分類1を外れる人たちが大体2割強。その中に、一部強度行動障害の方たちがいる。その強度行動障害の方たちの数は、把握してないんですけども、あまり数多くないんですけども、最近の入園する方たちは強度行動障害の方たちはいない。本来の重心であるということ、現状だと思います。

ちょっとこの形をどういうふうにするかということについては、ちょっと意見まとめられないし、重症児福祉協会のほうで、真剣に取り組んでおりますので、考え方をちょっと差し控えさせていただきます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員

2度目ですので、ごく簡単に。

施設の類型の問題ですけども、実際に障害児施設、入所型の障害児施設を利用している子どもたち、いわゆる加齢児と言われる人もたくさんおられるわけですけども、基本的には、養護機能、すなわち家庭の養育基盤が脆弱であるために、そういう選択をせざるを得ないということのほうが今や中心だろうというふうに言って、それは間違いではないと思います。

障害が理由で、入所型の施設に入りたい、入らなければならない事情があるというふうなことは恐らく急速に減ってきたと思います。

それはこれらの制度ができた以降に、例えば養護学校の義務制が実施されて、今日、いろいろな障害に対応する教育機関もあるわけだし、医療のことについてもこれらの施設が整備された時代に比べると、全く違う状況があるわけで、しかしなおかつこれらの施設が残っているというのは、障害であることも多少もちろんそのことと無関係でないにしても、家庭の養育機能の問題がメインだろうと思います。

一方、児童養護施設に入所している子どもたちの中に、少なくない障害のある子どもたちがいるのもよく知られているところでありまして、ここを今後どういうふうに考えていくのかということ、障害児施設の中だけではなくて、養護施設の問題も含めて考えていく必要があるのではないかというふうな問題意識を持っています。以上です。

○潮谷部会長

佐藤委員、ちょっと質問してもよろしゅうございますか。

養護施設の中に、内在しているということは重心施設が満杯ということですか。それともほかの理由の中で。

○佐藤委員

現実に、例えば入所についての児童相談所に対しての主訴は当然養育機能の欠落ということで入ってくるわけだけれども、実際に入所してみると、養護施設側が受け入れてみると、実は知的障害があったとか、そういうようなケースが多いです。

正確に数は分かりませんが、埼玉県のある児童養護施設では半数を超えるというんです。知的障害を持つ子どもが。それは、知的障害があるから子育てが難しく、もともとあまり養育能力が高くない親御さんにとって負担になって、そのことを含めて家庭がうまくいなくて、児童施設に入るような状況になったということもあるだろうし、あるいはそのことがきっかけになって、子育てにつまづいた親に虐待を受けて、養護施設に入るようなことになったこともあるかもしれないので、そこは必ずしも明確なデータに基づいているわけではないですけれども、少なくとも最近児童養護施設の側からは障害のある子どもが増えて、対応に大変苦慮しているということを知ります。

その子たちは、主な入所理由は、当然障害ではなくて児童養護の問題としてその施設に入所しているわけです。

ところが逆に、障害児の施設の側は確かに障害が明確にはあるけれども、やはり在宅で過ごすことが難しいという意味では、養護機能の欠落がありつつ、一方でたまたま明確に障害があるということだったので、障害児施設が選択されたというようなことで、結果としては、かなりオーバーラップしていることが現状としてはあるのではないかと思いますので、ここは、類型の整理は、ここの障害の施設の中だけの整理ではなくて、児童養護施設の在り方や機能を含めて検討するべきではないかと思います。

○潮谷部会長

類型の整理ということと同時に、ただ今の発言の中身は、これは検討会報告のポイントの21ページのところの①に関わって、行政の実施主体、こことも関連が深いと思いますので、やはり実態的なものを踏まえて、どのように関わりを持っていくのか。そこら辺りは少し深めていただければと思います。事務局のほうで。よろしく願いいたします。

事務局の発言、ちょっとお願いいたします。

○藤井障害福祉課長

先ほどの児童養護施設といわゆる子どもの社会的養護との関係につきましては、障害児支援の見直しに関する検討会の報告書で申し上げますと、15ページのところに、真ん中辺りに、やはりこの検討会でも議論になっております。

確かにご意見としては、一体的に障害児施設と児童養護施設等の在り方につきましては、一体的に対応していくことを検討していくことが望ましいという意見がありましたんですけども、もう一方で、それぞれの施設におきまして、専門性を生かした対応が図られてい

るというような現状も考えた場合に、なかなか養護施設を一元化してしまうことには課題が多いというような、そういう意見もございました。

今、全国平均で申し上げますと、児童養護施設に入所している子どもの大体約2割が障害児だというふうに言われていますので、確かにオーバーラップしている部分がございます。

やはり、児童養護施設は6割が被虐待児だと言われてはいますが、そういった虐待が代表的な例になりますけれども、そういったいわゆる要養護と言いますか、家庭において養育機能が基本的に不足しているという子どもを措置をして、養護する施設でございますので、どこまで障害児の皆さんに対応できるかというのはまさに専門的な観点から申しましても、一定の限界のようなものもあるのかなというふうに思われますので、そこはやはり切り離してということではございませんけれども、やはり養護施設は養護施設として、またその在り方は雇児局のほうでいろいろご検討いただいていると思いますし、オーバーラップする部分がございますけれども、なかなか一体的に考えていくというのは難しいのかなというふうに私どもとしては思っております。

○潮谷部会長

佐藤委員、いかがでございますか。

○佐藤委員

いや、それは局が違うから難しいという意味ですか。

○藤井障害福祉課長

いや、そういうことではございません。やはりもともとそれぞれが寄って立つ機能というのが違いますから、先ほどの保育所と障害児のための施設、社会資源との関係もそうですけれども、そこは少なくともこれで今回の自立支援法の見直しの流れの中で、障害児施設の体系なり見直しを考えていく上で、児童養護施設等々、一緒にそこまで含めた一元化を議論するというのはなかなか無理があるんじゃないかというふうに考えています。

また、この検討会の報告書につきましても、そんなふうな整理になっているということでございます。

○潮谷部会長

座長の立場で発言すべきではないかもしれませんが、障害をもつ子どもの問題を児童福祉法の中で位置付けていくという方向性の論点の中で、今のことは関わりが深いというふうに思いますので、どちらに入っている、障害を持っている子どもたちというのが本当によりよく地域生活に馴染んでいくような支援というのはこれは欠いてはならない観点だと思いますので、今の佐藤委員の発言内容等をもう少し内部的に引き取っていただいて、

検討していただき、次回、よろしくお願いをしたいというふうに座長としてはまとめさせていたいただきたいですが。

今の発言で終わりというのは、ちょっと。

○佐藤委員

専門性っておっしゃるけれども、例えば重心の施設とか、あるいは肢体不自由児の施設のように、医療型の施設、これは専門性ということに馴染むかもしれないけれども、例えば、知的障害児の入所施設と児童養護施設と職員の配置、基礎的な資格、これは特別に変わらないですね。

だから、もしその専門性というものがあるとしたら、日常的にその子を見ていて、経験を積上げていてという意味で、専門性というふうに使っていらっしゃるんだと思うけれども、そういうレベルの専門性であれば、それは座長がさっき助け舟を出してくださったけれども、現に通常のデータでも2割、児童養護施設にそういう障害のある子どもたちがいるとしたら、そこに対しての手当ては当然必要だし、逆に、知的障害児の入所施設に家庭の養育問題で入所している子どもがいるとしたら、その社会的養護の観点から子どもを支援するという専門性を持った職員を配置していかないといけないという意味で、私はさっき申し上げたわけですし、この専門性というのをそういうふうに違うというふうに分けてしまうと、子どもは不幸なことになるんじゃないでしょうか。

○藤井障害福祉課長

そこは、私の説明の仕方が悪かったかも分かりませんが、検討会の報告書で申しますと、先ほど申し上げたところの下15ページの下から2つ目の○のところになるんですけれども、当面は障害児施設においては、虐待を受けた子どもへの対応、社会的養護の機能を障害児施設においても充実させていくと。一方で、児童養護施設等においても、障害児の対応の機能を向上させていく。

実際、それぞれにおきまして、そういった予算要求等も含めまして整理をしていっているわけですが、おっしゃるように、専門性をそれぞれ充実させていけるような、そういった方策も含めて考えていきたいと思っております。

○潮谷部会長

よろしくお願いいたします。

少し先に進めさせていただいて、行政の実施主体、それから法律上の位置付け、こういったことについてのご意見を少し伺いたしたいと思います、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、林参考人。

○林参考人

行政の実施主体という観点でございますが、市としての立場からちょっとご意見と申しますか、申し上げさせていただきたいと思っております。

実施主体については、報告書の中でも3つの案が最終的に示されているところでございます。

それは入所についてはどうか、通所についてはどうかということと、その入所については必要性の判定について、専門的、広域的な調整が必要なことから、都道府県単位とする。これについては、異存がないところでございます。

通所については、毎日の通いという観点から住民に密接な市町村との考え方、これも一応道理があるというふうに考えられます。しかし、全ての市町村で同じような対応がとれるのかということそれはちょっと異なってくると思っております。

通園施設についても、全国で約400と少なく、市町村数よりも少ないということから、身近な場所に通えないということになるのではないかなと思っております。

東松山市の実情を申し上げます、児童デイサービス事業所はありません。この保健圏域の20万人の中で、隣の町に1事業所あるのみでございます。

したがって、本市から通所している児童はいないということです。

市内の社会福祉法人が運営いたします重症心身障害児の通園事業のB型でしょうか、これも合わせて13人が週2日程度通所しているという状況でございます。

市では、日中一時支援事業所として指定をしている事業所は6カ所あるんですが、そのうちの2カ所が市内にあるということで、定員は合わせて5人という、誠に寒い状況だと思っております。

こういうことから、保育所等での一般施策と同様に、市町村として、一貫した視点で支援していくことを考えてもよいのかなと思っております。

実際には、毎日の通所に耐えられる距離に通所の事業所はないということですので、例えば看護師や介助員の加配によって、保育所、あるいは小学校、その機能を強化することになるかと思っております。

しかし、これには市町村の財政力に大きく関わってくるということで、全国的に見て、地域間格差というものが生じてくるのが現状ではないかと思っております。

このような地域間格差があってもよいのかどうか。分権の時代というふうに言われますが、あってもよいのかどうか。あるいは、その環境整備等について、自立支援法等で対応できるのかどうか。そういう課題が残ってきます。

財政面から見て、福祉サービスをより充実させるというのは、限界があるというふうに考えられますので、これからはより広く、行政と住民と事業所とそれぞれの立場から地域の課題として立ち向かって、その大きな意味でのまちづくりというものを考えていくことが必要ではないかというふうに思っております。

以上、市としての立場からの意見です。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

井伊委員。

○井伊委員

日本看護協会の井伊と申します。

この23ページに法律上の位置付けなどということで、障害児への支援の根拠については児童福祉法に位置付けるという基本ということなんですけれども、こういうふうにするのは、この論点の①のライフステージに応じた支援の充実のA、障害の早期発見・早期対応策のことについても、この児童福祉法に位置付けるという整理になるのでしょうか。

先ほどから母子保健との関連が先ほども少し話題がありましたが、現在、市町村、保健センターで、約1万人の保健師が自治体の保健師として所属しておりまして、多分、半分近くの保健師がこの母子保健法による母子保健事業に関わっております。

市町村によりましては、全数の赤ちゃんを保健師が訪問しているところもありますし、それから1歳半までの間に、6カ月あるいは10カ月ということで、子育て支援という意味合いでの地域活動をしております。

そういう中には、育てにくいお子さんのための場をつくったり、あるいは育てるのが苦手なお母さんたちも一緒にそういうことについて活動していく、中にはそういうことのために母子保健推進員さんなどに加わっていただいて、地域の人たちと一緒に活動をしていく。そういうところで障害を心配するお子さんたちのフォローを就学前まで保健師は関わっているという、そういう市町村も少なからずあります。そういうことにつきましては、いきなり児童福祉法というよりは、母子保健法による母子保健事業を手厚くすることで、かなり機能する部分があるのではないかなというふうに思うところです。

そういたしましたときに、こういう早期発見から施設の問題について一貫してということになるのかと思いますが、事業の根拠を児童福祉法に位置付けるというのが基本ということなので、どういう関連づけをするのかということについては、これからということなのかもしれませんが、こういうふうには書き込まれると、すっきりするようで、ちょっとすっきりしないという、そういう印象がありまして、そういう関連法との関係性ということをご検討いただきたいというふうに思いました。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

何かございますか。

○蒲原企画課長

ちょっと時間もありますので、一言だけ。ここは、よく検討会のときに議論になったのが、自立支援法という大人のサービスをやっている自立支援法の体系で障害児をやるのか、そうではなくて、児童福祉法かという議論があったんですけども、その心は、障害、あるいは障害というのに着目した法体系の下で、この障害児を入れるということと、そうではなくて、児童福祉法に代表される一般的なところでちゃんとやるという、どちらかというところ、考え方としてはそういう考え方の中での整理です。

したがって、ここで児童福祉法に位置付けることが基本にといった意味で言えば、ここは個別のところはいろいろな児童福祉法以外にもおっしゃったようなこともあるでしょう。

ただ、自立支援法という障害に着目したところで事業をやるということについては、ちょっとそうではなくて、むしろ一般的な法制でやるという、そういう意味で書いているということだと思います。

その意味で言うと、今委員がおっしゃったような方向というのもひとつ頭に置きながら、これから自立支援法ではないというところで考えていくということによってやっていきたいと思っております。

○潮谷部会長

ほかにございませんでしょうか。

今日で、子どもの領域は、一応は終わりになっちゃうんで、皆さん、どこかでもう一回と考えて発言を遠慮していらっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、もう一人ぐらいお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

小板委員。

○小板委員

10ページのところなんですけれども、検討会報告のポイントというところで、注釈が打ってあるところなんですけれども、障害者自立支援法、附則第2条により15歳以上の障害児も就労移行支援等の事業を利用可能となっているということになっているんですけれども、これは実際に今就労移行支援事業に対して、特別支援学校の卒業生の進路について、どのような状況になっているのか、ちょっとお伝えいただきたいと思いますが。

○潮谷部会長

事務局、今回回答できますか。

○文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援学校の進路ということでよろしいでしょうか。

特別支援学校、これは19年3月卒業者のデータですので、盲、聾、養護学校、高等部本科の進路の状況で言いますと、高等部卒業生1万4,284人のうち、進学者が3.4%、これは

大学、あるいは専攻科等が3.4%。それから、教育訓練機関等入学者が3.6%。それから、就職者が23.1%。それから、社会福祉施設等入所通所者が57.8%、その他恐らく在宅等だと思いますけれども、12.1%。そういう状況でございます。以上でございます。

○小板委員

実は、この条文の中身でいくと、養護学校ですか、そこを卒業した人たちについては、希望する、希望でない人であろうと、とりあえずは福祉施設という形の中で、就労移行支援事業に入るということは、多分言われているのではないかというふうに思うんです。

これは、障害者自立支援法の大きな柱である就労させることが最大の幸せだということの中身でやられていると思うんです。しかしながら、ここには、一応障害程度区分という区分はありませんし、片一方の生活介護のほうは、それを分類されているわけです。

そうすると、本来から行けば、その人の能力にあった形の中で、実は進路指導をしているのが普通の形だろうというふうに思うんですよね。

ところが、それが現実にはないわけですし、一応その2年という期限だとか、あるいは訓練期間として1カ月とか、そういう中で、この人がそこでは馴染まないよということになったときには、その人を就労継続のB型に落とすということになっていくわけです。

つまりそこでは能力がないというふうに判断されたときには、そういうふうになっていくとなるわけです。そうすると、やはりそのところには、その人たちが、一度落第をするといいますか、そういう方向に向かわざるを得ないということになってくると思うんですよね。そこら辺りは、やはり給付の在り方とか、あるいは障害程度区分の在り方とか、そういうところも含めて、やはり希望を持ってずっと働いていけるような、あるいは進路が明確になっていくような、そういう姿にしていきたいなというふうなことを思います。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

もし、皆様方の中で、ほかにご意見が。

それでは、新保委員、お願いいたします。

○新保委員

先ほど、東松山市さんのほうで、市町村で全国的に同じ対応ができるんだろうか疑問だというお話がございました。

すなわち、地域間格差の課題だということでございますけれども、このことは障害児に限らず、自立支援法全般に関わる重要な課題だというふうに私は思います。

ことにニーズに応じた需給体制をしっかりと整えていく、そのことがニーズとそれを使う利用者との間で、うまくマッチングしていくための形に動いて行きませんか、全体とし

てうまくいかない。これは、みんな分かっていることだと思います。

その意味では、前に戻るようで申し訳ないんですが、いわゆるナショナルミニマムとローカルミニマムの基準設定がどうなっているのか。こういったことも含めて、きっちりと議論していかないと、地方で例えばこういうサービスをやろうと思っているけれどもできない。でも、そういったときには、国が持つ役割として、こういった義務とこれぐらいの補助金を出すんだよというような枠組みづくりの基準がございませんと、全国に標準化してサービスが整っていかないという課題があるんだろうと思うんです。

そういったことがしっかりと担保されないと、サービスをちゃんとどこでも誰でもその人がその必要に応じて使えるんだという条件が整わないと、利用者の、受益者負担の問題も、自分たちはサービスをちゃんと選択できないのに、お金のことばかり言われているということで、利用料のことがどうも先にいっちゃって、この法律はどうかという疑問が出てしまうわけです。

そういう意味では、地域の範囲も含めて、ある一定の地域が同じような社会的判断を共有できるような仕組みというのが、やはり目安としてあって、その上で、利用者の自立ないしは社会環境の広がりがしっかりと担えるようなプロセスというか、実践の形づくりということをしていかなければいけないと思います。

その意味では、前に戻って申し訳ないというふうに申し上げたのは、この障害者自立支援法の中で、個別には、相談支援だとか、あるいは地域生活支援等に係る財源のありようも踏まえながら、国と地方の役割を再確認する必要があると思います。ある意味ではそのことがしっかりとしていないと、市町村計画もちゃんとできていかない。そして、利用者も安心して暮らせないということになりますので、そういったことはこの論点の中ではどこで出てきたのかという気がいたしましたので、気がついた点ということだけでお話をさせていただきます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

副島委員。

○副島委員

育成会のほうから、今日は、特に我々が重要視している障害児支援に対する意見を出させてもらっていますので、これについて少し簡単にお話しさせてください。

特に、私どもは、障害があるなしに関係なく、健全な環境で育っていくことが大切だと思っています。それで、障害に着目して、行っていく自立支援法ではなくて、1人の児童として関わっていく児童福祉法の中で対応すべきであると考えております。その児童福祉法で対応していく中で、母子保健とか、他機関との連携を図っていくことを考えたいと思います。

それで、ちょっと3点か4点ほど言いますと、1つ目に早期発見、早期対応については、我々は母子保健との連携を強く要望しているとおりで、母子保健での対応ができる体制整備が必要だと思います。しかし、今の人員体制の中で、これをやっていくことはなかなか難しいです。それから、2つ目に地域で児童の取組をしている児童デイサービス、この取組みは、地方に行けば行くだけ小規模なんです。

そうすると小規模でも運営可能な報酬単価ということが保障されなかったら、この取組もうまくいかないということです。

それから、もう一つは、保育所とか幼稚園等での受入れをどんどん進めている地域がありますが、そこに対しても職員の加配が伴っていなかったら、これも効果が上がらないということです。

3つ目が、放課後、夏休みの取組の支援のところ、今のところは経過的児童デイサービスが行われていると思いますが、これを制度化していくことが重要だと思います。日中一時支援等も結構地域では活動しています。しかし、経営上、大変無理な状態が発生していますので、こういうところの体制整備を改善することが重要だというふうに思います。

それから、家族支援のところでのレスパイトという言葉が今日出ましたが、レスパイトをするためには、地域でそういう機関をつくるために、独立型とか、通所施設で併設してもらって関わって経営ができる。そういうような体制整備を十分にやっていかないと、それも空転しています。

そんなことを含めて、1つの対策として、そこには人的配置、それから体制整備の改善策、そういうことが伴ってないと、せっかくうたわれたものが、具体化せずに空論に終わってしまうと思います。そういうところをぜひ意見として言わせていただきたいと思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

皆様方から今日は、障害児支援の見直しについてとそれから前段ではこれまで皆さんたちからお聞きいたしました論点、それからヒアリングの中で出てきた論点、これを明確にさせていただくということで審議をさせていただきました。

まだまだおっしゃりたいことたくさんあるかと思いますが、皆様方の発言の中で、さらに事務局に準備をしていただくものも出てきたかと思いますが、今日は、これで論議を終わりとさせていただきます。

事務局にバトンタッチをいたしますので、よろしく願いいたします。

○蒲原企画課長

本日は、いろいろなお意見いただきまして、本当にありがとうございました。

次回でございますが、次回の予定は、9月24日水曜日、午後2時からを予定しております。

す。中身について今整理しておりますけれども、今のところ地域生活の関係をお願いすることになるんじゃないかということで、今、資料を準備しております。また、よろしくお願いいいたします。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、会議を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

(了)

障害者自立支援法の見直しに向けての地方からの提言⑤

平成20年10月8日
千葉県知事 堂本 暁子

1. 地域における相談支援体制について

<現状と課題>

- どのような障害があっても地域での暮らし支えるという障害者自立支援法の理念を踏まえれば、地域の中で障害者個々人の自己実現を支えるための相談支援は必要不可欠。
- 現行の相談支援事業は地域生活支援事業の中の市町村の必須事業という位置づけがなされているが、果たすべき役割や機能、体制の水準等が明確ではなく、また、主たる財源も交付税により対応することとなっているため、市町村の取組に格差が大きい。

<提言>

- 個別のサービス利用につながらない障害者やその家族の力を回復し社会生活力を培うこと（エンパワメント）を目指した相談支援のニーズは大変大きく、早急な体制整備を行っていくことが必要である。
- このような相談支援の対象は自ら障害福祉サービスを利用して自立した生活を営もうと考えること自体が困難な方などであることから、生活課題を積極的に掘り起こす視点を持ってアウトリーチ型のソーシャルワークとして行うことが必要である。
- このため、障害当事者や家族の利便性に配慮しつつ、一定の地域単位で障害特性に関わりなくこのような相談支援が可能となる基幹的な相談支援機関を設置していくことが必要ではないか。その際、当事者や家族のエンパワメントを図ることが最終的な目的となることから、専門家だけでなく、ピアや家族会の力も採り入れていくことが必要である。
- また、制度上の位置づけも、少なくとも一定の体制が地域単位で構築されるまでの間は、交付税ではなく、補助金により対応する形とすべきではないか。
- なお、精神障害者については、引きこもっていて、なんら支援に繋がっていない方も多く、こうした相談支援ニーズは大きい。現状は、地域生活支援センターⅠ型（旧精神障害者地域生活支援センター）がこうしたニーズに対応しているため、新たな相談支援機関を検討する際には、このような既存の取組を十分踏まえることが必要である。

2. ケアマネジメントの在り方について

<現状と課題>

- 個別のケアマネジメントの対象者に限定が加えられているとともに、利用するサービスの支給決定の後でないとはケアマネジメントが実施できない制度構成になっているため、利用している障害者は極端に少ない。
- また、ケアマネジメントを実施する主体である相談支援事業者の多くは、このような制度上の課題に加え、報酬単価の問題もあって、運営が成り立たない現状にあり、提供体制についても脆弱な状況にある。

<提 言>

- 障害福祉サービスなどを利用しつつ、地域で自立した生活を営なもうとする障害者に対して、本人が希望する場合には、本人に寄り添う形でのケアマネジメントが行われることは大変重要であり、地域生活に不安を抱える当事者や家族の不安を和らげるためにも充実させていくことが必要。
- その際、単に障害者が利用を希望する障害福祉サービスの利用計画書を作成することを目的とするのではなく、地域で生活する障害者の生活全般を支えつつ、エンパワメントを図るという視点にたって、アドバイスを行っていくことが必要であり、そのような専門家を育てていくことも重要（実際、障害者のケアマネジメントは高齢者に比べて生活全般に関わるが多いため、より専門性が高いとの指摘もある。）。
- そのためにも、ケアマネジメント自体が実施されていくことが先ずは必要であるため、現行制度上の対象者の限定やサービス利用手続については見直しを行い、より利用しやすい形とすることが必要である。
- また、制度の公正な利用を担保するためにも、ケアマネジメントを実施する者の専門性を高めることも大変重要であり、当面は都道府県において実施している研修内容がより実践的なものになるよう、その水準を高めていくことが必要である。将来的には、介護保険制度のように、相談支援専門員を国家資格として、更にその専門性を高めるなどの対応も必要ではないか。

3. 自立支援協議会について

<現状と課題>

- 地域で生活する障害当事者を支えるネットワークとしての自立支援協議会の重要性については一定程度理解できるが、制度の具体性に欠け、また、予算措置等もない中で、あまりにも多くの機能が期待されている感が強く、多くの市町村において立ち上がっても実態として機能していない状況にある。
- また、『ネットワーク』という言葉が様々な分野で用いられる中で、地域の中には、同様のネットワーク組織が、ほとんど同様のメンバーで、多く存在していることもあり、その点も市町村における不信感にも近い意識につながっている。

<提 言>

- 地域の中で個別のケアマネジメントを実施する相談支援事業者は実態としてほとんど機能しておらず、また、相談支援体制も多くの地域で依然として脆弱な中で、いきなり自立支援協議会の理想モデルを示され、様々な役割が抽象的にこの中で期待されても、多くの市町村で実感がわかず、設置しても、運営に行き詰まり感があるのが実態。
- まずは、自立支援協議会の実態としての事務局機能を担う市町村の立場に立って、果たすべき役割を具体化した上で、個別支援会議の進め方や、事例検討の方法などの、基本的なノウハウを提供するとともに、自立支援協議会の先行事例の紹介などを行っていくことが必要。
- また、地方自治体からのヒヤリング等を実施し、地域の中にある既存の同種の組織についても把握したうえで、必要に応じて、他省庁とも調整しつつ、その整理も検討することが必要ではないか。